# 関税定率法 （明治四十三年法律第五十四号）

#### 第一条（趣旨）

この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準及び関税の減免その他関税制度について定めるものとする。

#### 第二条（定義）

この法律又はこの法律に基づく命令において「輸入」とは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条（定義）に定める定義に従うものとし、「輸出」とは、同条第一項第二号に規定する行為その他貨物を特定の国（公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶を含む。）から他の国に向けて送り出すことをいう。

#### 第三条（課税標準及び税率）

関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課するものとし、その税率は、別表による。

#### 第三条の二（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）

前条の場合において、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物について課される関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した別表の付表第一による。  
ただし、その者が入国の際に携帯して輸入する貨物又は別送して輸入する貨物のそれぞれの全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

##### ２

前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。

* 一  
  この法律その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物
* 二  
  関税法第十章（罰則）の犯罪に係る貨物
* 三  
  商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第一の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物

#### 第三条の三（少額輸入貨物に対する簡易税率）

第三条（課税標準及び税率）の場合において、次条から第四条の九までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物（以下「従量税品」という。）にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六条第一項及び第二項、第九条第一項第一号、第四項第一号及び第八項第一号、第十一条並びに第十四条第十八号において同じ。）の合計額が二十万円以下の輸入貨物（本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。）に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。  
ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者（当該輸入貨物が郵便物である場合にあつては、当該郵便物の名宛人）が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

##### ２

前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第二の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

#### 第四条（課税価格の決定の原則）

輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、次項本文の規定の適用がある場合を除き、当該輸入貨物に係る輸入取引（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。）がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課を除くものとする。）に、その含まれていない限度において次に掲げる運賃等の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）とする。

* 一  
  当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用（次条及び第四条の三第二項において「輸入港までの運賃等」という。）
* 二  
  当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの
* 三  
  当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用
* 四  
  当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの（当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。）で政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
* 五  
  買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

##### ２

輸入貨物に係る輸入取引に関し、次に掲げる事情のいずれかがある場合における当該輸入貨物の課税価格の決定については、次条から第四条の四までに定めるところによる。  
ただし、第四号に該当する場合において、当該輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物（当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。）に係る前項又は第四条の三（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）の規定により計算された課税価格（当該輸入貨物との間の取引段階、取引数量又は同項各号に掲げる運賃等の差異その他政令で定める費用の差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の価格とし、同項の規定により計算された課税価格にあつては、第四号に規定する特殊関係のない売手と買手との間で輸入取引がされた当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格に限る。）と同一の額又は近似する額であることを、当該輸入貨物を輸入しようとする者が、政令で定めるところにより、証明した場合を除く。

* 一  
  買手による当該輸入貨物の処分又は使用につき制限（買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限その他の政令で定める制限を除く。）があること。
* 二  
  当該輸入貨物の取引価格が当該輸入貨物の売手と買手との間で取引される当該輸入貨物以外の貨物の取引数量又は取引価格に依存して決定されるべき旨の条件その他当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が当該輸入貨物の輸入取引に付されていること。
* 三  
  買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの額が明らかでないこと。
* 四  
  売手と買手との間に特殊関係（一方の者と他方の者とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつていることその他政令で定める一方の者と他方の者との間の特殊な関係をいう。以下この号及び第四条の三第一項において同じ。）がある場合において、当該特殊関係のあることが当該輸入貨物の取引価格に影響を与えていると認められること。

##### ３

本邦にある者（以下この項において「委託者」という。）から委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（以下この項において「加工等」という。）をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。  
この場合において、第一項第二号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは、「手数料」とする。

#### 第四条の二（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）

前条第一項の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合又は同条第二項本文の規定の適用がある場合において、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物（当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この条において「同種又は類似の貨物」という。）に係る取引価格（前条第一項の規定により課税価格とされたものに限る。以下この条において同じ。）があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該同種又は類似の貨物に係る取引価格（これらの取引価格の双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格）とする。  
この場合において、同種又は類似の貨物に係る取引価格は、当該輸入貨物の取引段階と同一の取引段階及び当該輸入貨物の取引数量と実質的に同一の取引数量により輸入取引がされた同種又は類似の貨物（以下この条において「同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物」という。）に係る取引価格とし、当該輸入貨物と当該同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物との間に運送距離又は運送形態が異なることにより輸入港までの運賃等に相当の差異があるときは、その差異により生じた価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の取引価格とする。

##### ２

前項に規定する同一の取引段階及び同一の取引数量による同種又は類似の貨物に係る取引価格がない場合には、同項に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格は、取引段階又は取引数量の差異及び輸入港までの運賃等の差異による当該輸入貨物と当該同種又は類似の貨物との間の価格差につき、政令で定めるところにより、必要な調整を行つた後の同種又は類似の貨物に係る取引価格とする。

#### 第四条の三（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）

前二条の規定により輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の国内販売価格（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた当該輸入貨物の国内販売価格を含む。以下この項において同じ。）又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物（当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。以下この項において同じ。）に係る国内販売価格があるときは、当該輸入貨物の課税価格は、次の各号に掲げる国内販売価格の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。  
ただし、第二号の規定の適用については、第一号の規定を適用することができない場合で、かつ、当該輸入貨物を輸入しようとする者が第二号の規定の適用を希望する旨を税関長に申し出た場合に限るものとする。

* 一  
  その輸入申告の時（関税法第四条第一項各号（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。以下この号及び次号において「課税物件確定の時」という。）における性質及び形状により、当該輸入貨物の課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格  
    
    
  当該国内販売価格から次に掲げる手数料等の額を控除して得られる価格
* 二  
  課税物件確定の時の属する日後加工の上、国内における売手と特殊関係のない買手に対し国内において販売された当該輸入貨物の国内販売価格  
    
    
  当該国内販売価格から当該加工により付加された価額及び前号イからハまでに掲げる手数料等の額を控除して得られる価格

##### ２

前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができるとき（当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。次項において同じ。）は、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とする。

##### ３

当該輸入貨物の製造原価を確認することができる場合において、当該輸入貨物を輸入しようとする者が希望する旨を税関長に申し出たときは、第一項の規定に先立つて前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算するものとする。

#### 第四条の四（特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定）

前三条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物の課税価格は、これらの規定により計算される課税価格に準ずるものとして政令で定めるところにより計算される価格とする。

#### 第四条の五（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）

第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告の時（関税法第四条第一項第二号から第八号まで（課税物件の確定の時期）に掲げる貨物にあつては、当該各号に定める時。第十条第一項ただし書において「輸入申告等の時」という。）までに当該輸入貨物に変質又は損傷があつたと認められるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該変質又は損傷がなかつたものとした場合に計算される課税価格からその変質又は損傷があつたことによる減価に相当する額を控除して得られる価格とする。

#### 第四条の六（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）

第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が航空機により運送された貨物であるときは、これらの貨物のうち、無償の見本（航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格が少額であるものとして政令で定める額を超えないものに限る。）又は災害の救助、公衆の衛生の保持その他これらに準ずる目的のため緊急に輸入する必要があると認められる貨物その他これらに類する貨物で政令で定めるものについての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとする。

##### ２

第四条から第四条の四までの規定により課税価格を計算する場合において、当該輸入貨物が、本邦に入国する者により携帯して輸入される貨物その他その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物で、当該貨物の輸入者の個人的な使用に供されると認められるものであるときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格とする。  
当該輸入貨物が、本邦に居住する者に寄贈される貨物で、当該寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められるものであるときも、同様とする。

#### 第四条の七（価格の換算に用いる外国為替相場）

第四条から前条までの規定により課税価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、当該輸入貨物に係る輸入申告の日（関税法第五条第一号（適用法令の特例）に掲げる貨物の課税価格を計算する場合にあつては、同号に定める日）における外国為替相場によるものとする。

##### ２

前項の外国為替相場は、財務省令で定める。

#### 第四条の八（課税価格の計算に用いる資料等）

第四条から前条までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つて算定されたものでなければならない。

#### 第四条の九（政令への委任）

第四条から前条までに定めるもののほか、輸入貨物の課税価格の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五条（便益関税）

関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項において同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

#### 第六条（報復関税等）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下この条、次条及び第九条において「世界貿易機関協定」という。）に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を守り、又は世界貿易機関協定の目的を達成するため必要があると認められるときは、次の各号に掲げる国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、当該各号に定める承認の範囲内において、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。

* 一  
  世界貿易機関の加盟国であつて、世界貿易機関協定に基づいて直接若しくは間接に本邦に与えられた利益を無効にし、若しくは侵害し、又は世界貿易機関協定の目的の達成を妨げていると認められる状況のある国  
    
    
  当該国に対する譲許その他の義務の停止についての世界貿易機関協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関による承認
* 二  
  世界貿易機関の加盟国であつて、その国の世界貿易機関協定附属書一Ａの補助金及び相殺措置に関する協定（以下この条及び次条において「補助金相殺措置協定」という。）第八条８・２に規定する補助金の制度が本邦の産業に重大な損害を生じさせている国  
    
    
  当該国に対する対抗措置についての補助金相殺措置協定第二十四条に規定する補助金及び相殺措置に関する委員会による補助金相殺措置協定第九条の規定に基づく承認

##### ２

本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、若しくは本邦を通過する貨物について、他国の船舶若しくは航空機又は他国から輸出され、若しくは他国を通過する貨物よりも不利益な取扱いをする国から輸出され、又はその国を通過する貨物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、別表の税率による関税のほか、その貨物の課税価格と同額以下の関税を課することができる。  
ただし、前項第一号に規定する紛争解決機関の手続に委ねられるべき場合は、この限りでない。

##### ３

前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第七条（相殺関税）

外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税（以下この条において「相殺関税」という。）を課することができる。  
ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

##### ２

この条において「補助金」とは、補助金相殺措置協定第一条に規定する補助金のうち世界貿易機関協定附属書一Ａの農業に関する協定第十三条の規定並びに補助金相殺措置協定第八条８・１及び８・２の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいう。

##### ３

第一項の場合のほか、外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物（第三号に掲げる貨物にあつては、条約の規定に違反して輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けているものに限る。）のうち、第十項の規定による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、相殺関税を課することができる。  
この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる相殺関税の額は、第十項の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

* 一  
  その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。）（同号及び第三号に該当するものを除く。）  
    
    
  暫定措置がとられていた期間
* 二  
  第九項（第十五項、第二十一項及び第二十五項において準用し、並びに第二十一項の規定を第二十八項において準用する場合を含む。第十項及び第二十八項において同じ。）の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの  
    
    
  暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間
* 三  
  その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に回復することが困難な損害を与えたと認められる貨物で、本邦の産業に与える回復することが困難な損害の再発を防止するため相殺関税を課する必要があると認められるもの  
    
    
  暫定措置がとられた日の九十日前の日以後第一項の規定による指定がされた日の前日までの期間

##### ４

前項の相殺関税は、当該相殺関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。

##### ５

第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを求めることができる。

##### ６

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

##### ７

前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

##### ８

第六項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の供給国の当局又は輸出者は、政府に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める約束の申出（第二号に定める約束の申出にあつては、当該約束の申出について当該貨物の供給国の当局が同意している場合に限る。）をすることができる。

* 一  
  当該調査に係る貨物の供給国の当局  
    
    
  当該貨物に係る補助金を撤廃し若しくは削減し、又は当該補助金の本邦の産業に及ぼす影響を除去するための適当と認められる措置をとる旨の約束
* 二  
  当該調査に係る貨物の輸出者  
    
    
  当該貨物に係る補助金の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束

##### ９

政府は、前項各号に定める約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）を受諾することができる。  
政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の供給国の当局が第六項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

##### １０

政府は、第六項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、第三項の規定により課されるべき相殺関税を保全するため、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（四月以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該補助金の額に相当すると推定される額の担保の提供を命ずることができる。  
ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

##### １１

政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第九項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

##### １２

政府は、第六項の調査が終了したときは、第三項の規定により相殺関税を課する場合を除き、第十項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。  
同項の規定により提供された担保の額が第三項の規定により課される相殺関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

##### １３

第一項の規定により供給国を指定して相殺関税が課される場合において、指定貨物の供給者であつて第六項又は第十九項の調査の対象とならなかつたもの（以下この条において「調査対象外供給者」という。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該調査対象外供給者に係る貨物に課される当該相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

##### １４

政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は調査対象外供給者に係る貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

##### １５

第七項、第八項（第一号を除く。）及び第九項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。  
この場合において、第七項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。

##### １６

第十四項の調査の対象となつた調査対象外供給者に係る貨物について、当該貨物に課される第一項の規定による相殺関税の額が当該貨物の現実の補助金の額と異なると認められる場合は、政令で定めるところにより、当該調査対象外供給者に係る貨物について同項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することができる。

##### １７

指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される相殺関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。  
第一項の規定により課される相殺関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

* 一  
  当該指定貨物に係る補助金についての事情の変更
* 二  
  当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

##### １８

指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される相殺関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

##### １９

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第十七項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

##### ２０

前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

##### ２１

第八項及び第九項の規定は、第十九項の調査が開始された場合について準用する。

##### ２２

第一項の規定により相殺関税が課されている場合において、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

##### ２３

指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

##### ２４

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

##### ２５

第八項、第九項及び第二十項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

##### ２６

第二十四項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

##### ２７

第一項の規定により指定された期間を第十七項又は第二十二項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。  
当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

* 一  
  第十七項の規定により延長する場合  
    
    
  第十九項の調査が完了した日
* 二  
  第二十二項の規定により延長する場合  
    
    
  第二十四項の調査が完了した日

##### ２８

第十七項から第二十一項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第九項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

##### ２９

指定貨物の輸入者が納付した相殺関税の額が当該指定貨物の現実の補助金の額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する相殺関税の還付の請求をすることができる。

##### ３０

政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として相殺関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

##### ３１

前項の調査は、第二十九項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

##### ３２

関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第二十九項から前項までの規定により相殺関税を還付する場合について準用する。  
この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第二十九項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

##### ３３

前各項に定めるもののほか、相殺関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第八条（不当廉売関税）

不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

##### ２

前項の場合のほか、不当廉売された貨物のうち、第九項の規定による措置（以下この項において「暫定措置」という。）がとられ、かつ、次の各号に掲げる貨物の区分に応じ当該各号に定める期間内に輸入された指定貨物があるときは、これらの貨物について、別表の税率による関税のほか、政令で定めるところにより、不当廉売関税を課することができる。  
この場合において、当該暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税の額は、第九項第一号の規定により課された暫定的な関税又は同項第二号の規定により提供を命ぜられた担保により保証された額を限度とする。

* 一  
  その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められる貨物（暫定措置がとられなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるものを含む。次号において同じ。）（同号及び第三号に該当するものを除く。）  
    
    
  暫定措置がとられていた期間
* 二  
  第八項（第十四項、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに第二十四項の規定を第三十一項において準用する場合を含む。第九項及び第三十一項において同じ。）の規定により受諾された約束の違反があつたことにより暫定措置がとられた貨物で、その輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるもの  
    
    
  暫定措置がとられた日の九十日前の日と当該約束の違反があつた日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間
* 三  
  その輸入が短期間に大量に行われたことにより、本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を生じさせたと認められる貨物で、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、当該輸入の時期、当該輸入に係る貨物の数量その他の状況を勘案して、前項の規定による不当廉売関税を課するだけでは本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の再発を防止することが困難であると認められるもの  
    
    
  暫定措置がとられた日の九十日前の日と調査開始の日とのいずれか遅い日以後前項の規定による指定がされた日の前日までの期間

##### ３

前項の不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとする。  
この場合において、当該貨物につき第九項第一号の規定により課された暫定的な関税が納付されているときは、当該不当廉売関税が納付されたものとみなす。

##### ４

第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。

##### ５

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

##### ６

前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

##### ７

第五項の調査が開始された場合において、当該調査に係る貨物の輸出者は、政府に対し、当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束又は当該貨物の輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

##### ８

政府は、前項に規定する約束の申出があつた場合において、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができるときは、その約束（有効期間が五年以内のものに限る。）を受諾することができる。  
政府が約束の申出を受諾したときは、政府は、当該約束に係る貨物の輸出者が第五項の調査を完了させることを希望する場合を除き、同項の調査を取りやめることができる。

##### ９

政府は、第五項の調査が開始された日から六十日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠（前項の規定により受諾された約束の違反があつたときは、最大限の入手可能な情報）により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（九月以内で政令で定める期間内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、次のいずれかの措置をとることができる。

* 一  
  当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すること。
* 二  
  第二項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の暫定的な関税の額に相当する額を保証する担保の提供を命ずること。

##### １０

政府は、前項の規定による措置がとられた貨物につき、第八項の規定により約束を受諾したときは、政令で定めるところにより、当該措置を解除するものとする。

##### １１

政府は、第五項の調査が終了したときは、第二項の規定により不当廉売関税を課する場合を除き、第九項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保を速やかに還付し、又は解除しなければならない。  
同項の規定により課された暫定的な関税又は提供された担保の額が第二項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の暫定的な関税又は担保についても、同様とする。

##### １２

新規供給者（第一項の規定により供給国を指定して不当廉売関税が課される場合において、第五項又は第二十二項の調査の対象となる期間内に本邦に輸入された指定貨物の供給者及びこれと関係を有する者として政令で定めるもの以外の供給者をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠を提出し、当該新規供給者に係る貨物に課される当該不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

##### １３

政府は、前項の規定による求めがあつた場合又は新規供給者に係る貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税の額が当該貨物の現実の不当廉売差額と異なることに関する事実についての十分な証拠があり必要があると認める場合は、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

##### １４

第六項から第八項までの規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。  
この場合において、第六項本文中「一年以内に」とあるのは、「一年以内において速やかに」と読み替えるものとする。

##### １５

第十三項の調査が開始されたときは、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物で、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内（第十七項及び第十八項において「調査期間内」という。）に輸入されるものについては、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による不当廉売関税を課さないものとし、同項の規定により課される不当廉売関税を次項の規定により変更し、又は継続する場合を除き、政令で定めるところにより、当該調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物に課される第一項の規定による不当廉売関税を当該調査が開始された日から廃止するものとする。

##### １６

第十三項の調査の対象となつた新規供給者に係る貨物について不当廉売差額が認められる場合は、政令で定めるところにより、期間（当該調査の開始の日から当該調査に係る第一項の規定により課される不当廉売関税について同項の規定による指定がされた期間の末日までの期間内に限る。）を指定し、当該指定された期間内に輸入される当該新規供給者に係る貨物について第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は継続することができる。

##### １７

前項の場合において、調査期間内に輸入された貨物について課される不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとし、当該不当廉売関税の額は、第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額を限度とする。

##### １８

政府は、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十六項の規定により変更し、又は継続することとなる場合に調査期間内に輸入された貨物について課される当該変更又は継続された第一項の規定による不当廉売関税を保全するため、政令で定めるところにより、第十三項の調査に係る新規供給者が輸出し、又は生産する貨物を調査期間内に輸入しようとする者に対し、当該貨物について第十五項の規定により課さないものとされる第一項の規定による不当廉売関税の額に相当する額と同額以下の額を保証する担保の提供を命ずることができる。

##### １９

政府は、第十三項の調査が終了した場合において、第一項の規定により課される不当廉売関税を第十五項の規定により廃止するときは、前項の規定により提供された担保を速やかに解除しなければならない。  
同項の規定により提供された担保の額が第十六項の規定により変更された第一項の規定により課される不当廉売関税の額を超える場合における当該超える部分の担保についても、同様とする。

##### ２０

指定貨物について次に掲げる事情の変更がある場合において、必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更（同項の規定により指定された期間の変更を含む。以下この項及び次項において同じ。）し、又は廃止することができる。  
第一項の規定により課される不当廉売関税を変更する場合において、次の各号に掲げる事情の変更のいずれをも勘案してその必要があると認められるときは、同項の規定により指定された期間を延長することができる。

* 一  
  当該指定貨物に係る不当廉売についての事情の変更
* 二  
  当該指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての事情の変更

##### ２１

指定貨物の供給者若しくはその団体、輸入者若しくはその団体又は第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の初日から一年を経過した日以後において、政令で定めるところにより、政府に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠を提出し、第一項の規定により課される不当廉売関税を変更し、又は廃止することを求めることができる。

##### ２２

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他第二十項第一号又は第二号に掲げる事情の変更があることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事情の変更の有無につき調査を行うものとする。

##### ２３

前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

##### ２４

第七項及び第八項の規定は、第二十二項の調査が開始された場合について準用する。

##### ２５

第一項の規定により不当廉売関税が課されている場合において、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が同項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、当該指定された期間を延長することができる。

##### ２６

指定貨物に係る第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、同項の規定により指定された期間の末日の一年前の日までに、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠を提出し、当該指定された期間の延長を求めることができる。

##### ２７

政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が第一項の規定により指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあることについての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該おそれの有無につき調査を行うものとする。

##### ２８

第七項、第八項及び第二十三項の規定は、前項の調査が開始された場合について準用する。

##### ２９

第二十七項の調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される指定貨物については、当該指定貨物が第一項の規定により指定された期間内に輸入されたものとみなして同項の規定を適用する。

##### ３０

第一項の規定により指定された期間を第二十項又は第二十五項の規定により延長する場合においてその延長することができる期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日から五年以内に限るものとする。  
当該延長された期間を延長する場合においても、同様とする。

* 一  
  第二十項の規定により延長する場合  
    
    
  第二十二項の調査が完了した日
* 二  
  第二十五項の規定により延長する場合  
    
    
  第二十七項の調査が完了した日

##### ３１

第二十項から第二十四項まで及び前項（第二号を除く。）の規定は、第八項の規定により受諾された約束を変更（有効期間の変更を含む。）する場合について準用する。

##### ３２

指定貨物の輸入者が納付した不当廉売関税の額が当該指定貨物の現実の不当廉売差額を超える事実がある場合には、当該輸入者は、政令で定めるところにより、政府に対し、当該事実についての十分な証拠を提出し、当該超える部分の額（次項において「要還付額」という。）に相当する不当廉売関税の還付の請求をすることができる。

##### ３３

政府は、前項の規定による請求があつた場合には、要還付額の有無その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、遅滞なく、その請求に係る金額を限度として不当廉売関税を還付し、又は請求の理由がない旨をその請求をした者に通知する。

##### ３４

前項の調査は、第三十二項の規定による請求があつた日から一年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を六月以内に限り延長することができる。

##### ３５

関税法第十三条第二項から第七項まで（還付及び充当）の規定は、第三十二項から前項までの規定により不当廉売関税を還付する場合について準用する。  
この場合において、同法第十三条第二項に規定する還付加算金の計算の基礎となる同項の期間は、第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日から起算するものとする。

##### ３６

輸出者と連合している輸入者による輸入された貨物の国内における販売が当該貨物の輸出のための販売価格及び正常価格より低い価格で行われる場合には、当該販売を不当廉売された貨物の輸入とみなして、前各項の規定を適用する。

##### ３７

前各項に定めるもののほか、不当廉売関税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第九条（緊急関税等）

外国における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（以下この条において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。  
ただし、指定しようとする貨物のうちに、経済が開発の途上にある世界貿易機関の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該貨物の総輸入量に占める比率が小さいもの（以下この項及び第八項において「輸入少量途上国産品」という。）が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

* 一  
  指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。
* 二  
  指定された貨物について世界貿易機関協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附属書一Ａの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この条において「一般協定」という。）に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条１（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関協定附属書一Ａのセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

##### ２

前項の規定による措置をとる場合において、同項の規定により指定しようとする期間が一年を超えるものであるときは、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならない。

##### ３

特定の貨物につき第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合又はとつた場合には、一般協定第十九条２（緊急措置のための手続）の規定及びセーフガード協定に基づく協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で関税の譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は関税の譲許がされていないものにつき新たに関税の譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

##### ４

外国において一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定により特定の貨物に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置（以下この項及び次項において「外国の緊急措置」という。）がとられた場合において、一般協定第十九条３（ａ）（緊急措置に対する措置）の規定及びセーフガード協定又は一般協定第十九条３（ｂ）（急迫した事態における緊急措置に対する措置）に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物（一般協定第十九条３（ａ）の規定及びセーフガード協定による措置をとる場合には、国及び貨物）を指定して、次の措置をとることができる。  
ただし、一般協定第十九条３（ａ）の規定及びセーフガード協定による措置については、当該外国の緊急措置がセーフガード協定により当該外国における当該特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、当該外国の緊急措置がとられた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

* 一  
  当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。
* 二  
  当該貨物につき、マラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率）の範囲内の税率による関税を課すること。

##### ５

第三項又は前項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置の補償又は外国の緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

##### ６

政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

##### ７

前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。  
ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。

##### ８

政府は、第六項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。  
ただし、指定しようとする貨物のうちに輸入少量途上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

* 一  
  指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。
* 二  
  指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

##### ９

政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。  
同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

##### １０

第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、同項に規定する本邦の産業が構造調整を行つていると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第八項の規定により指定された期間と通算して八年以内に限り延長することができる。  
この場合において、当該延長された期間内における第一項の規定による措置は、当該延長される前の期間内における同項の規定による措置よりも輸入制限的でないものでなければならない。

##### １１

第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

##### １２

政府は、第一項の規定により指定された期間が三年を超える場合には、当該期間の前半において同項の規定による措置の撤回又は当該措置の緩和の促進のための検討を行うものとする。

##### １３

第一項第一号の規定による措置又は同項第二号の規定による措置その他の一般協定第十九条１の規定及びセーフガード協定による措置（以下この項において「緊急措置」という。）がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は二年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、第一項又は第八項の規定による措置をとることができない。  
ただし、とろうとする措置が百八十日以内の期間でとられるもの（以下この項において「短期の措置」という。）であつて、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

* 一  
  当該短期の措置が、当該短期の措置に係る貨物について既にとられた直近の緊急措置の開始の日から一年を経過した日以後にとられる場合
* 二  
  過去五年以内に当該短期の措置に係る貨物について緊急措置が三回以上とられていない場合

##### １４

第一項、第三項又は第四項の規定による措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

##### １５

前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第九条の二（関税割当制度）

別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

##### ２

前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

#### 第十条（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）

輸入貨物が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により引き取ることを承認された貨物については、当該承認）前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷による価値の減少に基づく価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。  
ただし、輸入貨物が輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合には、価格の低下率を基準とする関税の軽減（数量を課税標準とする関税に係るものを除く。）については、この限りでない。

##### ２

輸入の許可を受けた貨物が、輸入の許可後引き続き、保税地域又は関税法第三十条第一項第二号（許可を受けて保税地域外に置く外国貨物）の規定により税関長が指定した場所（第四項において「保税地域等」という。）に置かれている間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払い戻すことができる。

##### ３

関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。  
この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、同法の規定を適用する。

##### ４

特例申告貨物（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）が、輸入の許可後引き続き、保税地域等に置かれており、かつ、当該特例申告貨物に係る特例申告書（同条第一項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）が提出されるまでの間に、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合においては、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

#### 第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）

加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物（加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その関税を軽減することができる。

#### 第十二条（生活関連物資の減税又は免税）

輸入される米、もみ、大麦又は小麦について次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

* 一  
  輸入されるこれらの貨物の第四条から第四条の九までに規定する課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき。
* 二  
  凶作の場合又は天災、事変その他の緊急の場合において必要があるとき。

##### ２

食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

#### 第十三条（製造用原料品の減税又は免税）

次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

* 一  
  飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品
* 二  
  落花生油の製造に使用するための落花生

##### ２

税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。

##### ３

第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

##### ４

第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。

##### ５

製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、そのつど又は随時、その製品について検査を受けなければならない。

##### ６

第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。  
ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

##### ７

次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。  
ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

* 一  
  第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。
* 二  
  第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

##### ８

第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

#### 第十四条（無条件免税）

次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

* 一  
  天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品
* 二  
  本邦に来遊する外国の元首若しくはその家族（配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。以下同じ。）又はこれらの者の随員に属する物品
* 三  
  外国若しくはその行政区画である公共団体、国際機関又は財務大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから本邦に居住する者に贈与される勲章、賞牌はいその他これらに準ずる表彰品及び記章
* 三の二  
  国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品及びこれらの機関によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品
* 三の三  
  政令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下この号及び第十五条第一項第五号の二において「博覧会等」という。）への参加国（博覧会等に参加する外国の地方公共団体及び国際機関を含む。）が発行した当該博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの
* 四  
  記録文書その他の書類
* 五  
  国の専売品で政府又はその委託を受けた者が輸入するもの
* 六  
  注文の取集めのための見本。  
  ただし、見本用にのみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものとして政令で定めるものに限る。
* 六の二  
  本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物に張り付けるラベルで、当該貨物を輸出するために必要なものとして政令で定めるもの
* 七  
  本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）
* 八  
  本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。）
* 九  
  本邦の在外公館から送還された公用品
* 十  
  本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わつていないもの。  
  ただし、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により関税の免除又は軽減を受けた貨物、第十九条第一項又は第六項の規定により関税の軽減若しくは免除若しくは払戻し又は控除を受けた貨物を原料として製造した貨物、第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外国に向けて送り出した製品及び同条第二項若しくは第四項、第十九条の三第一項若しくは第三項又は第二十条第一項、第二項、第四項若しくは第五項の規定により関税の払戻し又は控除を受けた貨物を除く。
* 十一  
  本邦から輸出された貨物の容器（これに類する物品を含む。以下第十七条第一項第二号及び第三号において同じ。）のうち政令で定めるもので当該輸出の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているもの。  
  この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。
* 十二  
  削除
* 十三  
  遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びぎ装品
* 十四  
  本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積み戻されたもの。  
  この場合においては、第十号ただし書の規定を準用する。
* 十五  
  削除
* 十六  
  身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品で政令で定めるもの
* 十七  
  ニュース映画用のフィルム（撮影済みのものに限る。）及びニュース用のテープ（録画済みのものに限る。）。  
  ただし、内容を同じくするものについては、そのうちの二本以内に限る。
* 十八  
  課税価格の合計額が一万円以下の物品（本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。）

#### 第十四条の二（再輸入減税）

次の各号に掲げる貨物で輸入され、その関税の額が当該各号に掲げる関税の額を超えるものについては、政令で定めるところにより、その超える額の関税を軽減する。

* 一  
  本邦から積みもどされた保税作業による製品で前条第十号本文、第十一号前段又は第十四号前段に定める要件に該当するもの  
    
    
  当該製品の原料として使用された外国貨物に対する関税で、保税作業によつたため課されなかつた額
* 二  
  前条第十号本文、第十一号前段又は第十四号前段に該当する貨物（前号に掲げる製品を含む。）で、当該貨物の輸出により、第十七条第一項第一号、第十九条第一項若しくは第六項又は第十九条の二第一項、第二項若しくは第四項の規定による関税の軽減、免除、払戻し又は控除があつたもの  
    
    
  当該軽減、免除、払戻し又は控除があつた関税の額に相当する額（前号に掲げる製品については、同号に掲げる額を加算した額）

#### 第十四条の三（外国で採捕された水産物等の減税又は免税）

本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品で、輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

##### ２

本邦から出漁した本邦の船舶内において、外国の船舶によつて採捕された水産物に加工し、又はこれを原料として製造して得た製品のうち政令で定めるもので輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税の額と当該水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができる。

#### 第十五条（特定用途免税）

左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

* 一  
  国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は国及び地方公共団体以外の者が経営するこれらの施設のうち政令で定めるものに陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）若しくは教育用のフィルム（撮影済みのものに限る。）、スライド、レコード、テープ（録音済みのものに限る。）その他これらに類する物品
* 二  
  学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品
* 三  
  慈善又は救じヽゆヽつヽのために寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの
* 三の二  
  前三号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品
* 四  
  儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で財務省令で定めるもの
* 五  
  赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの
* 五の二  
  博覧会等において使用するため博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。  
  ただし、博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。
* 六及び七  
  削除
* 八  
  航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの
* 九  
  本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。  
  ただし、その入国前にこれらの者が既に使用したもの（船舶及び航空機については、その入国前一年以上これらの者が使用したもの）に限る。
* 十  
  条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

##### ２

前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。  
但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

#### 第十六条（外交官用貨物等の免税）

左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

* 一  
  本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。  
  但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。
* 二  
  本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品でこれらの使節が輸入するもの。  
  但し、本邦から外国に派遣した大使、公使、その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。
* 三  
  本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。  
  但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。
* 四  
  本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員（名誉総領事及び名誉領事を除く。）のうち政令で指定するもの及びその家族（本邦の国籍を有する者を除く。）に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。  
  但し、外国にある本邦のこれに相当する職員及びその家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

##### ２

前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合（政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。）においては、その供させた者から、同項の規定により免除を受けた関税を直ちに徴収する。  
但し、使用に因る減もヽうヽその他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十条第一項の規定に準じてその関税を軽減することができる。

#### 第十七条（再輸出免税）

左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から一年（第十一号に掲げる貨物については、政令で定める期間とし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

* 一  
  加工される貨物又は加工材料となる貨物で政令で定めるもの
* 二  
  輸入貨物の容器で政令で定めるもの
* 三  
  輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるもの
* 四  
  修繕される貨物
* 五  
  学術研究用品
* 六  
  試験品
* 六の二  
  貨物を輸出し、又は輸入する者が当該輸出又は輸入に係る貨物の性能を試験し、又は当該貨物の品質を検査するため使用する物品
* 七  
  注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フイルム、模型その他これらに類するもの
* 七の二  
  国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品
* 八  
  本邦に入国する巡回興行者の興行用物品並びに本邦に入国する映画製作者の映画撮影用の機械及び器具
* 九  
  博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための物品
* 十  
  本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその個人的な使用に供するためその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品
* 十一  
  条約の規定により輸入の後一定の期間内に輸出されることを条件として関税を免除することとされている貨物で政令で定めるもの

##### ２

第十三条第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

##### ３

第一項の規定により関税の免除を受けた者は、その免除を受けた貨物を同項の期間内に輸出したときは、政令で定めるところにより、その旨を税関に届け出なければならない。

##### ４

第一項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の期間内に輸出されないこととなつた場合又は同項各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

##### ５

第十三条第七項ただし書の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。  
この場合において、同条第七項ただし書中「製造用原料品又はその製品」とあり、及び「前項ただし書の承認を受けた製造用原料品」とあるのは、「当該貨物」と読み替えるものとする。

#### 第十八条（再輸出減税）

長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行なわれる貨物のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（その使用のできる期間が特に長期にわたる貨物で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間。以下第三項において同じ。）以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減することができる。

##### ２

前項の規定により関税を軽減する場合においては、税関長は、その軽減に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

##### ３

第一項の規定により関税の軽減を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に輸出されないこととなつた場合においては、同項の規定により軽減を受けた関税を、直ちに徴収する。  
この場合においては、前条第五項の規定を準用する。

##### ４

前条第三項の規定は、第一項の規定により関税の軽減を受けた者について準用する。

#### 第十九条（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）

輸出貨物の製造に使用される原料品のうち政令で定めるもので輸入され、税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、若しくは免除し、又はその関税の全部若しくは一部の払いもどしをする。  
この場合において、関税の軽減又は免除は、当該製品の輸出が、当該原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内にされることを要件とする。

##### ２

第十三条第二項から第六項まで及び第八項の規定は、前項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。  
この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない」とあるのは、「第十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品又はその製品は、その原料品の輸入の許可の日から二年（同条第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に、同条第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡し、又は輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡してはならない」と読み替えるものとする。

##### ３

前項において準用する第十三条第四項の規定により税関長の承認を受けて、第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条で「輸出貨物製造用原料品」という。）にこれと同種の原料品を混じて使用し、当該輸出貨物製造用原料品のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品を製造し、その輸入の許可の日から一年以内において税関長が指定する期間内にこれを輸出した場合においては、政令で定めるところにより、当該輸出貨物製造用原料品の数量を限度として、当該輸出貨物の製造に必要な数量の輸出貨物製造用原料品がその製造に使用されたものとみなす。

##### ４

左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。  
この場合においては、第十三条第七項但書の規定を準用する。

* 一  
  輸出貨物製造用原料品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで輸出貨物製造用原料品を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその製品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないでその製品を輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡したとき。
* 二  
  輸出貨物製造用原料品の輸入の許可の日から二年（第三項の規定により製造されたものについては、第一項の規定により税関長が指定した期間）以内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、又はその製品を輸出しなかつたとき。
* 三  
  第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で輸出貨物製造用原料品を製造に供し、又は第二項において準用する第十三条第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

##### ５

関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された第一項に規定する政令で定める原料品でその関税が納付されていないもののうち、当該原料品に係る関税が納付されているものとみなして同項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すこととなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すこととなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額する。  
この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書（同条第十一号及び第十四号において準用する場合を含む。次条第三項、第十九条の三第二項及び第二十条第三項において同じ。）及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

##### ６

特例申告貨物のうち輸出貨物の製造に使用される原料品であつて政令で定めるもので輸入され、第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、当該製品が当該原料品に係る特例申告書の提出前に輸出され、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該原料品に課されるべき関税の額から控除する。

##### ７

第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項の輸出には同項の原料品と保税作業の原料品である外国貨物とを混じて製造した外国貨物の外国に向けて行う積戻しを含むものとする。

##### ８

前項の規定は、第五項又は第六項の規定を適用する場合について準用する。  
この場合において、同項の規定を適用する場合について準用するときは、前項中「第一項中関税の払戻しに係る規定の適用については、同項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第十九条の二（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）

保税工場又は総合保税地域において製造している製品につき外国から購入の申込みがあつた場合において、その申込みに係る納期内に当該保税工場又は総合保税地域において使用している外国貨物である原料品により当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難であることにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けて、当該原料品と同種の外国貨物でない原料品を使用して当該保税工場又は総合保税地域で製造した当該製品（政令で定める製品については、当該外国貨物でない原料品を使用して製造した当該製品）を外国に向けて送り出したときは、政令で定めるところにより、当該製品の製造に使用された当該外国貨物でない原料品の数量（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該原料品の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）として税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に輸入する当該原料品と同種の外国貨物の関税を免除する。

##### ２

保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、関税を納付して輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であり、かつ、前項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該輸入された貨物でその輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものをその輸入の許可の日から三月以内に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を輸出した場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払い戻すことができる。

##### ３

関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。  
この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書及び第十四条の二第二号の規定並びに同法の規定を適用する。

##### ４

保税工場又は総合保税地域における保税作業について、その原料として使用する外国貨物がなくなつたこと等により、輸入された貨物を輸出貨物の原料品として使用することが必要であつて、その輸入された貨物が特例申告貨物であり、かつ、第一項の規定の適用を受けることが困難であると認められる場合においては、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該特例申告貨物でその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税工場又は総合保税地域に入れ、これを原料品として製造した貨物を当該特例申告書の提出前に輸出し、かつ、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

##### ５

関税法第五十八条（保税作業の届出）及び第六十一条の三（保税工場についての記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて保税工場に入れられた貨物について、同法第三十四条の二（記帳義務）の規定は前三項の規定の適用を受けて総合保税地域に入れられた貨物について、それぞれ準用する。

#### 第十九条の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）

関税を納付して輸入された貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

##### ２

関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。  
この場合において、その減額された額に相当する額の関税は同項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

##### ３

特例申告貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に本邦から輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

#### 第二十条（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）

関税を納付して輸入された貨物のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき（第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出するときに限る。）は、当該貨物がその輸入の許可の日から六月（六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超え一年以内において税関長が指定する期間。次項において同じ。）以内に保税地域（関税法第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する税関長が指定した場所を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）に入れられたものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

* 一  
  品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる貨物
* 二  
  個人的な使用に供する物品で政令で定める販売の方法により販売されたものであつて品質等が当該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められる貨物
* 三  
  輸入後において法令（これに基づく処分を含む。）によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されるに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる貨物

##### ２

前項に規定する輸入貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて廃棄したときは、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部を払いもどすことができる。

##### ３

関税法第九条の二第一項から第三項まで（納期限の延長）の規定によりその関税を納付すべき期限が延長された貨物でその関税が納付されていないもののうち、当該貨物に係る関税が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合にその関税を払い戻すことができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その払い戻すことができることとなる関税に相当する額をその納付すべき期限が延長された関税の額から減額することができる。  
この場合において、その減額された額に相当する額の関税は前二項の規定による払戻しがあつたものとみなして、第十四条第十号ただし書の規定及び同法の規定を適用する。

##### ４

特例申告貨物のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合（同項第一号又は第二号に掲げる貨物にあつては、返送のため輸出する場合に限る。）において、当該特例申告貨物が当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れられたものであり、かつ、当該特例申告貨物を当該特例申告書の提出前に輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

##### ５

前項に規定する特例申告貨物を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例申告書の提出前に廃棄したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税の全部又は一部に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除することができる。

#### 第二十条の二（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）

別表において特定の用途に供するものであることを要件とする税率が定められている貨物のうち政令で定めるものについて、当該特定の用途に供することを要件とする税率（当該税率が当該貨物に係るその用途に供することを要件としない税率より低い場合に限る。以下「軽減税率」という。）の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

##### ２

前項の軽減税率の適用を受けた貨物は、その輸入の許可の日から二年以内に、その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はその用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。  
ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

##### ３

第一項の軽減税率の適用を受けた貨物につき前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで当該貨物をその軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、当該貨物につき、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。  
この場合においては、第十三条第七項ただし書の規定を準用する。

#### 第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）

第十三条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項又は前条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物がその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税関長の承認を受けることを必要とするときは当該承認を受けるとともに、その者（当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合にあつては、当該譲渡を受ける者）が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める関税の軽減又は免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、第十三条第七項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第四項、第十九条第四項又は前条第三項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

##### ２

前項に規定する税関長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可をされた貨物と、当該確認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他関税に関する法律を適用する。

#### 第二十一条（外国とみなす地域）

この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

# 附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

# 附則（昭和二九年三月三一日法律第四二号）

##### １

この法律は、公布の日から起算して百日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
但し、関税定率法附則の改正規定及び附則第二項中同法附則第四項に係る部分並びに附則第三項及び第十七項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

##### ４

この法律による改正後の関税定率法（以下「法」という。）第二十三条の規定によつて外国とみなされる地域の生産物（政令で定めるものを除く。）で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当分の間、その関税を軽減し、又は免除する。

##### ７

この法律の施行前に、この法律による改正前の関税定率法の一部を改正する法律（以下「旧一部改正法」という。）附則第六項の規定により関税の免除を受けた、又は受けることができた貨物については、当該貨物の輸入の許可の日において附則第五項の規定により関税の免除を受けたものとみなして、附則第六項及び第七項の規定を適用し、その他の事項についてはなお従前の例による。

# 附則（昭和三〇年七月三〇日法律第一〇一号）

##### １

この法律は、昭和三十年八月一日から施行する。

##### ２

改正後の関税定率法第四条第六項の規定は、この法律の施行後に輸入申告が行われた関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第五条第二号に掲げる貨物について適用し、この法律の施行前に輸入申告が行われた当該貨物については、なお従前の例による。

# 附則（昭和三〇年八月九日法律第一五〇号）

##### １

この法律は、公布の日から九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（昭和三一年三月三一日法律第五八号）

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和三一年五月一日法律第八八号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

##### ３

この法律の施行前に改正前の関税定率法の一部を改正する法律（以下「旧法」という。）附則第八項の規定により関税の免除を受けた乾燥脱脂ミルクについては、関税法第五条（適用法令）の規定は、適用しない。  
ただし、この法律の施行前に旧法附則第九項の規定により課した、又は課すべきであつた関税については、なお従前の例による。

# 附則（昭和三二年三月三一日法律第三九号）

##### １

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和三二年三月三一日法律第四〇号）

##### １

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和三五年三月三一日法律第三六号）

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

# 附則（昭和三六年三月三一日法律第二六号）

##### １

この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。

# 附則（昭和三六年四月二〇日法律第六八号）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）

##### １

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

##### ２

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。  
ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

##### ３

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。  
この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

##### ４

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

##### ５

第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

##### ６

この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

##### ９

前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（昭和三八年三月三一日法律第六八号）

##### １

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。  
ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八条、第十一条及び第百十七条の改正規定並びに同法に第百十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

# 附則（昭和三九年三月三一日法律第三一号）

##### １

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四〇年三月三一日法律第三〇号）

##### １

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。  
ただし、第一条中関税定率法第二条並びに第十五条第一項第六号及び第七号の改正規定、第二条中関税法第四条第五号、第十一条、第二十三条、第二十六条、第九十七条第一項及び第百十四条の改正規定並びに附則第三項の規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

##### ２

改正後の関税定率法第十条第二項の規定は、昭和三十九年六月一日以後災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した貨物で同項の規定に該当するものについて適用する。

# 附則（昭和四一年三月三一日法律第三七号）

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四一年三月三一日法律第四一号）

##### １

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四二年五月二七日法律第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

#### 第二条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

改正後の関税定率法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税関長の確認を受けた場合の関税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の関税の免除については、なお従前の例による。

# 附則（昭和四三年三月三〇日法律第五号）

##### １

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

* 一  
  第一条中関税定率法別表第〇一・〇六号、第〇九・〇一号から第〇九・〇四号まで、第一二・〇四号、第一二・〇七号、第一四・〇三号、第四一・〇三号から第四一・〇五号まで、第五七・〇七号、第五八・〇二号、第八五・〇六号及び第九六・〇一号並びに同表の附表の改正規定  
    
    
  関税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書（千九百六十七年）の規定による税率の引下げをわが国が最初に実施する日
* 二  
  第一条中関税定率法第九条の改正規定並びに第二条中関税法第六条の二、第十二条第七項第三号、第十四条及び第七十二条の改正規定  
    
    
  関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の効力発生の日

# 附則（昭和四四年三月三一日法律第七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

#### 第二条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

改正前の関税定率法別表第八九・〇四号の税率の適用を受けた貨物については、なお従前の例による。  
ただし、当該貨物がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の関税定率法第二十条の二第三項に規定する場合に該当することとなつた場合には、同項の規定を適用する。

# 附則（昭和四五年四月二四日法律第三二号）

##### １

この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  第一条中第十九条第五項の改正規定  
    
    
  昭和四十五年十月一日
* 三  
  第一条中第十四条第三号の二及び第十七号の改正規定並びに次項の規定  
    
    
  教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定が日本国について効力を生ずる日

# 附則（昭和四五年五月六日法律第四八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

# 附則（昭和四六年三月三一日法律第二六号）

##### １

この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年三月三一日法律第六号）

##### １

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。  
ただし、第一条中関税定率法第四条及び第十条の改正規定は、昭和四十七年十月一日までの間において政令で定める日から施行する。

# 附則（昭和四八年三月三一日法律第四号）

##### １

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

# 附則（昭和四八年四月二六日法律第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

# 附則（昭和四九年三月三〇日法律第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

#### 第二条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

この法律の施行前に改正前の関税定率法（以下「旧定率法」という。）第十八条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物については、なお従前の例による。

##### ２

旧定率法第十八条第一項の貨物で昭和四十九年四月一日から同年六月三十日までの間に輸入されるものについては、同条及び同法第二十条の三の規定は、なおその効力を有する。

# 附則（昭和五一年一月九日法律第一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

# 附則（昭和五三年三月四日法律第五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

* 一  
  第一条中関税定率法別表の付表の改正規定（同付表第一号の第二欄の（２）のＢ及び（４）のＤに掲げる物品の税率に係る部分に限る。）及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定（同表の第二欄の（１）のＤ、（２）のＢ、（３）のＧ及び（４）のＤに掲げる物品の税率に係る部分に限る。）  
    
    
  酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十一号）第一条中酒税法第二十二条の改正規定が施行されることとなる日

#### 第二条（特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等）

昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税定率法（以下この項において「新定率法」という。）別表の付表第一号の第二欄の（２）のＢに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、四〇〇円と、同号の第二欄の（４）のＤに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一三九円として、新定率法第三条の二の規定を適用する。

# 附則（昭和五三年五月二三日法律第五五号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年三月三一日法律第七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中関税定率法第四条の改正規定、同法第四条の次に七条を加える改正規定、同法第六条、第十条第一項、第十二条第一項及び別表の関税率表の解釈に関する通則の備考４の改正規定並びに附則第四条から第七条までの規定  
    
    
  関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日
* 二  
  第一条中関税定率法第五条、第八条、第九条及び第十一条の改正規定、第二条中関税法第五条、第六条の二第一項第二号、第十二条第七項第三号、第十四条第一項及び第七十二条の改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第八条の六第一項の改正規定（「第六条から第八条まで、第九条第一項」を「第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第二項」に改める部分に限る。）  
    
    
  千九百七十九年四月十二日ジュネーヴで作成された関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定が日本国について効力を生ずる日又は関税及び貿易に関する一般協定第六条、第十六条及び第二十三条の解釈及び適用に関する協定が日本国について効力を生ずる日のいずれか遅い日

#### 第二条（関税定率法及び関税法の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正前の関税定率法（以下この条において「旧定率法」という。）第二十一条第四項の規定によりされた異議の申出で、この法律の施行の際現に係属しているものは、当該異議の申出がされた日に第二条の規定による改正前の関税法第八十九条第一項の規定によりされた異議申立てとみなす。

##### ２

旧定率法第二十一条第五項の決定の通知について税関長に対してされた異議申立てで、この法律の施行の際現に係属しているものについては、この法律の施行の日に大蔵大臣に対して第一条の規定による改正後の関税定率法（以下この条において「新定率法」という。）第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなして、第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第九十一条の規定を適用する。  
この場合において、税関長は、速やかに、当該異議申立書を大蔵大臣に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

##### ３

旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係る不服申立てで、この法律の施行後にされるもの（新関税法第八十九条第二項の期間内にされるものに限る。）については、新関税法第八十九条の異議申立てを経ずに、直ちに大蔵大臣に対して審査請求をすることができる。

##### ４

第二項の規定は、前項に規定する不服申立てで、この法律の施行後に税関長に対する異議申立てとしてされたもの（新関税法第八十九条第二項の期間内にされたものに限る。）について準用する。  
この場合において、第二項中「この法律の施行の日」とあるのは、「当該異議申立てがされた日」と読み替えるものとする。

##### ５

旧定率法第二十一条第五項の決定の通知に係る審査請求で、この法律の施行の際現に係属しているもの及びこの法律の施行後にされるもの（新関税法第九十条の期間内（第三項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の期間内）にされるものに限る。）については、新定率法第二十一条第三項の通知についてされた審査請求とみなして、新関税法第九十一条の規定を適用する。

##### ６

この法律の施行前にされた旧定率法第二十一条第三項の通知については、新関税法第九十三条の規定は、適用しない。

# 附則（昭和五五年四月一日法律第二一号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年三月三一日法律第五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。  
ただし、第二条第一項の改正規定、第三条第十一号の改正規定、第四条第一項の表の改正規定、同条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の表の改正規定、同条第四項の改正規定、第二十二条の二第一項の表の改正規定並びに同条第二項の改正規定並びに附則第五条から第八条まで、第十条及び第十一条の規定は、同年五月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年三月三一日法律第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

##### １

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

##### ２

この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

# 附則（昭和五九年三月三一日法律第八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五九年四月一三日法律第一四号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条中酒税法第二十二条の改正規定並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、昭和五十九年五月一日から施行する。

# 附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

#### 第二十七条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（昭和六一年三月三一日法律第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

#### 第四十二条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

# 附則（昭和六二年三月三一日法律第一三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年六月二〇日法律第八〇号）

#### 第一条（施行期日等）

この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

##### ２

この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

##### ３

第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

#### 第二条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法第二十条の二の規定により関税の軽減を受けた物品については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六二年九月二五日法律第九六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

# 附則（昭和六三年三月三一日法律第五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六三年一二月三〇日法律第一〇八号）

#### 第一条（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

##### ２

前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条（関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。）、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。）並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定  
    
    
  平成元年四月一日

# 附則（昭和六三年一二月三〇日法律第一〇九号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一及び二  
  略
* 三  
  次に掲げる規定  
    
    
  昭和六十四年四月一日

# 附則（平成元年三月三一日法律第一三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

# 附則（平成二年三月三一日法律第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

# 附則（平成三年三月三〇日法律第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成三年四月一日から施行する。  
ただし、次に掲げる規定は、平成四年一月一日から施行する。

* 一  
  第一条の規定

# 附則（平成三年五月一五日法律第七三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成三年十月一日から施行する。

# 附則（平成四年三月三一日法律第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

# 附則（平成五年三月三一日法律第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成五年四月一日から施行する。

# 附則（平成六年三月三一日法律第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

#### 第三条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の関税定率法第十一条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減について適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

#### 第八条（政令への委任）

附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成六年一二月二日法律第一一一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成七年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一及び二  
  略
* 三  
  第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（地方財政法第四条の三第一項及び第五条第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）並びに附則第二十条から第三十三条までの規定  
    
    
  平成九年四月一日

# 附則（平成六年一二月二八日法律第一一八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第三条、第四条（「別表第一（Ａ）」を「別表第一」に改める部分に限る。）、第五条及び第六条の規定は、平成七年四月一日（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日が平成七年四月一日後となる場合には、当該効力を生ずる日以後の政令で定める日）から施行する。

#### 第二条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

この法律の施行前に第一条の規定による改正前の関税定率法の規定又はこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の関税定率法又はこれに基づく命令の相当規定によってしたものとみなす。

#### 第八条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成七年三月三一日法律第五六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成七年四月一日から施行する。  
ただし、第二条及び第四条の規定は、平成八年一月一日から施行する。

# 附則（平成八年三月三一日法律第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成八年四月一日から施行する。

# 附則（平成八年六月一四日法律第七四号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、国連海洋法条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

# 附則（平成九年三月二六日法律第五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成九年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定  
    
    
  酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第二十一号）の施行の日

#### 第五条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成一〇年三月三一日法律第二六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中関税定率法別表の付表第一第一号の改正規定  
    
    
  平成十年五月一日

# 附則（平成一〇年六月一二日法律第一〇一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年三月三一日法律第五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年三月三一日法律第二九号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
    
    
  公布の日

#### 第二十八条（委員等の任期に関する経過措置）

この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

* 一から十二まで  
  略
* 十三  
  関税率審議会

#### 第三十条（別に定める経過措置）

第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

# 附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定  
    
    
  公布の日

# 附則（平成一二年三月三一日法律第二六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
ただし、第二条の規定、第三条中関税法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十四条、第五十八条の二（見出しを含む。）、第六十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七十二条、第七十三条、第九十七条及び第百五条の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十三条の三とし、同法第百十三条の次に一条を加える改正規定、同法第百十五条及び第百十六条の改正規定、同法第百十七条の改正規定（「第百十三条の二」を「第百十三条の二（特例申告書を提出期限までに提出しない罪）、第百十三条の三」に、「第六号まで（許可」を「第七号まで（許可」に改める部分に限る。）、第四条中関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六条までの規定については、平成十三年三月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月二日法律第一〇七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

# 附則（平成一三年三月三一日法律第二一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。  
ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

# 附則（平成一三年七月四日法律第九七号）

##### １

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

# 附則（平成一四年三月三一日法律第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月四日法律第一二六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。  
ただし、附則第九条から第十八条まで及び第二十条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

# 附則（平成一五年三月三一日法律第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月三一日法律第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 第二条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の関税定率法第二十一条第六項の規定は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の関税定率法（次項において「旧法」という。）第二十一条第四項の認定手続が執られている貨物については、適用しない。

##### ２

前項の貨物に係る旧法第二十一条の五第十三項に規定する輸入者情報の通知については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年三月三一日法律第二二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  第二条の規定、第三条中関税法第三十条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定（「中「当該」を「及び第三項中「当該」に改める部分に限る。）、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一項の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十条を加える改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（「第七条の九第一項（帳簿の備付け等）及び前条第一項」を「第七条の九第一項及び第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項」に改める部分に限る。）、同法第百五条第一項第三号の改正規定並びに同法第百十五条第五号の改正規定（「第七条の九第一項」の下に「、第六十七条の六第一項」を加える部分に限る。）並びに第四条の規定並びに附則第八条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除く。）、附則第九条、附則第十二条及び附則第十四条の規定  
    
    
  平成十八年三月一日

#### 第二条（関税定率法の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の関税定率法第二十一条の三の二の規定は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の関税定率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られている貨物については、適用しない。

# 附則（平成一八年三月三一日法律第一七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第二条の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六章中第六十七条の前に節名を付する改正規定、同法第六十七条の二の次に節名を付する改正規定、同法第六十七条の十二の次に節名を付する改正規定、同法第六十九条の次に一節及び節名を加える改正規定、同法第七十一条の次に節名を付する改正規定、同法第七十四条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十五条の改正規定、同条の次に節名を付する改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条の改正規定、同法第十章中第百九条の前に一条を加える改正規定、同法第百九条の改正規定、同法第百九条の二の改正規定、同法第百十二条の改正規定、同法第百十三条の四の改正規定、同法第百十七条の改正規定（「第百九条」を「第百八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入する罪・禁制品」を「輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない貨物」に改める部分に限る。）及び同法第百十八条の改正規定並びに附則第二条の規定、附則第五条の規定、附則第十一条の規定、附則第十二条の規定及び附則第十五条の規定  
    
    
  平成十八年六月一日
* 二  
  略
* 三  
  第三条の規定、第五条中関税法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、第七条中同法第六十九条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同法第六十九条の三の改正規定、同法第六十九条の四の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第六十九条の六第八項第一号の改正規定、同法第六十九条の八第一項第十号の改正規定、同法第六十九条の七の改正規定（「前条第十項」を「第六十九条の六第十項（輸出差止申立てに係る供託等）」に改める部分を除く。）、同法第七十五条の改正規定（「農林水産大臣」を「農林水産大臣等」に改める部分及び「同項第三号」の下に「及び第四号」を加える部分に限る。）及び同法第百八条の四の改正規定（「及び第三号」を「から第四号まで」に改める部分及び「同号」を「同項第三号及び第四号」に改める部分に限る。）並びに第十条の規定並びに附則第三条の規定及び附則第十三条の規定  
    
    
  平成十九年一月一日
* 四から六まで  
  略
* 七  
  第一条中関税定率法第九条の改正規定、第九条中関税暫定措置法第七条の八の改正規定、同法第七条の九の次に一条を加える改正規定及び同法第八条の七の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条の規定  
    
    
  経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の効力発生の日

#### 第二条（処分等に関する経過措置）

前条第一号に定める日前にした第二条の規定による改正前の関税定率法第二十一条から第二十二条までの規定又はこれらの規定に基づく命令による処分、手続その他の行為は、第五条の規定による改正後の関税法第六十九条の八から第六十九条の十八までの規定又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によってしたものとみなす。

# 附則（平成一九年三月三一日法律第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 第五条（政令への委任）

附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成二〇年三月三一日法律第五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 第三条（政令への委任）

前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成二一年三月三一日法律第一四号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

#### 第四条（政令への委任）

前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成二三年三月三一日法律第七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定  
    
    
  平成二十四年一月一日

#### 第五条（政令への委任）

前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成二四年三月三一日法律第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 第四条（政令への委任）

前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成二五年三月三〇日法律第六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### 第三条（政令への委任）

前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成二六年三月三一日法律第一二号）

##### １

この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。  
ただし、第一条中関税定率法別表の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成二八年三月三一日法律第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一及び二  
  略
* 三  
  第二条の規定、第三条中関税法第九条の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十二条の二から第十二条の四までの改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（「第十二条第八項」を「第十二条第九項（延滞税）」に改める部分を除く。）、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定及び同法第七十三条第一項の改正規定並びに第五条の規定  
    
    
  平成二十九年一月一日

#### 第五条（政令への委任）

前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成二八年一二月一六日法律第一〇八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。

# 附則（平成二九年三月三一日法律第一三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### 第五条（政令への委任）

前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（平成三〇年三月三一日法律第八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月六日法律第七〇号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三一年三月三〇日法律第一一号）

##### １

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附則（令和二年三月三一日法律第九号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、令和二年四月一日から施行する。

#### 第四条（政令への委任）

前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

目次

* 関税率表の解釈に関する通則
* １  
  この表の各号に掲げる物品の細分として同表の品名の欄に掲げる物品は、当該各号に掲げる物品の範囲内のものとし、当該物品について限定がある場合には、別段の定めがあるものを除くほか、細分として掲げる物品にも同様の限定があるものとする。
* ２  
  この表の税率の欄において、割合をもつて掲げる税率は価格を課税標準として適用するものとし、数量を基準として掲げる税率はその数量を課税標準として適用するものとする。  
  この場合において、その数量は、正味の数量とする。
* ３  
  この表において「課税価格」とは、従量税品にあつては、第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格とする。
* ４  
  この表において「％」は、百分率を表すものとする。
* ５  
  第七七類は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約において将来使用する可能性に備えて保留されており欠番となつている。
* 馬
* 〇一〇一・二一
* 〇一〇一・二九
* 〇一〇一・三〇
* ろ馬
* 〇一〇一・九〇
* その他のもの
* 家畜のもの
* 〇一〇二・二一
* 〇一〇二・二九
* 水牛
* 〇一〇二・三一
* 〇一〇二・三九
* 〇一〇二・九〇
* その他のもの
* 〇一〇三・一〇
* 純粋種の繁殖用のもの
* その他のもの
* 〇一〇三・九一
* 〇一〇三・九二
* 〇一〇四・一〇
* 羊
* 〇一〇四・二〇
* やぎ
* 一羽の重量が一八五グラム以下のもの
* 〇一〇五・一一
* 〇一〇五・一二
* 〇一〇五・一三
* 〇一〇五・一四
* 〇一〇五・一五
* その他のもの
* 〇一〇五・九四
* 〇一〇五・九九
* 哺乳類
* 〇一〇六・一一
* 〇一〇六・一二
* 〇一〇六・一三
* 〇一〇六・一四
* 〇一〇六・一九
* 〇一〇六・二〇
* 爬は虫類
* 鳥類
* 〇一〇六・三一
* 〇一〇六・三二
* 〇一〇六・三三
* 〇一〇六・三九
* 昆虫類
* 〇一〇六・四一
* 〇一〇六・四九
* 〇一〇六・九〇
* その他のもの
* 〇二〇一・一〇
* 枝肉及び半丸枝肉
* 〇二〇一・二〇
* その他の骨付き肉
* 〇二〇一・三〇
* 骨付きでない肉
* 〇二〇二・一〇
* 枝肉及び半丸枝肉
* 〇二〇二・二〇
* その他の骨付き肉
* 〇二〇二・三〇
* 骨付きでない肉
* 生鮮のもの及び冷蔵したもの
* 〇二〇三・一一
* 〇二〇三・一二
* 〇二〇三・一九
* 冷凍したもの
* 〇二〇三・二一
* 〇二〇三・二二
* 〇二〇三・二九
* 〇二〇四・一〇
* 子羊の枝肉及び半丸枝肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* その他の羊の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* 〇二〇四・二一
* 〇二〇四・二二
* 〇二〇四・二三
* 〇二〇四・三〇
* 子羊の枝肉及び半丸枝肉（冷凍したものに限る。）
* その他の羊の肉（冷凍したものに限る。）
* 〇二〇四・四一
* 〇二〇四・四二
* 〇二〇四・四三
* 〇二〇四・五〇
* やぎの肉
* 〇二〇五・〇〇
* 〇二〇六・一〇
* 牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* 牛のもの（冷凍したものに限る。）
* 〇二〇六・二一
* 〇二〇六・二二
* 〇二〇六・二九
* 〇二〇六・三〇
* 豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* 豚のもの（冷凍したものに限る。）
* 〇二〇六・四一
* 〇二〇六・四九
* 〇二〇六・八〇
* その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* 〇二〇六・九〇
* その他のもの（冷凍したものに限る。）
* 鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの
* 〇二〇七・一一
* 〇二〇七・一二
* 〇二〇七・一三
* 〇二〇七・一四
* 七面鳥のもの
* 〇二〇七・二四
* 〇二〇七・二五
* 〇二〇七・二六
* 〇二〇七・二七
* あひるのもの
* 〇二〇七・四一
* 〇二〇七・四二
* 〇二〇七・四三
* 〇二〇七・四四
* 〇二〇七・四五
* がちようのもの
* 〇二〇七・五一
* 〇二〇七・五二
* 〇二〇七・五三
* 〇二〇七・五四
* 〇二〇七・五五
* 〇二〇七・六〇
* ほろほろ鳥のもの
* 〇二〇八・一〇
* うさぎのもの
* 〇二〇八・三〇
* 霊長類のもの
* 〇二〇八・四〇
* くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭き脚下目のもの
* 〇二〇八・五〇
* 爬は虫類のもの
* 〇二〇八・六〇
* らくだ科のもの
* 〇二〇八・九〇
* その他のもの
* 〇二〇九・一〇
* 豚のもの
* 〇二〇九・九〇
* その他のもの
* 〇二・一〇
* 豚の肉
* 〇二一〇・一一
* 〇二一〇・一二
* 〇二一〇・一九
* 〇二一〇・二〇
* 牛の肉
* その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）
* 〇二一〇・九一
* 〇二一〇・九二
* 〇二一〇・九三
* 〇二一〇・九九
* 観賞用の魚
* 〇三〇一・一一
* 〇三〇一・一九
* その他の魚（生きているものに限る。）
* 〇三〇一・九一
* 〇三〇一・九二
* 〇三〇一・九三
* 〇三〇一・九四
* 〇三〇一・九五
* 〇三〇一・九九
* さけ科のもの（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇二・一一
* 〇三〇二・一三
* 〇三〇二・一四
* 〇三〇二・一九
* ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇二・二一
* 〇三〇二・二二
* 〇三〇二・二三
* 〇三〇二・二四
* 〇三〇二・二九
* まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇二・三一
* 〇三〇二・三二
* 〇三〇二・三三
* 〇三〇二・三四
* 〇三〇二・三五
* 〇三〇二・三六
* 〇三〇二・三九
* にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇二・四一
* 〇三〇二・四二
* 〇三〇二・四三
* 〇三〇二・四四
* 〇三〇二・四五
* 〇三〇二・四六
* 〇三〇二・四七
* 〇三〇二・四九
* さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇二・五一
* 〇三〇二・五二
* 〇三〇二・五三
* 〇三〇二・五四
* 〇三〇二・五五
* 〇三〇二・五六
* 〇三〇二・五九
* ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇二・七一
* 〇三〇二・七二
* 〇三〇二・七三
* 〇三〇二・七四
* 〇三〇二・七九
* その他の魚（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇二・八一
* 〇三〇二・八二
* 〇三〇二・八三
* 〇三〇二・八四
* 〇三〇二・八五
* 〇三〇二・八九
* 魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
* 〇三〇二・九一
* 〇三〇二・九二
* 〇三〇二・九九
* さけ科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇三・一一
* 〇三〇三・一二
* 〇三〇三・一三
* 〇三〇三・一四
* 〇三〇三・一九
* ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇三・二三
* 〇三〇三・二四
* 〇三〇三・二五
* 〇三〇三・二六
* 〇三〇三・二九
* ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇三・三一
* 〇三〇三・三二
* 〇三〇三・三三
* 〇三〇三・三四
* 〇三〇三・三九
* まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇三・四一
* 〇三〇三・四二
* 〇三〇三・四三
* 〇三〇三・四四
* 〇三〇三・四五
* 〇三〇三・四六
* 〇三〇三・四九
* にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カランクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パムプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロスス）、めかじき（クスィフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇三・五一
* 〇三〇三・五三
* 〇三〇三・五四
* 〇三〇三・五五
* 〇三〇三・五六
* 〇三〇三・五七
* 〇三〇三・五九
* さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇三・六三
* 〇三〇三・六四
* 〇三〇三・六五
* 〇三〇三・六六
* 〇三〇三・六七
* 〇三〇三・六八
* 〇三〇三・六九
* その他の魚（第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇三・八一
* 〇三〇三・八二
* 〇三〇三・八三
* 〇三〇三・八四
* 〇三〇三・八九
* 魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
* 〇三〇三・九一
* 〇三〇三・九二
* 〇三〇三・九九
* 魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* 〇三〇四・三一
* 〇三〇四・三二
* 〇三〇四・三三
* 〇三〇四・三九
* その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* 〇三〇四・四一
* 〇三〇四・四二
* 〇三〇四・四三
* 〇三〇四・四四
* 〇三〇四・四五
* 〇三〇四・四六
* 〇三〇四・四七
* 〇三〇四・四八
* 〇三〇四・四九
* その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
* 〇三〇四・五一
* 〇三〇四・五二
* 〇三〇四・五三
* 〇三〇四・五四
* 〇三〇四・五五
* 〇三〇四・五六
* 〇三〇四・五七
* 〇三〇四・五九
* 魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又はらいぎよ（カンナ属のもの）のもの）（冷凍したものに限る。）
* 〇三〇四・六一
* 〇三〇四・六二
* 〇三〇四・六三
* 〇三〇四・六九
* 魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。）
* 〇三〇四・七一
* 〇三〇四・七二
* 〇三〇四・七三
* 〇三〇四・七四
* 〇三〇四・七五
* 〇三〇四・七九
* その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。）
* 〇三〇四・八一
* 〇三〇四・八二
* 〇三〇四・八三
* 〇三〇四・八四
* 〇三〇四・八五
* 〇三〇四・八六
* 〇三〇四・八七
* 〇三〇四・八八
* 〇三〇四・八九
* その他のもの（冷凍したものに限る。）
* 〇三〇四・九一
* 〇三〇四・九二
* 〇三〇四・九三
* 〇三〇四・九四
* 〇三〇四・九五
* 〇三〇四・九六
* 〇三〇四・九七
* 〇三〇四・九九
* 〇三〇五・一〇
* 魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
* 〇三〇五・二〇
* 魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）
* 魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）
* 〇三〇五・三一
* 〇三〇五・三二
* 〇三〇五・三九
* くん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇五・四一
* 〇三〇五・四二
* 〇三〇五・四三
* 〇三〇五・四四
* 〇三〇五・四九
* 乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）
* 〇三〇五・五一
* 〇三〇五・五二
* 〇三〇五・五三
* 〇三〇五・五四
* 〇三〇五・五九
* 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）
* 〇三〇五・六一
* 〇三〇五・六二
* 〇三〇五・六三
* 〇三〇五・六四
* 〇三〇五・六九
* 魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
* 〇三〇五・七一
* 〇三〇五・七二
* 〇三〇五・七九
* 冷凍したもの
* 〇三〇六・一一
* 〇三〇六・一二
* 〇三〇六・一四
* 〇三〇六・一五
* 〇三〇六・一六
* 〇三〇六・一七
* 〇三〇六・一九
* 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
* 〇三〇六・三一
* 〇三〇六・三二
* 〇三〇六・三三
* 〇三〇六・三四
* 〇三〇六・三五
* 〇三〇六・三六
* 〇三〇六・三九
* その他のもの
* 〇三〇六・九一
* 〇三〇六・九二
* 〇三〇六・九三
* 〇三〇六・九四
* 〇三〇六・九五
* 〇三〇六・九九
* かき
* 〇三〇七・一一
* 〇三〇七・一二
* 〇三〇七・一九
* スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）
* 〇三〇七・二一
* 〇三〇七・二二
* 〇三〇七・二九
* い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）
* 〇三〇七・三一
* 〇三〇七・三二
* 〇三〇七・三九
* いか
* 〇三〇七・四二
* 〇三〇七・四三
* 〇三〇七・四九
* たこ（オクトプス属のもの）
* 〇三〇七・五一
* 〇三〇七・五二
* 〇三〇七・五九
* 〇三〇七・六〇
* かたつむりその他の巻貝（海棲せいのものを除く。）
* クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しやこがい科又はまるすだれがい科のもの）
* 〇三〇七・七一
* 〇三〇七・七二
* 〇三〇七・七九
* あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの）
* 〇三〇七・八一
* 〇三〇七・八二
* 〇三〇七・八三
* 〇三〇七・八四
* 〇三〇七・八七
* 〇三〇七・八八
* その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
* 〇三〇七・九一
* 〇三〇七・九二
* 〇三〇七・九九
* なまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）
* 〇三〇八・一一
* 〇三〇八・一二
* 〇三〇八・一九
* うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）
* 〇三〇八・二一
* 〇三〇八・二二
* 〇三〇八・二九
* 〇三〇八・三〇
* くらげ（ロピレマ属のもの）
* 〇三〇八・九〇
* その他のもの
* 〇四〇一・一〇
* 脂肪分が全重量の一％以下のもの
* 〇四〇一・二〇
* 脂肪分が全重量の一％を超え六％以下のもの
* 〇四〇一・四〇
* 脂肪分が全重量の六％を超え一〇％以下のもの
* 〇四〇一・五〇
* 脂肪分が全重量の一〇％を超えるもの
* 〇四〇二・一〇
* 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％以下のものに限る。）
* 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五％を超えるものに限る。）
* 〇四〇二・二一
* 〇四〇二・二九
* その他のもの
* 〇四〇二・九一
* 〇四〇二・九九
* 〇四〇三・一〇
* ヨーグルト
* 〇四〇三・九〇
* その他のもの
* 〇四〇四・一〇
* ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
* 〇四〇四・九〇
* その他のもの
* 〇四〇五・一〇
* バター
* 〇四〇五・二〇
* デイリースプレッド
* 〇四〇五・九〇
* その他のもの
* 〇四〇六・一〇
* フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード
* 〇四〇六・二〇
* おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）
* 〇四〇六・三〇
* プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）
* 〇四〇六・四〇
* ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ
* 〇四〇六・九〇
* その他のチーズ
* ふ化用の受精卵
* 〇四〇七・一一
* 〇四〇七・一九
* その他の卵（生鮮のものに限る。）
* 〇四〇七・二一
* 〇四〇七・二九
* 〇四〇七・九〇
* その他のもの
* 卵黄
* 〇四〇八・一一
* 〇四〇八・一九
* その他のもの
* 〇四〇八・九一
* 〇四〇八・九九
* 〇四〇九・〇〇
* 〇四一〇・〇〇
* 〇五〇一・〇〇
* 〇五〇二・一〇
* 豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず
* 〇五〇二・九〇
* その他のもの
* 〇五〇四・〇〇
* 〇五〇五・一〇
* 綿毛及び詰物用の羽毛
* 〇五〇五・九〇
* その他のもの
* 〇五〇六・一〇
* オセイン及び酸処理した骨
* 〇五〇六・九〇
* その他のもの
* 〇五〇七・一〇
* アイボリー並びにその粉及びくず
* 〇五〇七・九〇
* その他のもの
* 〇五〇八・〇〇
* 〇五一〇・〇〇
* 〇五一一・一〇
* 牛の精液
* その他のもの
* 〇五一一・九一
* 〇五一一・九九
* 〇六〇一・一〇
* りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）
* 〇六〇一・二〇
* りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根
* 〇六〇二・一〇
* 根を有しない挿穂及び接ぎ穂
* 〇六〇二・二〇
* 樹木及び灌かん木（食用の果実又はナットのものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）
* 〇六〇二・三〇
* しやくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
* 〇六〇二・四〇
* ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）
* 〇六〇二・九〇
* その他のもの
* 生鮮のもの
* 〇六〇三・一一
* 〇六〇三・一二
* 〇六〇三・一三
* 〇六〇三・一四
* 〇六〇三・一五
* 〇六〇三・一九
* 〇六〇三・九〇
* その他のもの
* 〇六〇四・二〇
* 生鮮のもの
* 〇六〇四・九〇
* その他のもの
* 〇七〇一・一〇
* 種ばれいしよ
* 〇七〇一・九〇
* その他のもの
* 〇七〇二・〇〇
* 〇七〇三・一〇
* たまねぎ及びシャロット
* 〇七〇三・二〇
* にんにく
* 〇七〇三・九〇
* リーキその他のねぎ属のもの
* 〇七〇四・一〇
* カリフラワー
* 〇七〇四・二〇
* 芽キャベツ
* 〇七〇四・九〇
* その他のもの
* レタス
* 〇七〇五・一一
* 〇七〇五・一九
* チコリー
* 〇七〇五・二一
* 〇七〇五・二九
* 〇七〇六・一〇
* にんじん及びかぶ
* 〇七〇六・九〇
* その他のもの
* 〇七〇七・〇〇
* 〇七〇八・一〇
* えんどう（ピスム・サティヴム）
* 〇七〇八・二〇
* ささげ属又はいんげんまめ属の豆
* 〇七〇八・九〇
* その他の豆
* 〇七〇九・二〇
* アスパラガス
* 〇七〇九・三〇
* なす
* 〇七〇九・四〇
* セルリー（セルリアクを除く。）
* きのこ及びトリフ
* 〇七〇九・五一
* 〇七〇九・五九
* 〇七〇九・六〇
* とうがらし属又はピメンタ属の果実
* 〇七〇九・七〇
* ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
* その他のもの
* 〇七〇九・九一
* 〇七〇九・九二
* 〇七〇九・九三
* 〇七〇九・九九
* 〇七一〇・一〇
* ばれいしよ
* 豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
* 〇七一〇・二一
* 〇七一〇・二二
* 〇七一〇・二九
* 〇七一〇・三〇
* ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
* 〇七一〇・四〇
* スイートコーン
* 〇七一〇・八〇
* その他の野菜
* 〇七一〇・九〇
* 野菜を混合したもの
* 〇七一一・二〇
* オリーブ
* 〇七一一・四〇
* きゆうり及びガーキン
* きのこ及びトリフ
* 〇七一一・五一
* 〇七一一・五九
* 〇七一一・九〇
* その他の野菜及び野菜を混合したもの
* 〇七一二・二〇
* たまねぎ
* きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ
* 〇七一二・三一
* 〇七一二・三二
* 〇七一二・三三
* 〇七一二・三九
* 〇七一二・九〇
* その他の野菜及び野菜を混合したもの
* 〇七一三・一〇
* えんどう（ピスム・サティヴム）
* 〇七一三・二〇
* ひよこ豆
* ささげ属又はいんげんまめ属の豆
* 〇七一三・三一
* 〇七一三・三二
* 〇七一三・三三
* 〇七一三・三四
* 〇七一三・三五
* 〇七一三・三九
* 〇七一三・四〇
* ひら豆
* 〇七一三・五〇
* そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）
* 〇七一三・六〇
* き豆（カヤヌス・カヤン）
* 〇七一三・九〇
* その他のもの
* 〇七一四・一〇
* カッサバ芋
* 〇七一四・二〇
* かんしよ
* 〇七一四・三〇
* ヤム芋（ディオスコレア属のもの）
* 〇七一四・四〇
* さといも（コロカシア属のもの）
* 〇七一四・五〇
* アメリカさといも（クサントソマ属のもの）
* 〇七一四・九〇
* その他のもの
* ココやしの実
* 〇八〇一・一一
* 〇八〇一・一二
* 〇八〇一・一九
* ブラジルナット
* 〇八〇一・二一
* 〇八〇一・二二
* カシューナット
* 〇八〇一・三一
* 〇八〇一・三二
* アーモンド
* 〇八〇二・一一
* 〇八〇二・一二
* ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）
* 〇八〇二・二一
* 〇八〇二・二二
* くるみ
* 〇八〇二・三一
* 〇八〇二・三二
* くり（カスタネア属のもの）
* 〇八〇二・四一
* 〇八〇二・四二
* ピスタチオナット
* 〇八〇二・五一
* 〇八〇二・五二
* マカダミアナット
* 〇八〇二・六一
* 〇八〇二・六二
* 〇八〇二・七〇
* コーラナット（コラ属のもの）
* 〇八〇二・八〇
* びんろう子
* 〇八〇二・九〇
* その他のもの
* 〇八〇三・一〇
* プランテイン
* 〇八〇三・九〇
* その他のもの
* 〇八〇四・一〇
* なつめやしの実
* 〇八〇四・二〇
* いちじく
* 〇八〇四・三〇
* パイナップル
* 〇八〇四・四〇
* アボカドー
* 〇八〇四・五〇
* グアバ、マンゴー及びマンゴスチン
* 〇八〇五・一〇
* オレンジ
* マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種
* 〇八〇五・二一
* 〇八〇五・二二
* 〇八〇五・二九
* 〇八〇五・四〇
* グレープフルーツ（ポメロを含む。）
* 〇八〇五・五〇
* レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）
* 〇八〇五・九〇
* その他のもの
* 〇八〇六・一〇
* 生鮮のもの
* 〇八〇六・二〇
* 乾燥したもの
* メロン（すいかを含む。）
* 〇八〇七・一一
* 〇八〇七・一九
* 〇八〇七・二〇
* パパイヤ
* 〇八〇八・一〇
* りんご
* 〇八〇八・三〇
* 梨
* 〇八〇八・四〇
* マルメロ
* 〇八〇九・一〇
* あんず
* さくらんぼ
* 〇八〇九・二一
* 〇八〇九・二九
* 〇八〇九・三〇
* 桃（ネクタリンを含む。）
* 〇八〇九・四〇
* プラム及びスロー
* 〇八一〇・一〇
* ストロベリー
* 〇八一〇・二〇
* ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー
* 〇八一〇・三〇
* ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー
* 〇八一〇・四〇
* クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実
* 〇八一〇・五〇
* キウイフルーツ
* 〇八一〇・六〇
* ドリアン
* 〇八一〇・七〇
* 柿
* 〇八一〇・九〇
* その他のもの
* 〇八一一・一〇
* ストロベリー
* 〇八一一・二〇
* ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー
* 〇八一一・九〇
* その他のもの
* 〇八一二・一〇
* さくらんぼ
* 〇八一二・九〇
* その他のもの
* 〇八一三・一〇
* あんず
* 〇八一三・二〇
* プルーン
* 〇八一三・三〇
* りんご
* 〇八一三・四〇
* その他の果実
* 〇八一三・五〇
* この類のナット又は乾燥果実を混合したもの
* 〇八一四・〇〇
* 〇九・〇一
* コーヒー（いつたものを除く。）
* 〇九〇一・一一
* 〇九〇一・一二
* コーヒー（いつたものに限る。）
* 〇九〇一・二一
* 〇九〇一・二二
* 〇九〇一・九〇
* その他のもの
* 〇九〇二・一〇
* 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
* 〇九〇二・二〇
* その他の緑茶（発酵していないものに限る。）
* 〇九〇二・三〇
* 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
* 〇九〇二・四〇
* その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
* 〇九〇三・〇〇
* 〇九〇四・一一
* 〇九〇四・一二
* とうがらし属又はピメンタ属の果実
* 〇九〇四・二一
* 〇九〇四・二二
* 〇九〇五・一〇
* 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
* 〇九〇五・二〇
* 破砕し又は粉砕したもの
* 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
* 〇九〇六・一一
* 〇九〇六・一九
* 〇九〇六・二〇
* 破砕し又は粉砕したもの
* 〇九〇七・一〇
* 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの
* 〇九〇七・二〇
* 破砕し又は粉砕したもの
* 肉ずく
* 〇九〇八・一一
* 〇九〇八・一二
* 肉ずく花
* 〇九〇八・二一
* 〇九〇八・二二
* カルダモン類
* 〇九〇八・三一
* 〇九〇八・三二
* コリアンダーの種
* 〇九〇九・二一
* 〇九〇九・二二
* クミンの種
* 〇九〇九・三一
* 〇九〇九・三二
* アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー
* 〇九〇九・六一
* 〇九〇九・六二
* しようが
* 〇九一〇・一一
* 〇九一〇・一二
* 〇九一〇・二〇
* サフラン
* 〇九一〇・三〇
* うこん
* その他の香辛料
* 〇九一〇・九一
* 〇九一〇・九九
* デュラム小麦
* 一〇〇一・一一
* 一〇〇一・一九
* その他のもの
* 一〇〇一・九一
* 一〇〇一・九九
* 一〇〇二・一〇
* 播は種用のもの
* 一〇〇二・九〇
* その他のもの
* 一〇〇三・一〇
* 播は種用のもの
* 一〇〇三・九〇
* その他のもの
* 一〇〇四・一〇
* 播は種用のもの
* 一〇〇四・九〇
* その他のもの
* 一〇〇五・一〇
* 播は種用のもの
* 一〇〇五・九〇
* その他のもの
* 一〇〇六・一〇
* もみ
* 一〇〇六・二〇
* 玄米
* 一〇〇六・三〇
* 精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）
* 一〇〇六・四〇
* 砕米
* 一〇〇七・一〇
* 播は種用のもの
* 一〇〇七・九〇
* その他のもの
* 一〇〇八・一〇
* そば
* ミレット
* 一〇〇八・二一
* 一〇〇八・二九
* 一〇〇八・三〇
* カナリーシード
* 一〇〇八・四〇
* フォニオ（ディギタリア属のもの）
* 一〇〇八・五〇
* キヌア（ケノポディウム・クイノア）
* 一〇〇八・六〇
* ライ小麦
* 一〇〇八・九〇
* その他の穀物
* 一一〇一・〇〇
* 一一・〇二
* 一一〇二・二〇
* とうもろこし粉
* 一一〇二・九〇
* その他のもの
* 一一・〇三
* ひき割り穀物及び穀物のミール
* 一一〇三・一一
* 一一〇三・一三
* 一一〇三・一九
* 一一〇三・二〇
* ペレット
* ロールにかけ又はフレーク状にした穀物
* 一一〇四・一二
* 一一〇四・一九
* その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
* 一一〇四・二二
* 一一〇四・二三
* 一一〇四・二九
* 一一〇四・三〇
* 穀物の胚はい芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
* 一一〇五・一〇
* 粉及びミール
* 一一〇五・二〇
* フレーク、粒及びペレット
* 一一〇六・一〇
* 乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの
* 一一〇六・二〇
* サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの
* 一一〇六・三〇
* 第八類の物品のもの
* 一一〇七・一〇
* いつてないもの
* 一一〇七・二〇
* いつたもの
* でん粉
* 一一〇八・一一
* 一一〇八・一二
* 一一〇八・一三
* 一一〇八・一四
* 一一〇八・一九
* 一一〇八・二〇
* イヌリン
* 一一〇九・〇〇
* 一二〇一・一〇
* 播は種用のもの
* 一二〇一・九〇
* その他のもの
* 一二〇二・三〇
* 播は種用のもの
* その他のもの
* 一二〇二・四一
* 一二〇二・四二
* 一二〇三・〇〇
* 一二〇四・〇〇
* 一二〇五・一〇
* 菜種（低エルカ酸のもの）
* 一二〇五・九〇
* その他のもの
* 一二〇六・〇〇
* 一二〇七・一〇
* 油やしの実及びパーム核
* 綿実
* 一二〇七・二一
* 一二〇七・二九
* 一二〇七・三〇
* ひまの種
* 一二〇七・四〇
* ごま
* 一二〇七・五〇
* マスタードの種
* 一二〇七・六〇
* サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種
* 一二〇七・七〇
* メロンの種
* その他のもの
* 一二〇七・九一
* 一二〇七・九九
* 一二〇八・一〇
* 大豆のもの
* 一二〇八・九〇
* その他のもの
* 一二〇九・一〇
* てん菜の種
* 飼料用植物の種
* 一二〇九・二一
* 一二〇九・二二
* 一二〇九・二三
* 一二〇九・二四
* 一二〇九・二五
* 一二〇九・二九
* 一二〇九・三〇
* 園芸用草花の種
* その他のもの
* 一二〇九・九一
* 一二〇九・九九
* 一二一〇・一〇
* ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）
* 一二一〇・二〇
* ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン
* 一二一一・二〇
* おたねにんじん
* 一二一一・三〇
* コカ葉
* 一二一一・四〇
* けしがら
* 一二一一・五〇
* 麻黄
* 一二一一・九〇
* その他のもの
* 海草その他の藻類
* 一二一二・二一
* 一二一二・二九
* その他のもの
* 一二一二・九一
* 一二一二・九二
* 一二一二・九三
* 一二一二・九四
* 一二一二・九九
* 一二一三・〇〇
* 一二・一四
* 一二一四・一〇
* ルーサン（アルファルファ）のミール及びペレット
* 一二一四・九〇
* その他のもの
* 一三〇一・二〇
* アラビアゴム
* 一三〇一・九〇
* その他のもの
* 植物性の液汁及びエキス
* 一三〇二・一一
* 一三〇二・一二
* 一三〇二・一三
* 一三〇二・一四
* 一三〇二・一九
* 一三〇二・二〇
* ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩
* 植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
* 一三〇二・三一
* 一三〇二・三二
* 一三〇二・三九
* 一四〇一・一〇
* 竹
* 一四〇一・二〇
* とう
* 一四〇一・九〇
* その他のもの
* 一四〇四・二〇
* コットンリンター
* 一四〇四・九〇
* その他のもの
* 一五〇一・一〇
* ラード
* 一五〇一・二〇
* その他の豚脂
* 一五〇一・九〇
* その他のもの
* 一五〇二・一〇
* タロー
* 一五〇二・九〇
* その他のもの
* 一五〇三・〇〇
* 一五〇四・一〇
* 魚の肝油及びその分別物
* 一五〇四・二〇
* 魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）
* 一五〇四・三〇
* 海棲せい哺ほ乳動物の油脂及びその分別物
* 一五〇五・〇〇
* 一五〇六・〇〇
* 一五〇七・一〇
* 粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）
* 一五〇七・九〇
* その他のもの
* 一五〇八・一〇
* 粗油
* 一五〇八・九〇
* その他のもの
* 一五〇九・一〇
* バージン油
* 一五〇九・九〇
* その他のもの
* 一五一〇・〇〇
* 一五一一・一〇
* 粗油
* 一五一一・九〇
* その他のもの
* ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物
* 一五一二・一一
* 一五一二・一九
* 綿実油及びその分別物
* 一五一二・二一
* 一五一二・二九
* やし（コプラ）油及びその分別物
* 一五一三・一一
* 一五一三・一九
* パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物
* 一五一三・二一
* 一五一三・二九
* 菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物
* 一五一四・一一
* 一五一四・一九
* その他のもの
* 一五一四・九一
* 一五一四・九九
* 亜麻仁油及びその分別物
* 一五一五・一一
* 一五一五・一九
* とうもろこし油及びその分別物
* 一五一五・二一
* 一五一五・二九
* 一五一五・三〇
* ひまし油及びその分別物
* 一五一五・五〇
* ごま油及びその分別物
* 一五一五・九〇
* その他のもの
* 一五一六・一〇
* 動物性油脂及びその分別物
* 一五一六・二〇
* 植物性油脂及びその分別物
* 一五一七・一〇
* マーガリン（液状マーガリンを除く。）
* 一五一七・九〇
* その他のもの
* 一五一八・〇〇
* 一五二〇・〇〇
* 一五二一・一〇
* 植物性ろう
* 一五二一・九〇
* その他のもの
* 一五二二・〇〇
* 一六・〇一
* 一六〇一・〇〇
* 一六〇二・一〇
* 均質調製品
* 一六〇二・二〇
* 動物の肝臓のもの
* 第〇一・〇五項の家きんのもの
* 一六〇二・三一
* 一六〇二・三二
* 一六〇二・三九
* 豚のもの
* 一六〇二・四一
* 一六〇二・四二
* 一六〇二・四九
* 一六〇二・五〇
* 牛のもの
* 一六〇二・九〇
* その他のもの（動物の血の調製品を含む。）
* 一六〇三・〇〇
* 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）
* 一六〇四・一一
* 一六〇四・一二
* 一六〇四・一三
* 一六〇四・一四
* 一六〇四・一五
* 一六〇四・一六
* 一六〇四・一七
* 一六〇四・一八
* 一六〇四・一九
* 一六〇四・二〇
* その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
* キャビア及びその代用物
* 一六〇四・三一
* 一六〇四・三二
* 一六〇五・一〇
* かに
* シュリンプ及びプローン
* 一六〇五・二一
* 一六〇五・二九
* 一六〇五・三〇
* ロブスター
* 一六〇五・四〇
* その他の甲殻類
* 軟体動物
* 一六〇五・五一
* 一六〇五・五二
* 一六〇五・五三
* 一六〇五・五四
* 一六〇五・五五
* 一六〇五・五六
* 一六〇五・五七
* 一六〇五・五八
* 一六〇五・五九
* その他の水棲せい無脊椎動物
* 一六〇五・六一
* 一六〇五・六二
* 一六〇五・六三
* 一六〇五・六九
* 一七〇一・一二
* 一七〇一・一三
* 一七〇一・一四
* その他のもの
* 一七〇一・九一
* 一七〇一・九九
* 乳糖及び乳糖水
* 一七〇二・一一
* 一七〇二・一九
* 一七〇二・二〇
* かえで糖及びかえで糖水
* 一七〇二・三〇
* ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）
* 一七〇二・四〇
* ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）
* 一七〇二・五〇
* 果糖（化学的に純粋なものに限る。）
* 一七〇二・六〇
* その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）
* 一七〇二・九〇
* その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）
* 一七〇三・一〇
* 甘しや糖みつ
* 一七〇三・九〇
* その他のもの
* 一七〇四・一〇
* チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。）
* 一七〇四・九〇
* その他のもの
* 一八〇一・〇〇
* 一八〇二・〇〇
* 一八〇三・一〇
* 脱脂してないもの
* 一八〇三・二〇
* 完全に又は部分的に脱脂したもの
* 一八〇四・〇〇
* 一八〇五・〇〇
* 一八〇六・一〇
* ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
* 一八〇六・二〇
* その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）
* その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）
* 一八〇六・三一
* 一八〇六・三二
* 一八〇六・九〇
* その他のもの
* 一九・〇一
* 一九〇一・一〇
* 乳幼児用の調製品（小売用にしたものに限る。）
* 一九〇一・二〇
* 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地
* 一九〇一・九〇
* その他のもの
* パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）
* 一九〇二・一一
* 一九〇二・一九
* 一九〇二・二〇
* パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）
* 一九〇二・三〇
* その他のパスタ
* 一九〇二・四〇
* クースクース
* 一九〇三・〇〇
* 一九〇四・一〇
* 穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品
* 一九〇四・二〇
* いつてない穀物のフレークから得た調製食料品及びいつてない穀物のフレークといつた穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品
* 一九〇四・三〇
* ブルガー小麦
* 一九〇四・九〇
* その他のもの
* 一九〇五・一〇
* クリスプブレッド
* 一九〇五・二〇
* ジンジャーブレッドその他これに類する物品
* スイートビスケット、ワッフル及びウエハー
* 一九〇五・三一
* 一九〇五・三二
* 一九〇五・四〇
* ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品
* 一九〇五・九〇
* その他のもの
* 二〇〇一・一〇
* きゆうり及びガーキン
* 二〇〇一・九〇
* その他のもの
* 二〇〇二・一〇
* トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）
* 二〇〇二・九〇
* その他のもの
* 二〇〇三・一〇
* きのこ（はらたけ属のもの）
* 二〇〇三・九〇
* その他のもの
* 二〇〇四・一〇
* ばれいしよ
* 二〇〇四・九〇
* その他の野菜及び野菜を混合したもの
* 二〇〇五・一〇
* 均質調製野菜
* 二〇〇五・二〇
* ばれいしよ
* 二〇〇五・四〇
* えんどう（ピスム・サティヴム）
* ささげ属又はいんげんまめ属の豆
* 二〇〇五・五一
* 二〇〇五・五九
* 二〇〇五・六〇
* アスパラガス
* 二〇〇五・七〇
* オリーブ
* 二〇〇五・八〇
* スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）
* その他の野菜及び野菜を混合したもの
* 二〇〇五・九一
* 二〇〇五・九九
* 二〇〇六・〇〇
* 二〇〇七・一〇
* 均質調製果実
* その他のもの
* 二〇〇七・九一
* 二〇〇七・九九
* ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）
* 二〇〇八・一一
* 二〇〇八・一九
* 二〇〇八・二〇
* 二〇〇八・三〇
* 二〇〇八・四〇
* 二〇〇八・五〇
* 二〇〇八・六〇
* 二〇〇八・七〇
* 二〇〇八・八〇
* 二〇〇八・九一
* 二〇〇八・九三
* 二〇〇八・九七
* 二〇〇八・九九
* オレンジジュース
* 二〇〇九・一一
* 二〇〇九・一二
* 二〇〇九・一九
* グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース
* 二〇〇九・二一
* 二〇〇九・二九
* その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）
* 二〇〇九・三一
* 二〇〇九・三九
* パイナップルジュース
* 二〇〇九・四一
* 二〇〇九・四九
* 二〇〇九・五〇
* トマトジュース
* ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）
* 二〇〇九・六一
* 二〇〇九・六九
* りんごジュース
* 二〇〇九・七一
* 二〇〇九・七九
* その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）
* 二〇〇九・八一
* 二〇〇九・八九
* 二〇〇九・九〇
* 混合ジュース
* コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品
* 二一〇一・一一
* 二一〇一・一二
* 二一〇一・二〇
* 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品
* 二一〇一・三〇
* チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
* 二一〇二・一〇
* 酵母（活性のものに限る。）
* 二一〇二・二〇
* 酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）
* 二一〇二・三〇
* 調製したベーキングパウダー
* 二一〇三・一〇
* 醤しよう油
* 二一〇三・二〇
* トマトケチャップその他のトマトソース
* 二一〇三・三〇
* マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
* 二一〇三・九〇
* その他のもの
* 二一〇四・一〇
* スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品
* 二一〇四・二〇
* 均質混合調製食料品
* 二一〇五・〇〇
* 二一〇六・一〇
* たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質
* 二一〇六・九〇
* その他のもの
* 二二〇一・一〇
* 鉱水及び炭酸水
* 二二〇一・九〇
* その他のもの
* 二二〇二・一〇
* 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）
* その他のもの
* 二二〇二・九一
* 二二〇二・九九
* 二二〇三・〇〇
* 二二〇四・一〇
* スパークリングワイン
* その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
* 二二〇四・二一
* 二二〇四・二二
* 二二〇四・二九
* 二二〇四・三〇
* その他のぶどう搾汁
* 二二〇五・一〇
* 二リットル以下の容器入りにしたもの
* 二二〇五・九〇
* その他のもの
* 二二〇六・〇〇
* 二二〇七・一〇
* エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）
* 二二〇七・二〇
* 変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）
* 二二〇八・二〇
* ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒
* 二二〇八・三〇
* ウイスキー
* 二二〇八・四〇
* ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒
* 二二〇八・五〇
* ジン及びジュネヴァ
* 二二〇八・六〇
* ウオッカ
* 二二〇八・七〇
* リキュール及びコーディアル
* 二二〇八・九〇
* その他のもの
* 二二〇九・〇〇
* 食酢及び酢酸から得た食酢代用物
* 二三〇一・一〇
* 肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす
* 二三〇一・二〇
* 魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲せい無脊せき椎つい動物の粉、ミール及びペレット
* 二三〇二・一〇
* とうもろこしのもの
* 二三〇二・三〇
* 小麦のもの
* 二三〇二・四〇
* その他の穀物のもの
* 二三〇二・五〇
* 豆のもの
* 二三〇三・一〇
* でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす
* 二三〇三・二〇
* ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす
* 二三〇三・三〇
* 醸造又は蒸留の際に生ずるかす
* 二三〇四・〇〇
* 二三〇五・〇〇
* 二三〇六・一〇
* 綿実油かす
* 二三〇六・二〇
* 亜麻仁油かす
* 二三〇六・三〇
* ひまわり油かす
* 菜種油かす
* 二三〇六・四一
* 二三〇六・四九
* 二三〇六・五〇
* やし（コプラ）油かす
* 二三〇六・六〇
* パーム油かす及びパーム核油かす
* 二三〇六・九〇
* その他のもの
* 二三〇七・〇〇
* 二三〇八・〇〇
* 二三〇九・一〇
* 犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）
* 二三〇九・九〇
* その他のもの
* 二四〇一・一〇
* たばこ（骨を除いてないものに限る。）
* 二四〇一・二〇
* たばこ（全部又は一部の骨を除いたものに限る。）
* 二四〇一・三〇
* くずたばこ
* 二四〇二・一〇
* 葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）
* 二四〇二・二〇
* 紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）
* 二四〇二・九〇
* その他のもの
* 喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）
* 二四〇三・一一
* 二四〇三・一九
* その他のもの
* 二四〇三・九一
* 二四〇三・九九
* 二五〇一・〇〇
* 二五〇二・〇〇
* 二五〇三・〇〇
* 二五〇四・一〇
* 粉状又はフレーク状のもの
* 二五〇四・九〇
* その他のもの
* 二五〇五・一〇
* けい砂
* 二五〇五・九〇
* その他のもの
* 二五〇六・一〇
* 石英
* 二五〇六・二〇
* けい岩
* 二五〇七・〇〇
* 二五〇八・一〇
* ベントナイト
* 二五〇八・三〇
* 耐火粘土
* 二五〇八・四〇
* その他の粘土
* 二五〇八・五〇
* アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト
* 二五〇八・六〇
* ムライト
* 二五〇八・七〇
* シャモット及びダイナスアース
* 二五〇九・〇〇
* 二五一〇・一〇
* 粉砕してないもの
* 二五一〇・二〇
* 粉砕したもの
* 二五一一・一〇
* 天然の硫酸バリウム（重晶石）
* 二五一一・二〇
* 天然の炭酸バリウム（毒重石）
* 二五一二・〇〇
* 二五一三・一〇
* パミスストーン
* 二五一三・二〇
* エメリー、天然のコランダム、天然のガーネットその他の天然の研磨用の材料
* 二五一四・〇〇
* 大理石及びトラバーチン
* 二五一五・一一
* 二五一五・一二
* 二五一五・二〇
* エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター
* 花こう岩
* 二五一六・一一
* 二五一六・一二
* 二五一六・二〇
* 砂岩
* 二五一六・九〇
* その他の石碑用又は建築用の岩石
* 二五一七・一〇
* 小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにシングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
* 二五一七・二〇
* スラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（第二五一七・一〇号の物品を混入してあるかないかを問わない。）
* 二五一七・三〇
* タールマカダム
* 第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）
* 二五一七・四一
* 二五一七・四九
* 二五一八・一〇
* ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものを除く。）
* 二五一八・二〇
* ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものに限る。）
* 二五一八・三〇
* ドロマイトラミングミックス
* 二五一九・一〇
* 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）
* 二五一九・九〇
* その他のもの
* 二五二〇・一〇
* 天然石膏こう及び天然無水石膏こう
* 二五二〇・二〇
* プラスター
* 二五二一・〇〇
* 二五二二・一〇
* 生石灰
* 二五二二・二〇
* 消石灰
* 二五二二・三〇
* 水硬性石灰
* 二五二三・一〇
* セメントクリンカー
* ポートランドセメント
* 二五二三・二一
* 二五二三・二九
* 二五二三・三〇
* アルミナセメント
* 二五二三・九〇
* その他の水硬性セメント
* 二五二四・一〇
* クロシドライト
* 二五二四・九〇
* その他のもの
* 二五二五・一〇
* 粗のもの及びシート状又は片状にしたもの
* 二五二五・二〇
* 粉
* 二五二五・三〇
* くず
* 二五二六・一〇
* 破砕してなく、かつ、粉状にしてないもの
* 二五二六・二〇
* 破砕し又は粉状にしたもの
* 二五二八・〇〇
* 二五二九・一〇
* 長石
* ほたる石
* 二五二九・二一
* 二五二九・二二
* 二五二九・三〇
* 白榴りゆう石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイト
* 二五三〇・一〇
* 蛭ひる石、真珠岩及び緑泥岩（膨脹させてないものに限る。）
* 二五三〇・二〇
* キーゼル石及び瀉しや利塩（天然の硫酸マグネシウム）
* 二五三〇・九〇
* その他のもの
* 鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。）
* 二六〇一・一一
* 二六〇一・一二
* 二六〇一・二〇
* 焼いた硫化鉄鉱
* 二六〇二・〇〇
* 二六〇三・〇〇
* 二六〇四・〇〇
* 二六〇五・〇〇
* 二六〇六・〇〇
* 二六〇七・〇〇
* 二六〇八・〇〇
* 二六〇九・〇〇
* 二六一〇・〇〇
* 二六一一・〇〇
* 二六一二・一〇
* ウラン鉱（精鉱を含む。）
* 二六一二・二〇
* トリウム鉱（精鉱を含む。）
* 二六一三・一〇
* 焼いたもの
* 二六一三・九〇
* その他のもの
* 二六一四・〇〇
* 二六一五・一〇
* ジルコニウム鉱（精鉱を含む。）
* 二六一五・九〇
* その他のもの
* 二六一六・一〇
* 銀鉱（精鉱を含む。）
* 二六一六・九〇
* その他のもの
* 二六一七・一〇
* アンチモン鉱（精鉱を含む。）
* 二六一七・九〇
* その他のもの
* 二六一八・〇〇
* 二六一九・〇〇
* 二六二〇・一一
* 二六二〇・一九
* 鉛を主成分とするもの
* 二六二〇・二一
* 二六二〇・二九
* 二六二〇・三〇
* 銅を主成分とするもの
* 二六二〇・四〇
* アルミニウムを主成分とするもの
* 二六二〇・六〇
* 砒ひ素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒ひ素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの
* その他のもの
* 二六二〇・九一
* 二六二〇・九九
* 二六二一・一〇
* 都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物
* 二六二一・九〇
* その他のもの
* 石炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
* 二七〇一・一一
* 二七〇一・一二
* 二七〇一・一九
* 二七〇一・二〇
* 練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの
* 二七〇二・一〇
* 亜炭（粉状にしてあるかないかを問わないものとし、凝結させたものを除く。）
* 二七〇二・二〇
* 亜炭（凝結させたものに限る。）
* 二七〇三・〇〇
* 二七〇四・〇〇
* 二七〇五・〇〇
* 二七〇六・〇〇
* 二七〇七・一〇
* ベンゾール（ベンゼン）
* 二七〇七・二〇
* トルオール（トルエン）
* 二七〇七・三〇
* キシロール（キシレン）
* 二七〇七・四〇
* ナフタレン
* 二七〇七・五〇
* その他の芳香族炭化水素混合物で、ＩＳＯ　三四〇五の方法（ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法と同等の方法）による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの
* その他のもの
* 二七〇七・九一
* 二七〇七・九九
* 二七〇八・一〇
* ピッチ
* 二七〇八・二〇
* ピッチコークス
* 二七〇九・〇〇
* 二七・一〇
* 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。）
* 二七一〇・一二
* 二七一〇・一九
* 二七一〇・二〇
* 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すもののうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）
* 廃油
* 二七一〇・九一
* 二七一〇・九九
* 液化したもの
* 二七一一・一一
* 二七一一・一二
* 二七一一・一三
* 二七一一・一四
* 二七一一・一九
* ガス状のもの
* 二七一一・二一
* 二七一一・二九
* 二七一二・一〇
* ペトロラタム
* 二七一二・二〇
* パラフィンろう（油の含有量が全重量の〇・七五％未満のものに限る。）
* 二七一二・九〇
* その他のもの
* 石油コークス
* 二七一三・一一
* 二七一三・一二
* 二七一三・二〇
* 石油アスファルト
* 二七一三・九〇
* その他の石油又は歴青油の残留物
* 二七一四・一〇
* 歴青質頁けつ岩、油母頁けつ岩及びタールサンド
* 二七一四・九〇
* その他のもの
* 二七一五・〇〇
* 二八〇一・一〇
* 塩素
* 二八〇一・二〇
* よう素
* 二八〇一・三〇
* ふつ素及び臭素
* 二八〇二・〇〇
* 二八〇三・〇〇
* 二八〇四・一〇
* 水素
* 希ガス
* 二八〇四・二一
* 二八〇四・二九
* 二八〇四・三〇
* 窒素
* 二八〇四・四〇
* 酸素
* 二八〇四・五〇
* ほう素及びテルル
* けい素
* 二八〇四・六一
* 二八〇四・六九
* 二八〇四・七〇
* りん
* 二八〇四・八〇
* 砒ひ素
* 二八〇四・九〇
* セレン
* アルカリ金属及びアルカリ土類金属
* 二八〇五・一一
* 二八〇五・一二
* 二八〇五・一九
* 二八〇五・三〇
* 希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）
* 二八〇五・四〇
* 水銀
* 二八〇六・一〇
* 塩化水素（塩酸）
* 二八〇六・二〇
* クロロ硫酸
* 二八〇七・〇〇
* 二八〇八・〇〇
* 二八〇九・一〇
* 五酸化二りん
* 二八〇九・二〇
* りん酸及びポリりん酸
* 二八一〇・〇〇
* その他の無機酸
* 二八一一・一一
* 二八一一・一二
* 二八一一・一九
* その他の無機非金属酸化物
* 二八一一・二一
* 二八一一・二二
* 二八一一・二九
* 塩化物及び塩化酸化物
* 二八一二・一一
* 二八一二・一二
* 二八一二・一三
* 二八一二・一四
* 二八一二・一五
* 二八一二・一六
* 二八一二・一七
* 二八一二・一九
* 二八一二・九〇
* その他のもの
* 二八一三・一〇
* 二硫化炭素
* 二八一三・九〇
* その他のもの
* 二八一四・一〇
* 無水アンモニア
* 二八一四・二〇
* アンモニア水
* 水酸化ナトリウム（かせいソーダ）
* 二八一五・一一
* 二八一五・一二
* 二八一五・二〇
* 水酸化カリウム（かせいカリ）
* 二八一五・三〇
* ナトリウム又はカリウムの過酸化物
* 二八一六・一〇
* マグネシウムの水酸化物及び過酸化物
* 二八一六・四〇
* ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物
* 二八一七・〇〇
* 二八一八・一〇
* 人造コランダム（化学的に単一であるかないかを問わない。）
* 二八一八・二〇
* 酸化アルミニウム（人造コランダムを除く。）
* 二八一八・三〇
* 水酸化アルミニウム
* 二八一九・一〇
* 三酸化クロム
* 二八一九・九〇
* その他のもの
* 二八二〇・一〇
* 二酸化マンガン
* 二八二〇・九〇
* その他のもの
* 二八二一・一〇
* 鉄の酸化物及び水酸化物
* 二八二一・二〇
* アースカラー
* 二八二二・〇〇
* 二八二三・〇〇
* 二八二四・一〇
* 一酸化鉛（リサージ）
* 二八二四・九〇
* その他のもの
* 二八二五・一〇
* ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩
* 二八二五・二〇
* 酸化リチウム及び水酸化リチウム
* 二八二五・三〇
* バナジウムの酸化物及び水酸化物
* 二八二五・四〇
* ニッケルの酸化物及び水酸化物
* 二八二五・五〇
* 銅の酸化物及び水酸化物
* 二八二五・六〇
* ゲルマニウムの酸化物及び二酸化ジルコニウム
* 二八二五・七〇
* モリブデンの酸化物及び水酸化物
* 二八二五・八〇
* アンチモンの酸化物
* 二八二五・九〇
* その他のもの
* ふつ化物
* 二八二六・一二
* 二八二六・一九
* 二八二六・三〇
* ヘキサフルオロアルミン酸ナトリウム（人造氷晶石）
* 二八二六・九〇
* その他のもの
* 二八二七・一〇
* 塩化アンモニウム
* 二八二七・二〇
* 塩化カルシウム
* 二八二七・三一
* 二八二七・三二
* 二八二七・三五
* 二八二七・三九
* 塩化酸化物及び塩化水酸化物
* 二八二七・四一
* 二八二七・四九
* 二八二七・五一
* 二八二七・五九
* 二八二七・六〇
* よう化物及びよう化酸化物
* 二八二八・一〇
* 商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引する物品その他カルシウムの次亜塩素酸塩
* 二八二八・九〇
* その他のもの
* 塩素酸塩
* 二八二九・一一
* 二八二九・一九
* 二八二九・九〇
* その他のもの
* 二八三〇・一〇
* ナトリウムの硫化物
* 二八三〇・九〇
* その他のもの
* 二八三一・一〇
* ナトリウムのもの
* 二八三一・九〇
* その他のもの
* 二八三二・一〇
* ナトリウムの亜硫酸塩
* 二八三二・二〇
* その他の亜硫酸塩
* 二八三二・三〇
* チオ硫酸塩
* ナトリウムの硫酸塩
* 二八三三・一一
* 二八三三・一九
* その他の硫酸塩
* 二八三三・二一
* 二八三三・二二
* 二八三三・二四
* 二八三三・二五
* 二八三三・二七
* 二八三三・二九
* 二八三三・三〇
* みようばん
* 二八三三・四〇
* ペルオキソ硫酸塩（過硫酸塩）
* 二八三四・一〇
* 亜硝酸塩
* 硝酸塩
* 二八三四・二一
* 二八三四・二九
* 二八三五・一〇
* ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）及びホスホン酸塩（亜りん酸塩）
* りん酸塩
* 二八三五・二二
* 二八三五・二四
* 二八三五・二五
* 二八三五・二六
* 二八三五・二九
* ポリりん酸塩
* 二八三五・三一
* 二八三五・三九
* 二八三六・二〇
* 炭酸二ナトリウム
* 二八三六・三〇
* 炭酸水素ナトリウム（重炭酸ナトリウム）
* 二八三六・四〇
* カリウムの炭酸塩
* 二八三六・五〇
* 炭酸カルシウム
* 二八三六・六〇
* 炭酸バリウム
* その他のもの
* 二八三六・九一
* 二八三六・九二
* 二八三六・九九
* シアン化物及びシアン化酸化物
* 二八三七・一一
* 二八三七・一九
* 二八三七・二〇
* シアノ錯塩
* ナトリウムのもの
* 二八三九・一一
* 二八三九・一九
* 二八三九・九〇
* その他のもの
* 四ほう酸二ナトリウム（精製ほう砂）
* 二八四〇・一一
* 二八四〇・一九
* 二八四〇・二〇
* その他のほう酸塩
* 二八四〇・三〇
* ペルオキソほう酸塩（過ほう酸塩）
* 二八四一・三〇
* 二クロム酸ナトリウム
* 二八四一・五〇
* その他のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩
* 亜マンガン酸塩、マンガン酸塩及び過マンガン酸塩
* 二八四一・六一
* 二八四一・六九
* 二八四一・七〇
* モリブデン酸塩
* 二八四一・八〇
* タングステン酸塩（ウォルフラム酸塩）
* 二八四一・九〇
* その他のもの
* 二八四二・一〇
* けい酸の複塩及び錯塩（アルミノけい酸塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）を含む。）
* 二八四二・九〇
* その他のもの
* 二八四三・一〇
* コロイド状貴金属
* 銀化合物
* 二八四三・二一
* 二八四三・二九
* 二八四三・三〇
* 金化合物
* 二八四三・九〇
* その他の化合物及びアマルガム
* 二八四四・一〇
* 天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
* 二八四四・二〇
* ウラン二三五を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
* 二八四四・三〇
* ウラン二三五を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン二三五を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物
* 二八四四・四〇
* 放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物（第二八四四・一〇号、第二八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。）並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物
* 二八四四・五〇
* 使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）
* 二八四五・一〇
* 重水（酸化重水素）
* 二八四五・九〇
* その他のもの
* 二八四六・一〇
* セリウム化合物
* 二八四六・九〇
* その他のもの
* 二八四七・〇〇
* 二八四九・一〇
* カルシウムのもの
* 二八四九・二〇
* けい素のもの
* 二八四九・九〇
* その他のもの
* 二八五〇・〇〇
* 二八五二・一〇
* 化学的に単一のもの
* 二八五二・九〇
* その他のもの
* 二八五三・一〇
* 塩化シアン
* 二八五三・九〇
* その他のもの
* 二九〇一・一〇
* 飽和のもの
* 不飽和のもの
* 二九〇一・二一
* 二九〇一・二二
* 二九〇一・二三
* 二九〇一・二四
* 二九〇一・二九
* 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素及びシクロテルペン炭化水素
* 二九〇二・一一
* 二九〇二・一九
* 二九〇二・二〇
* ベンゼン
* 二九〇二・三〇
* トルエン
* キシレン
* 二九〇二・四一
* 二九〇二・四二
* 二九〇二・四三
* 二九〇二・四四
* 二九〇二・五〇
* スチレン
* 二九〇二・六〇
* エチルベンゼン
* 二九〇二・七〇
* クメン
* 二九〇二・九〇
* その他のもの
* 非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）
* 二九〇三・一一
* 二九〇三・一二
* 二九〇三・一三
* 二九〇三・一四
* 二九〇三・一五
* 二九〇三・一九
* 非環式炭化水素の塩素化誘導体（不飽和のものに限る。）
* 二九〇三・二一
* 二九〇三・二二
* 二九〇三・二三
* 二九〇三・二九
* 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体
* 二九〇三・三一
* 二九〇三・三九
* 非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）
* 二九〇三・七一
* 二九〇三・七二
* 二九〇三・七三
* 二九〇三・七四
* 二九〇三・七五
* 二九〇三・七六
* 二九〇三・七七
* 二九〇三・七八
* 二九〇三・七九
* 飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体
* 二九〇三・八一
* 二九〇三・八二
* 二九〇三・八三
* 二九〇三・八九
* 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
* 二九〇三・九一
* 二九〇三・九二
* 二九〇三・九三
* 二九〇三・九四
* 二九〇三・九九
* 二九〇四・一〇
* スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエチルエステル
* 二九〇四・二〇
* ニトロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体
* ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド
* 二九〇四・三一
* 二九〇四・三二
* 二九〇四・三三
* 二九〇四・三四
* 二九〇四・三五
* 二九〇四・三六
* その他のもの
* 二九〇四・九一
* 二九〇四・九九
* 飽和一価アルコール
* 二九〇五・一一
* 二九〇五・一二
* 二九〇五・一三
* 二九〇五・一四
* 二九〇五・一六
* 二九〇五・一七
* 二九〇五・一九
* 不飽和一価アルコール
* 二九〇五・二二
* 二九〇五・二九
* 二価アルコール
* 二九〇五・三一
* 二九〇五・三二
* 二九〇五・三九
* その他の多価アルコール
* 二九〇五・四一
* 二九〇五・四二
* 二九〇五・四三
* 二九〇五・四四
* 二九〇五・四五
* 二九〇五・四九
* 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九〇五・五一
* 二九〇五・五九
* 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体
* 二九〇六・一一
* 二九〇六・一二
* 二九〇六・一三
* 二九〇六・一九
* 芳香族アルコール及びその誘導体
* 二九〇六・二一
* ベンジルアルコール
* 二九〇六・二九
* その他のもの
* 一価フェノール
* 二九〇七・一一
* 二九〇七・一二
* 二九〇七・一三
* 二九〇七・一五
* 二九〇七・一九
* 二九〇七・二一
* 二九〇七・二二
* 二九〇七・二三
* 二九〇七・二九
* ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩
* 二九〇八・一一
* 二九〇八・一九
* その他のもの
* 二九〇八・九一
* 二九〇八・九二
* 二九〇八・九九
* 非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九〇九・一一
* 二九〇九・一九
* 二九〇九・二〇
* 飽和脂環式エーテル、不飽和脂環式エーテル及びシクロテルペンエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九〇九・三〇
* 芳香族エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九〇九・四一
* 二九〇九・四三
* 二九〇九・四四
* 二九〇九・四九
* 二九〇九・五〇
* エーテルフェノール及びエーテルアルコールフェノール並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九〇九・六〇
* アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九一〇・一〇
* オキシラン（エチレンオキシド）
* 二九一〇・二〇
* メチルオキシラン（プロピレンオキシド）
* 二九一〇・三〇
* 一―クロロ―二・三―エポキシプロパン（エピクロロヒドリン）
* 二九一〇・四〇
* ディルドリン（ＩＳＯ、ＩＮＮ）
* 二九一〇・五〇
* エンドリン（ＩＳＯ）
* 二九一〇・九〇
* その他のもの
* 二九一一・〇〇
* 非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
* 二九一二・一一
* 二九一二・一二
* 二九一二・一九
* 環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
* 二九一二・二一
* 二九一二・二九
* アルデヒドアルコール、アルデヒドエーテル、アルデヒドフェノール及び他の酸素官能基を有するアルデヒド
* 二九一二・四一
* 二九一二・四二
* 二九一二・四九
* 二九一二・五〇
* アルデヒドの環式重合体
* 二九一二・六〇
* パラホルムアルデヒド
* 二九一三・〇〇
* 非環式ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
* 二九一四・一一
* 二九一四・一二
* 二九一四・一三
* 二九一四・一九
* 飽和脂環式ケトン、不飽和脂環式ケトン及びシクロテルペンケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
* 二九一四・二二
* 二九一四・二三
* 二九一四・二九
* 芳香族ケトン（他の酸素官能基を有しないものに限る。）
* 二九一四・三一
* 二九一四・三九
* 二九一四・四〇
* ケトンアルコール及びケトンアルデヒド
* 二九一四・五〇
* ケトンフェノール及び他の酸素官能基を有するケトン
* キノン
* 二九一四・六一
* 二九一四・六二
* 二九一四・六九
* ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九一四・七一
* 二九一四・七九
* ぎ酸並びにその塩及びエステル
* 二九一五・一一
* 二九一五・一二
* 二九一五・一三
* 酢酸及びその塩並びに無水酢酸
* 二九一五・二一
* 二九一五・二四
* 二九一五・二九
* 酢酸のエステル
* 二九一五・三一
* 二九一五・三二
* 二九一五・三三
* 二九一五・三六
* 二九一五・三九
* 二九一五・四〇
* モノクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸並びにこれらの塩及びエステル
* 二九一五・五〇
* プロピオン酸並びにその塩及びエステル
* 二九一五・六〇
* ブタン酸及びペンタン酸並びにこれらの塩及びエステル
* 二九一五・七〇
* パルミチン酸及びステアリン酸並びにこれらの塩及びエステル
* 二九一五・九〇
* その他のもの
* 不飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 二九一六・一一
* 二九一六・一二
* 二九一六・一三
* 二九一六・一四
* 二九一六・一五
* 二九一六・一六
* 二九一六・一九
* 二九一六・二〇
* 飽和脂環式モノカルボン酸、不飽和脂環式モノカルボン酸及びシクロテルペンモノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 二九一六・三一
* 二九一六・三二
* 二九一六・三四
* 二九一六・三九
* 非環式ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 二九一七・一一
* 二九一七・一二
* 二九一七・一三
* 二九一七・一四
* 二九一七・一九
* 二九一七・二〇
* 飽和脂環式ポリカルボン酸、不飽和脂環式ポリカルボン酸及びシクロテルペンポリカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 二九一七・三二
* 二九一七・三三
* 二九一七・三四
* 二九一七・三五
* 二九一七・三六
* 二九一七・三七
* 二九一七・三九
* アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 二九一八・一一
* 二九一八・一二
* 二九一八・一三
* 二九一八・一四
* 二九一八・一五
* 二九一八・一六
* 二九一八・一七
* 二九一八・一八
* 二九一八・一九
* フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* 二九一八・二一
* 二九一八・二二
* 二九一八・二三
* 二九一八・二九
* 二九一八・三〇
* アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
* その他のもの
* 二九一八・九一
* 二九一八・九九
* 二九一九・一〇
* トリス（二・三―ジブロモプロピル）ホスフェート
* 二九一九・九〇
* その他のもの
* チオりん酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九二〇・一一
* 二九二〇・一九
* 亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
* 二九二〇・二一
* 二九二〇・二二
* 二九二〇・二三
* 二九二〇・二四
* 二九二〇・二九
* 二九二〇・三〇
* エンドスルファン（ＩＳＯ）
* 二九二〇・九〇
* その他のもの
* 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二一・一一
* 二九二一・一二
* 二九二一・一三
* 二九二一・一四
* 二九二一・一九
* 非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二一・二一
* 二九二一・二二
* 二九二一・二九
* 二九二一・三〇
* 飽和脂環式モノアミン、不飽和脂環式モノアミン、シクロテルペンモノアミン、飽和脂環式ポリアミン、不飽和脂環式ポリアミン及びシクロテルペンポリアミン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
* 芳香族モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二一・四一
* 二九二一・四二
* 二九二一・四三
* 二九二一・四四
* 二九二一・四五
* 二九二一・四六
* 二九二一・四九
* 芳香族ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二一・五一
* 二九二一・五九
* アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
* 二九二二・一一
* 二九二二・一二
* 二九二二・一四
* 二九二二・一五
* 二九二二・一六
* 二九二二・一七
* 二九二二・一八
* 二九二二・一九
* アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
* 二九二二・二一
* 二九二二・二九
* アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩
* 二九二二・三一
* 二九二二・三九
* アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩
* 二九二二・四一
* 二九二二・四二
* 二九二二・四三
* 二九二二・四四
* 二九二二・四九
* 二九二二・五〇
* アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物
* 二九二三・一〇
* コリン及びその塩
* 二九二三・二〇
* レシチンその他のホスホアミノリピド
* 二九二三・三〇
* ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム
* 二九二三・四〇
* ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム
* 二九二三・九〇
* その他のもの
* 非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二四・一一
* 二九二四・一二
* 二九二四・一九
* 環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二四・二一
* 二九二四・二三
* 二九二四・二四
* 二九二四・二五
* 二九二四・二九
* イミド及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二五・一一
* 二九二五・一二
* 二九二五・一九
* イミン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九二五・二一
* 二九二五・二九
* 二九二六・一〇
* アクリロニトリル
* 二九二六・二〇
* 一―シアノグアニジン（ジシアンジアミド）
* 二九二六・三〇
* フェンプロポレクス（ＩＮＮ）及びその塩並びにメサドン（ＩＮＮ）中間体（四―シアノ―二―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニルブタン）
* 二九二六・四〇
* アルファ―フェニルアセトアセトニトリル
* 二九二六・九〇
* その他のもの
* 二九二七・〇〇
* 二九二八・〇〇
* 二九二九・一〇
* イソシアナート
* 二九二九・九〇
* その他のもの
* 二九三〇・二〇
* チオカルバマート及びジチオカルバマート
* 二九三〇・三〇
* チウラムモノスルフィド、チウラムジスルフィド及びチウラムテトラスルフィド
* 二九三〇・四〇
* メチオニン
* 二九三〇・六〇
* 二―（Ｎ・Ｎ―ジエチルアミノ）エタンチオール
* 二九三〇・七〇
* ビス（二―ヒドロキシエチル）スルフィド（チオジグリコール（ＩＮＮ））
* 二九三〇・八〇
* アルジカルブ（ＩＳＯ）、カプタホール（ＩＳＯ）及びメタミドホス（ＩＳＯ）
* 二九三〇・九〇
* その他のもの
* 二九三一・一〇
* テトラメチル鉛及びテトラエチル鉛
* 二九三一・二〇
* トリブチルすず化合物
* その他の有機りん誘導体
* 二九三一・三一
* 二九三一・三二
* 二九三一・三三
* 二九三一・三四
* 二九三一・三五
* 二九三一・三六
* 二九三一・三七
* 二九三一・三八
* 二九三一・三九
* 二九三一・九〇
* その他のもの
* 非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
* 二九三二・一一
* 二九三二・一二
* 二九三二・一三
* 二九三二・一四
* 二九三二・一九
* 二九三二・二〇
* ラクトン
* 二九三二・九一
* 二九三二・九二
* 二九三二・九三
* 二九三二・九四
* 二九三二・九五
* 二九三二・九九
* 非縮合ピラゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
* 二九三三・一一
* 二九三三・一九
* 非縮合イミダゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
* 二九三三・二一
* 二九三三・二九
* 非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
* 二九三三・三一
* 二九三三・三二
* 二九三三・三三
* 二九三三・三九
* キノリン環又はイソキノリン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物
* 二九三三・四一
* 二九三三・四九
* ピリミジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）又はピペラジン環を有する化合物
* 二九三三・五二
* 二九三三・五三
* 二九三三・五四
* 二九三三・五五
* 二九三三・五九
* 非縮合トリアジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
* 二九三三・六一
* 二九三三・六九
* ラクタム
* 二九三三・七一
* 二九三三・七二
* 二九三三・七九
* その他のもの
* 二九三三・九一
* 二九三三・九二
* 二九三三・九九
* 二九三四・一〇
* 非縮合チアゾール環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物
* 二九三四・二〇
* ベンゾチアゾール環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物
* 二九三四・三〇
* フェノチアジン環（水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く。）を有する化合物
* その他のもの
* 二九三四・九一
* 二九三四・九九
* 二九三五・一〇
* Ｎ―メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
* 二九三五・二〇
* Ｎ―エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
* 二九三五・三〇
* Ｎ―エチル―Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド
* 二九三五・四〇
* Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）―Ｎ―メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド
* 二九三五・五〇
* その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド
* 二九三五・九〇
* その他のもの
* ビタミン及びその誘導体（混合してないものに限る。）
* 二九三六・二一
* 二九三六・二二
* 二九三六・二三
* 二九三六・二四
* 二九三六・二五
* 二九三六・二六
* 二九三六・二七
* 二九三六・二八
* 二九三六・二九
* 二九三六・九〇
* その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）
* ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物
* 二九三七・一一
* 二九三七・一二
* 二九三七・一九
* ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物
* 二九三七・二一
* 二九三七・二二
* 二九三七・二三
* 二九三七・二九
* 二九三七・五〇
* プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物
* 二九三七・九〇
* その他のもの
* 二九三八・一〇
* ルトシド（ルチン）及びその誘導体
* 二九三八・九〇
* その他のもの
* あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九三九・一一
* 二九三九・一九
* 二九三九・二〇
* キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九三九・三〇
* カフェイン及びその塩
* エフェドリン類及びその塩
* 二九三九・四一
* 二九三九・四二
* 二九三九・四三
* 二九三九・四四
* 二九三九・四九
* テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン―エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩
* 二九三九・五一
* 二九三九・五九
* ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九三九・六一
* 二九三九・六二
* 二九三九・六三
* 二九三九・六九
* その他のもの（植物由来のものに限る。）
* 二九三九・七一
* 二九三九・七九
* 二九三九・八〇
* その他のもの
* 二九四〇・〇〇
* 二九四一・一〇
* ペニシリン及びその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）並びにこれらの塩
* 二九四一・二〇
* ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九四一・三〇
* テトラサイクリン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九四一・四〇
* クロラムフェニコール及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九四一・五〇
* エリスロマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩
* 二九四一・九〇
* その他のもの
* 二九四二・〇〇
* 三〇〇一・二〇
* 腺せんその他の器官又はその分泌物の抽出物
* 三〇〇一・九〇
* その他のもの
* 免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的方法により得たものであるかないかを問わない。）
* 三〇〇二・一一
* 三〇〇二・一二
* 三〇〇二・一三
* 三〇〇二・一四
* 三〇〇二・一五
* 三〇〇二・一九
* 三〇〇二・二〇
* 人用のワクチン
* 三〇〇二・三〇
* 動物用のワクチン
* 三〇〇二・九〇
* その他のもの
* 三〇〇三・一〇
* ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
* 三〇〇三・二〇
* その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）
* その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）
* 三〇〇三・三一
* 三〇〇三・三九
* その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）
* 三〇〇三・四一
* 三〇〇三・四二
* 三〇〇三・四三
* 三〇〇三・四九
* 三〇〇三・六〇
* その他のもの（この類の号注２の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）
* 三〇〇三・九〇
* その他のもの
* 三〇〇四・一〇
* ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの
* 三〇〇四・二〇
* その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）
* その他のもの（第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）
* 三〇〇四・三一
* 三〇〇四・三二
* 三〇〇四・三九
* その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）
* 三〇〇四・四一
* 三〇〇四・四二
* 三〇〇四・四三
* 三〇〇四・四九
* 三〇〇四・五〇
* その他のもの（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）
* 三〇〇四・六〇
* その他のもの（この類の号注２の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）
* 三〇〇四・九〇
* その他のもの
* 三〇〇五・一〇
* 接着性を有する被覆剤その他の接着層を有する製品
* 三〇〇五・九〇
* その他のもの
* 三〇〇六・一〇
* 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）
* 三〇〇六・二〇
* 血液型判定用試薬
* 三〇〇六・三〇
* エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬
* 三〇〇六・四〇
* 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び接骨用セメント
* 三〇〇六・五〇
* 救急箱及び救急袋
* 三〇〇六・六〇
* 避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）
* 三〇〇六・七〇
* 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル
* その他のもの
* 三〇〇六・九一
* 三〇〇六・九二
* 三一〇一・〇〇
* 三一〇二・一〇
* 尿素（水溶液にしてあるかないかを問わない。）
* 硫酸アンモニウム並びに硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物
* 三一〇二・二一
* 三一〇二・二九
* 三一〇二・三〇
* 硝酸アンモニウム（水溶液にしてあるかないかを問わない。）
* 三一〇二・四〇
* 硝酸アンモニウムと炭酸カルシウムその他の肥料でない無機物との混合物
* 三一〇二・五〇
* 硝酸ナトリウム
* 三一〇二・六〇
* 硝酸カルシウムと硝酸アンモニウムとの複塩及び混合物
* 三一〇二・八〇
* 尿素と硝酸アンモニウムとの混合物（水溶液又はアンモニア溶液にしたものに限る。）
* 三一〇二・九〇
* その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）
* 過りん酸石灰及び重過りん酸石灰
* 三一〇三・一一
* 三一〇三・一九
* 三一〇三・九〇
* その他のもの
* 三一〇四・二〇
* 塩化カリウム
* 三一〇四・三〇
* 硫酸カリウム
* 三一〇四・九〇
* その他のもの
* 三一〇五・一〇
* この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの
* 三一〇五・二〇
* 鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）
* 三一〇五・三〇
* オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）
* 三一〇五・四〇
* オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物
* その他の鉱物性肥料及び化学肥料（窒素及びりんを含有するものに限る。）
* 三一〇五・五一
* 三一〇五・五九
* 三一〇五・六〇
* 鉱物性肥料及び化学肥料（りん及びカリウムを含有するものに限る。）
* 三一〇五・九〇
* その他のもの
* 三二〇一・一〇
* ケブラチョエキス
* 三二〇一・二〇
* ワットルエキス
* 三二〇一・九〇
* その他のもの
* 三二〇二・一〇
* 合成有機なめし剤
* 三二〇二・九〇
* その他のもの
* 三二〇三・〇〇
* 有機合成着色料及びこの類の注３の調製品で有機合成着色料をもととしたもの
* 三二〇四・一一
* 三二〇四・一二
* 三二〇四・一三
* 三二〇四・一四
* 三二〇四・一五
* 三二〇四・一六
* 三二〇四・一七
* 三二〇四・一九
* 三二〇四・二〇
* 蛍光増白剤として使用する種類の合成した有機物
* 三二〇四・九〇
* その他のもの
* 三二〇五・〇〇
* 二酸化チタンをもととした顔料及び調製品
* 三二〇六・一一
* 三二〇六・一九
* 三二〇六・二〇
* クロム化合物をもととした顔料及び調製品
* その他の着色料及び調製品
* 三二〇六・四一
* 三二〇六・四二
* 三二〇六・四九
* 三二〇六・五〇
* ルミノホアとして使用する種類の無機物
* 三二〇七・一〇
* 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具その他これらに類する調製品
* 三二〇七・二〇
* ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップその他これらに類する調製品
* 三二〇七・三〇
* 液状ラスターその他これに類する調製品
* 三二〇七・四〇
* ガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
* 三二〇八・一〇
* ポリエステルをもととしたもの
* 三二〇八・二〇
* アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの
* 三二〇八・九〇
* その他のもの
* 三二〇九・一〇
* アクリル重合体又はビニル重合体をもととしたもの
* 三二〇九・九〇
* その他のもの
* 三二一〇・〇〇
* 三二一一・〇〇
* 三二一二・一〇
* スタンプ用のはく
* 三二一二・九〇
* その他のもの
* 三二一三・一〇
* 絵の具セット
* 三二一三・九〇
* その他のもの
* 三二一四・一〇
* ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジンセメント、閉そく用のコンパウンドその他のマスチック及び塗装用の充てん料
* 三二一四・九〇
* その他のもの
* 印刷用インキ
* 三二一五・一一
* 三二一五・一九
* 三二一五・九〇
* その他のもの
* 精油（かんきつ類の果実のものに限る。）
* 三三〇一・一二
* 三三〇一・一三
* 三三〇一・一九
* 精油（かんきつ類の果実のものを除く。）
* 三三〇一・二四
* 三三〇一・二五
* 三三〇一・二九
* 三三〇一・三〇
* レジノイド
* 三三〇一・九〇
* その他のもの
* 三三〇二・一〇
* 食品工業又は飲料工業において使用する種類のもの
* 三三〇二・九〇
* その他のもの
* 三三〇三・〇〇
* 三三〇四・一〇
* 唇のメーキャップ用の調製品
* 三三〇四・二〇
* 眼のメーキャップ用の調製品
* 三三〇四・三〇
* マニキュア用又はペディキュア用の調製品
* その他のもの
* 三三〇四・九一
* 三三〇四・九九
* 三三〇五・一〇
* シャンプー
* 三三〇五・二〇
* パーマネント用の調製品
* 三三〇五・三〇
* ヘアラッカー
* 三三〇五・九〇
* その他のもの
* 三三〇六・一〇
* 歯磨き
* 三三〇六・二〇
* 歯間清掃用の糸（デンタルフロス）
* 三三〇六・九〇
* その他のもの
* 三三〇七・一〇
* ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品
* 三三〇七・二〇
* 身体用の防臭剤及び汗止め
* 三三〇七・三〇
* 芳香を付けた浴用塩その他の浴用の調製品
* 室内に芳香を付けるため又は室内防臭用の調製品（宗教的儀式用の香気性の調製品を含む。）
* 三三〇七・四一
* 三三〇七・四九
* 三三〇七・九〇
* その他のもの
* ただし、第三四・〇四項には、次の物品を含まない。
* せつけん、有機界面活性剤及びその調製品（棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限る。）並びにせつけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布
* 三四〇一・一一
* 三四〇一・一九
* 三四〇一・二〇
* せつけん（その他の形状のもの）
* 三四〇一・三〇
* 有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）
* 有機界面活性剤（小売用にしてあるかないかを問わない。）
* 三四〇二・一一
* 三四〇二・一二
* 三四〇二・一三
* 三四〇二・一九
* 三四〇二・二〇
* 調製品（小売用にしたものに限る。）
* 三四〇二・九〇
* その他のもの
* 石油又は歴青油を含有するもの
* 三四〇三・一一
* 三四〇三・一九
* その他のもの
* 三四〇三・九一
* 三四〇三・九九
* 三四〇四・二〇
* ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）のもの
* 三四〇四・九〇
* その他のもの
* 三四〇五・一〇
* 履物用又は革用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品
* 三四〇五・二〇
* 木製の家具、床その他の木製品の維持用の磨き料、クリームその他これらに類する調製品
* 三四〇五・三〇
* 車体用の磨き料その他これに類する調製品（メタルポリッシュを除く。）
* 三四〇五・四〇
* 擦り磨き用のペースト、粉その他の調製品
* 三四〇五・九〇
* その他のもの
* 三四〇六・〇〇
* 三四〇七・〇〇
* 三五〇一・一〇
* カゼイン
* 三五〇一・九〇
* その他のもの
* 卵白
* 三五〇二・一一
* 三五〇二・一九
* 三五〇二・二〇
* ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）
* 三五〇二・九〇
* その他のもの
* 三五〇三・〇〇
* 三五〇四・〇〇
* 三五〇五・一〇
* デキストリンその他の変性でん粉
* 三五〇五・二〇
* 膠こう着剤
* 三五〇六・一〇
* 膠こう着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠こう着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
* その他のもの
* 三五〇六・九一
* 三五〇六・九九
* 三五〇七・一〇
* レンネット及びその濃縮物
* 三五〇七・九〇
* その他のもの
* 三六〇一・〇〇
* 三六〇二・〇〇
* 三六〇三・〇〇
* 三六〇四・一〇
* 花火
* 三六〇四・九〇
* その他のもの
* 三六〇五・〇〇
* 三六〇六・一〇
* たばこ用ライターその他これに類するライターの充てんに使用する種類の液体燃料及び液化ガス燃料（容量が三〇〇立方センチメートル以下の容器入りにしたものに限る。）
* 三六〇六・九〇
* その他のもの
* 三七〇一・一〇
* エックス線用のもの
* 三七〇一・二〇
* インスタントプリントフィルム
* 三七〇一・三〇
* その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが二五五ミリメートルを超えるものに限る。）
* その他のもの
* 三七〇一・九一
* 三七〇一・九九
* 三七〇二・一〇
* エックス線用のもの
* その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が一〇五ミリメートル以下のものに限る。）
* 三七〇二・三一
* 三七〇二・三二
* 三七〇二・三九
* その他のフィルム（パーフォレーションのないもので、幅が一〇五ミリメートルを超えるものに限る。）
* 三七〇二・四一
* 三七〇二・四二
* 三七〇二・四三
* 三七〇二・四四
* その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
* 三七〇二・五二
* 三七〇二・五三
* 三七〇二・五四
* 三七〇二・五五
* 三七〇二・五六
* その他のもの
* 三七〇二・九六
* 三七〇二・九七
* 三七〇二・九八
* 三七〇三・一〇
* ロール状のもので、幅が六一〇ミリメートルを超えるもの
* 三七〇三・二〇
* その他のもの（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。）
* 三七〇三・九〇
* その他のもの
* 三七〇四・〇〇
* 三七〇五・〇〇
* 三七〇六・一〇
* 幅が三五ミリメートル以上のもの
* 三七〇六・九〇
* その他のもの
* 三七〇七・一〇
* 感光性の乳剤
* 三七〇七・九〇
* その他のもの
* 三八〇一・一〇
* 人造黒鉛
* 三八〇一・二〇
* コロイド状又は半コロイド状の黒鉛
* 三八〇一・三〇
* 電極用の炭素質ペーストその他これに類する炉の内張り用のもの
* 三八〇一・九〇
* その他のもの
* 三八〇二・一〇
* 活性炭
* 三八〇二・九〇
* その他のもの
* 三八〇三・〇〇
* 三八〇四・〇〇
* 三八〇五・一〇
* ガムテレビン油、ウッドテレビン油及び硫酸テレビン油
* 三八〇五・九〇
* その他のもの
* 三八〇六・一〇
* ロジン及び樹脂酸
* 三八〇六・二〇
* ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩（ロジン付加物の塩を除く。）
* 三八〇六・三〇
* エステルガム
* 三八〇六・九〇
* その他のもの
* 三八〇七・〇〇
* この類の号注１の物品
* 三八〇八・五二
* 三八〇八・五九
* この類の号注２の物品
* 三八〇八・六一
* 三八〇八・六二
* 三八〇八・六九
* その他のもの
* 三八〇八・九一
* 三八〇八・九二
* 三八〇八・九三
* 三八〇八・九四
* 三八〇八・九九
* 三八〇九・一〇
* でん粉質の物質をもととしたもの
* その他のもの
* 三八〇九・九一
* 三八〇九・九二
* 三八〇九・九三
* 三八一〇・一〇
* 金属表面処理用の調製浸せき剤並びにはんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの
* 三八一〇・九〇
* その他のもの
* アンチノック剤
* 三八一一・一一
* 三八一一・一九
* 潤滑油用の添加剤
* 三八一一・二一
* 三八一一・二九
* 三八一一・九〇
* その他のもの
* 三八・一二
* 三八一二・一〇
* 調製したゴム加硫促進剤
* 三八一二・二〇
* ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤
* ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤
* 三八一二・三一
* 三八一二・三九
* 三八一三・〇〇
* 三八一四・〇〇
* 担体付き触媒
* 三八一五・一一
* 三八一五・一二
* 三八一五・一九
* 三八一五・九〇
* その他のもの
* 三八一六・〇〇
* 三八一七・〇〇
* 三八一八・〇〇
* 三八一九・〇〇
* 三八二〇・〇〇
* 三八二一・〇〇
* 三八二二・〇〇
* アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸
* 三八二三・一一
* 三八二三・一二
* 三八二三・一三
* 三八二三・一九
* 三八二三・七〇
* 工業用の脂肪性アルコール
* 三八二四・一〇
* 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤
* 三八二四・三〇
* 金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）
* 三八二四・四〇
* セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤
* 三八二四・五〇
* 非耐火性のモルタル及びコンクリート
* 三八二四・六〇
* ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）
* メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物
* 三八二四・七一
* 三八二四・七二
* 三八二四・七三
* 三八二四・七四
* 三八二四・七五
* 三八二四・七六
* 三八二四・七七
* 三八二四・七八
* 三八二四・七九
* この類の号注３の物品
* 三八二四・八一
* 三八二四・八二
* 三八二四・八三
* 三八二四・八四
* 三八二四・八五
* 三八二四・八六
* 三八二四・八七
* 三八二四・八八
* その他のもの
* 三八二四・九一
* 三八二四・九九
* 三八二五・一〇
* 都市廃棄物
* 三八二五・二〇
* 下水汚泥
* 三八二五・三〇
* 医療廃棄物
* 有機溶剤廃棄物
* 三八二五・四一
* 三八二五・四九
* 三八二五・五〇
* 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物
* 化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物
* 三八二五・六一
* 三八二五・六九
* 三八二五・九〇
* その他のもの
* 三八二六・〇〇
* 三九〇一・一〇
* 比重が〇・九四未満のポリエチレン
* 三九〇一・二〇
* 比重が〇・九四以上のポリエチレン
* 三九〇一・三〇
* エチレン―酢酸ビニル共重合体
* 三九〇一・四〇
* 比重が〇・九四未満のエチレン―アルファ―オレフィン共重合体
* 三九〇一・九〇
* その他のもの
* 三九〇二・一〇
* ポリプロピレン
* 三九〇二・二〇
* ポリイソブチレン
* 三九〇二・三〇
* プロピレンの共重合体
* 三九〇二・九〇
* その他のもの
* ポリスチレン
* 三九〇三・一一
* 三九〇三・一九
* 三九〇三・二〇
* スチレン―アクリロニトリル（ＳＡＮ）共重合体
* 三九〇三・三〇
* アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ＡＢＳ）共重合体
* 三九〇三・九〇
* その他のもの
* 三九〇四・一〇
* ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）
* その他のポリ（塩化ビニル）
* 三九〇四・二一
* 三九〇四・二二
* 三九〇四・三〇
* 塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体
* 三九〇四・四〇
* その他の塩化ビニルの共重合体
* 三九〇四・五〇
* 塩化ビニリデンの重合体
* ふつ素系重合体
* 三九〇四・六一
* 三九〇四・六九
* 三九〇四・九〇
* その他のもの
* ポリ（酢酸ビニル）
* 三九〇五・一二
* 三九〇五・一九
* 酢酸ビニルの共重合体
* 三九〇五・二一
* 三九〇五・二九
* 三九〇五・三〇
* ポリ（ビニルアルコール）（加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）
* その他のもの
* 三九〇五・九一
* 三九〇五・九九
* 三九・〇六
* 三九〇六・一〇
* 三九〇六・九〇
* 三九〇七・一〇
* ポリアセタール
* 三九〇七・二〇
* その他のポリエーテル
* 三九〇七・三〇
* エポキシ樹脂
* 三九〇七・四〇
* ポリカーボネート
* 三九〇七・五〇
* アルキド樹脂
* ポリ（エチレンテレフタレート）
* 三九〇七・六一
* 三九〇七・六九
* 三九〇七・七〇
* ポリ乳酸
* その他のポリエステル
* 三九〇七・九一
* 三九〇七・九九
* 三九〇八・一〇
* ポリアミド―六、―一一、―一二、―六・六、―六・九、―六・一〇又は―六・一二
* 三九〇八・九〇
* 三九〇九・一〇
* 尿素樹脂及びチオ尿素樹脂
* 三九〇九・二〇
* メラミン樹脂
* その他のアミノ樹脂
* 三九〇九・三一
* 三九〇九・三九
* 三九〇九・四〇
* フェノール樹脂
* 三九〇九・五〇
* ポリウレタン
* 三九一〇・〇〇
* 三九一一・一〇
* 石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン―インデン樹脂及びポリテルペン
* 三九一一・九〇
* その他のもの
* 酢酸セルロース
* 三九一二・一一
* 三九一二・一二
* 三九一二・二〇
* ニトロセルロース（コロジオンを含む。）
* セルロースエーテル
* 三九一二・三一
* 三九一二・三九
* 三九一二・九〇
* その他のもの
* 三九一三・一〇
* アルギン酸並びにその塩及びエステル
* 三九一三・九〇
* その他のもの
* 三九一四・〇〇
* 三九一五・一〇
* エチレンの重合体のもの
* 三九一五・二〇
* スチレンの重合体のもの
* 三九一五・三〇
* 塩化ビニルの重合体のもの
* 三九一五・九〇
* その他のプラスチックのもの
* 三九一六・一〇
* エチレンの重合体のもの
* 三九一六・二〇
* 塩化ビニルの重合体のもの
* 三九一六・九〇
* その他のプラスチックのもの
* 三九一七・一〇
* 硬化たんぱく質製又はセルロース系材料製の人造ガット（ソーセージケーシング）
* 管及びホース（硬質のものに限る。）
* 三九一七・二一
* 三九一七・二二
* 三九一七・二三
* 三九一七・二九
* その他の管及びホース
* 三九一七・三一
* 三九一七・三二
* 三九一七・三三
* 三九一七・三九
* 三九一七・四〇
* 継手
* 三九一八・一〇
* 塩化ビニルの重合体製のもの
* 三九一八・九〇
* その他のプラスチック製のもの
* 三九一九・一〇
* ロール状のもので、幅が二〇センチメートル以下のもの
* 三九一九・九〇
* その他のもの
* 三九二〇・一〇
* エチレンの重合体製のもの
* 三九二〇・二〇
* プロピレンの重合体製のもの
* 三九二〇・三〇
* スチレンの重合体製のもの
* 塩化ビニルの重合体製のもの
* 三九二〇・四三
* 三九二〇・四九
* アクリル重合体製のもの
* 三九二〇・五一
* 三九二〇・五九
* ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの
* 三九二〇・六一
* 三九二〇・六二
* 三九二〇・六三
* 三九二〇・六九
* セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの
* 三九二〇・七一
* 三九二〇・七三
* 三九二〇・七九
* その他のプラスチック製のもの
* 三九二〇・九一
* 三九二〇・九二
* 三九二〇・九三
* 三九二〇・九四
* 三九二〇・九九
* 多泡性のもの
* 三九二一・一一
* 三九二一・一二
* 三九二一・一三
* 三九二一・一四
* 三九二一・一九
* 三九二一・九〇
* その他のもの
* 三九二二・一〇
* 浴槽、シャワーバス、台所用流し及び洗面台
* 三九二二・二〇
* 便座及び便器用の覆い
* 三九二二・九〇
* その他のもの
* 三九二三・一〇
* 箱、ケース、クレートその他これらに類する製品
* 袋（円すい状のものを含む。）
* 三九二三・二一
* 三九二三・二九
* 三九二三・三〇
* 瓶、フラスコその他これらに類する製品
* 三九二三・四〇
* スプール、コップ、ボビンその他これらに類する支持物
* 三九二三・五〇
* 栓、ふた、キャップその他これらに類する物品
* 三九二三・九〇
* その他のもの
* 三九二四・一〇
* 食卓用品及び台所用品
* 三九二四・九〇
* その他のもの
* 三九二五・一〇
* 貯蔵槽、タンク、おけその他これらに類する容器（容積が三〇〇リットルを超えるものに限る。）
* 三九二五・二〇
* 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸の敷居
* 三九二五・三〇
* よろい戸、日よけ（ベネシャンブラインドを含む。）その他これらに類する製品及びこれらの部分品
* 三九二五・九〇
* その他のもの
* 三九二六・一〇
* 事務用品及び学用品
* 三九二六・二〇
* 衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）
* 三九二六・三〇
* 家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具
* 三九二六・四〇
* 小像その他の装飾品
* 三九二六・九〇
* その他のもの
* 四〇〇一・一〇
* 天然ゴムのラテックス（プリバルカナイズしてあるかないかを問わない。）
* その他の形状の天然ゴム
* 四〇〇一・二一
* 四〇〇一・二二
* 四〇〇一・二九
* 四〇〇一・三〇
* バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ガム
* スチレン―ブタジエンゴム（ＳＢＲ）及びカルボキシル化スチレン―ブタジエンゴム（ＸＳＢＲ）
* 四〇〇二・一一
* 四〇〇二・一九
* 四〇〇二・二〇
* ブタジエンゴム（ＢＲ）
* イソブテン―イソプレンゴム（ブチルゴム又はＩＩＲ）及びハロ―イソブテン―イソプレンゴム（ＣＩＩＲ及びＢＩＩＲ）
* 四〇〇二・三一
* 四〇〇二・三九
* クロロプレンゴム（クロロブタジエンゴム又はＣＲ）
* 四〇〇二・四一
* 四〇〇二・四九
* アクリロニトリル―ブタジエンゴム（ＮＢＲ）
* 四〇〇二・五一
* 四〇〇二・五九
* 四〇〇二・六〇
* イソプレンゴム（ＩＲ）
* 四〇〇二・七〇
* エチレン―プロピレン―非共役ジエンゴム（ＥＰＤＭ）
* 四〇〇二・八〇
* 第四〇・〇一項の物品とこの項の物品との混合物
* その他のもの
* 四〇〇二・九一
* 四〇〇二・九九
* 四〇〇三・〇〇
* 四〇〇四・〇〇
* 四〇〇五・一〇
* カーボンブラック又はシリカを配合したもの
* 四〇〇五・二〇
* ディスパーション（第四〇〇五・一〇号のものを除く。）及び溶液
* その他のもの
* 四〇〇五・九一
* 四〇〇五・九九
* 四〇〇六・一〇
* ゴムタイヤ更生用のキャメルバックストリップ
* 四〇〇六・九〇
* その他のもの
* 四〇〇七・〇〇
* 四〇〇八・一一
* 四〇〇八・一九
* セルラーラバー以外のゴムのもの
* 四〇〇八・二一
* 四〇〇八・二九
* 他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの
* 四〇〇九・一一
* 四〇〇九・一二
* 金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの
* 四〇〇九・二一
* 四〇〇九・二二
* 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの
* 四〇〇九・三一
* 四〇〇九・三二
* 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの
* 四〇〇九・四一
* 四〇〇九・四二
* コンベヤ用のベルト及びベルチング
* 四〇一〇・一一
* 四〇一〇・一二
* 四〇一〇・一九
* 伝動用のベルト及びベルチング
* 四〇一〇・三一
* 四〇一〇・三二
* 四〇一〇・三三
* 四〇一〇・三四
* 四〇一〇・三五
* 四〇一〇・三六
* 四〇一〇・三九
* 四〇一一・一〇
* 乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの
* 四〇一一・二〇
* バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
* 四〇一一・三〇
* 航空機に使用する種類のもの
* 四〇一一・四〇
* モーターサイクルに使用する種類のもの
* 四〇一一・五〇
* 自転車に使用する種類のもの
* 四〇一一・七〇
* 農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの
* 四〇一一・八〇
* 建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの
* 四〇一一・九〇
* その他のもの
* 更生タイヤ
* 四〇一二・一一
* 四〇一二・一二
* 四〇一二・一三
* 四〇一二・一九
* 四〇一二・二〇
* 空気タイヤ（中古のものに限る。）
* 四〇一二・九〇
* その他のもの
* 四〇一三・一〇
* 乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
* 四〇一三・二〇
* 自転車に使用する種類のもの
* 四〇一三・九〇
* その他のもの
* 四〇一四・一〇
* コンドーム
* 四〇一四・九〇
* その他のもの
* 手袋、ミトン及びミット
* 四〇一五・一一
* 四〇一五・一九
* 四〇一五・九〇
* その他のもの
* 四〇一六・一〇
* セルラーラバー製のもの
* その他のもの
* 四〇一六・九一
* 四〇一六・九二
* 四〇一六・九三
* 四〇一六・九四
* 四〇一六・九五
* 四〇一六・九九
* 四〇一七・〇〇
* 四一〇一・二〇
* 全形の原皮（スプリットしてないもので、重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）
* 四一〇一・五〇
* 全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）
* 四一〇一・九〇
* その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）
* 四一〇二・一〇
* 毛が付いているもの
* 毛が付いていないもの
* 四一〇二・二一
* 四一〇二・二九
* 四一〇三・二〇
* 爬は虫類のもの
* 四一〇三・三〇
* 豚のもの
* 四一〇三・九〇
* その他のもの
* 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
* 四一〇四・一一
* 四一〇四・一九
* 乾燥状態（クラスト）のもの
* 四一〇四・四一
* 四一〇四・四九
* 四一〇五・一〇
* 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
* 四一〇五・三〇
* 乾燥状態（クラスト）のもの
* やぎのもの
* 四一〇六・二一
* 四一〇六・二二
* 豚のもの
* 四一〇六・三一
* 四一〇六・三二
* 四一〇六・四〇
* 爬は虫類のもの
* その他のもの
* 四一〇六・九一
* 四一〇六・九二
* 全形の革
* 四一〇七・一一
* 四一〇七・一二
* 四一〇七・一九
* その他のもの（サイドを含む。）
* 四一〇七・九一
* 四一〇七・九二
* 四一〇七・九九
* 四一一二・〇〇
* 四一一三・一〇
* やぎのもの
* 四一一三・二〇
* 豚のもの
* 四一一三・三〇
* 爬は虫類のもの
* 四一一三・九〇
* その他のもの
* 四一一四・一〇
* シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）
* 四一一四・二〇
* パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー
* 四一一五・一〇
* コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）
* 四一一五・二〇
* 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉
* 四二〇一・〇〇
* トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器
* 四二〇二・一一
* 四二〇二・一二
* 四二〇二・一九
* ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）
* 四二〇二・二一
* 四二〇二・二二
* 四二〇二・二九
* ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品
* 四二〇二・三一
* 四二〇二・三二
* 四二〇二・三九
* その他のもの
* 四二〇二・九一
* 四二〇二・九二
* 四二〇二・九九
* 四二〇三・一〇
* 衣類
* 手袋、ミトン及びミット
* 四二〇三・二一
* 四二〇三・二九
* 四二〇三・三〇
* ベルト及び負い革
* 四二〇三・四〇
* その他の衣類附属品
* 四二〇五・〇〇
* 四二〇六・〇〇
* 四三〇一・一〇
* ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
* 四三〇一・三〇
* 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
* 四三〇一・六〇
* きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
* 四三〇一・八〇
* その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
* 四三〇一・九〇
* 頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの
* 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）
* 四三〇二・一一
* 四三〇二・一九
* 四三〇二・二〇
* 頭部、尾部、足部その他の切片で、組み合わせてないもの
* 四三〇二・三〇
* 全形のもの及び切片で、組み合わせたもの
* 四三〇三・一〇
* 衣類及び衣類附属品
* 四三〇三・九〇
* その他のもの
* 四三〇四・〇〇
* 薪材
* 四四〇一・一一
* 四四〇一・一二
* チップ状又は小片状の木材
* 四四〇一・二一
* 四四〇一・二二
* のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。）
* 四四〇一・三一
* 四四〇一・三九
* 四四〇一・四〇
* のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。）
* 四四〇二・一〇
* 竹製のもの
* 四四〇二・九〇
* その他のもの
* ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの
* 四四〇三・一一
* 四四〇三・一二
* その他のもの（針葉樹のものに限る。）
* 四四〇三・二一
* 四四〇三・二二
* 四四〇三・二三
* 四四〇三・二四
* 四四〇三・二五
* 四四〇三・二六
* その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）
* 四四〇三・四一
* 四四〇三・四九
* その他のもの
* 四四〇三・九一
* 四四〇三・九三
* 四四〇三・九四
* 四四〇三・九五
* 四四〇三・九六
* 四四〇三・九七
* 四四〇三・九八
* 四四〇三・九九
* 四四〇四・一〇
* 針葉樹のもの
* 四四〇四・二〇
* 針葉樹以外のもの
* 四四〇五・〇〇
* 染み込ませてないもの
* 四四〇六・一一
* 四四〇六・一二
* その他のもの
* 四四〇六・九一
* 四四〇六・九二
* 針葉樹のもの
* 四四〇七・一一
* 四四〇七・一二
* 四四〇七・一九
* 熱帯産木材のもの
* 四四〇七・二一
* 四四〇七・二二
* 四四〇七・二五
* 四四〇七・二六
* 四四〇七・二七
* 四四〇七・二八
* 四四〇七・二九
* その他のもの
* 四四〇七・九一
* 四四〇七・九二
* 四四〇七・九三
* 四四〇七・九四
* 四四〇七・九五
* 四四〇七・九六
* 四四〇七・九七
* 四四〇七・九九
* 四四〇八・一〇
* 針葉樹のもの
* 熱帯産木材のもの
* 四四〇八・三一
* 四四〇八・三九
* 四四〇八・九〇
* その他のもの
* 四四〇九・一〇
* 針葉樹のもの
* 針葉樹以外のもの
* 四四〇九・二一
* 四四〇九・二二
* 四四〇九・二九
* 木材のもの
* 四四一〇・一一
* 四四一〇・一二
* 四四一〇・一九
* 四四一〇・九〇
* その他のもの
* ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）
* 四四一一・一二
* 四四一一・一三
* 四四一一・一四
* その他のもの
* 四四一一・九二
* 四四一一・九三
* 四四一一・九四
* 四四一二・一〇
* 竹製のもの
* その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）
* 四四一二・三一
* 四四一二・三三
* 四四一二・三四
* 四四一二・三九
* その他のもの
* 四四一二・九四
* 四四一二・九九
* 四四一三・〇〇
* 四四一四・〇〇
* 四四一五・一〇
* ケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器及びケーブルドラム
* 四四一五・二〇
* パレット、ボックスパレットその他の積載用ボード及びパレット枠
* 四四一六・〇〇
* 四四一七・〇〇
* 四四一八・一〇
* 窓及びフランス窓並びにこれらの枠
* 四四一八・二〇
* 戸及びその枠並びに敷居
* 四四一八・四〇
* コンクリート型枠
* 四四一八・五〇
* こけら板
* 四四一八・六〇
* くい及びはり
* 組み合わせた床用パネル
* 四四一八・七三
* 四四一八・七四
* 四四一八・七五
* 四四一八・七九
* その他のもの
* 四四一八・九一
* 四四一八・九九
* 竹製のもの
* 四四一九・一一
* 四四一九・一二
* 四四一九・一九
* 四四一九・九〇
* その他のもの
* 四四二〇・一〇
* 木製の小像その他の装飾品
* 四四二〇・九〇
* その他のもの
* 四四二一・一〇
* 衣類用ハンガー
* その他のもの
* 四四二一・九一
* 四四二一・九九
* 四五〇一・一〇
* 天然コルク（粗のもの及び単に調製したものに限る。）
* 四五〇一・九〇
* その他のもの
* 四五〇二・〇〇
* 四五〇三・一〇
* 栓
* 四五〇三・九〇
* その他のもの
* 四五〇四・一〇
* 塊、板、シート、ストリップ、タイル（形状を問わない。）及び円柱（中空でないものに限るものとし、円盤を含む。）
* 四五〇四・九〇
* その他のもの
* 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）
* 四六〇一・二一
* 四六〇一・二二
* 四六〇一・二九
* その他のもの
* 四六〇一・九二
* 四六〇一・九三
* 四六〇一・九四
* 四六〇一・九九
* 四六・〇二
* 植物性材料製のもの
* 四六〇二・一一
* 四六〇二・一二
* 四六〇二・一九
* 四六〇二・九〇
* その他のもの
* 四七〇一・〇〇
* 四七〇二・〇〇
* さらしてないもの
* 四七〇三・一一
* 四七〇三・一九
* 半さらしのもの及びさらしたもの
* 四七〇三・二一
* 四七〇三・二九
* さらしてないもの
* 四七〇四・一一
* 四七〇四・一九
* 半さらしのもの及びさらしたもの
* 四七〇四・二一
* 四七〇四・二九
* 四七〇五・〇〇
* 四七〇六・一〇
* コットンリンターパルプ
* 四七〇六・二〇
* 古紙パルプ
* 四七〇六・三〇
* その他のもの（竹製のものに限る。）
* その他のもの
* 四七〇六・九一
* 四七〇六・九二
* 四七〇六・九三
* 四七〇七・一〇
* さらしてないクラフト紙又はクラフト板紙及びコルゲート加工をした紙又は板紙
* 四七〇七・二〇
* その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）
* 四七〇七・三〇
* 主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）
* 四七〇七・九〇
* その他のもの（区分けしてない古紙を含む。）
* 四八〇一・〇〇
* 四八〇二・一〇
* 手すきの紙及び板紙
* 四八〇二・二〇
* 写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙
* 四八〇二・四〇
* 壁紙原紙
* その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）
* 四八〇二・五四
* 四八〇二・五五
* 四八〇二・五六
* 四八〇二・五七
* 四八〇二・五八
* その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）
* 四八〇二・六一
* 四八〇二・六二
* 四八〇二・六九
* 四八〇三・〇〇
* クラフトライナー
* 四八〇四・一一
* 四八〇四・一九
* 重袋用クラフト紙
* 四八〇四・二一
* 四八〇四・二九
* その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のものに限る。）
* 四八〇四・三一
* 四八〇四・三九
* その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のものに限る。）
* 四八〇四・四一
* 四八〇四・四二
* 四八〇四・四九
* その他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のものに限る。）
* 四八〇四・五一
* 四八〇四・五二
* 四八〇四・五九
* 段ボール用中芯原紙
* 四八〇五・一一
* 四八〇五・一二
* 四八〇五・一九
* テストライナー（再生ライナーボード）
* 四八〇五・二四
* 四八〇五・二五
* 四八〇五・三〇
* サルファイト包装紙
* 四八〇五・四〇
* フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード
* 四八〇五・五〇
* フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード
* その他のもの
* 四八〇五・九一
* 四八〇五・九二
* 四八〇五・九三
* 四八〇六・一〇
* 硫酸紙
* 四八〇六・二〇
* 耐脂紙
* 四八〇六・三〇
* トレーシングペーパー
* 四八〇六・四〇
* グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
* 四八〇七・〇〇
* 四八〇八・一〇
* コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）
* 四八〇八・四〇
* クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）
* 四八〇八・九〇
* その他のもの
* 四八〇九・二〇
* セルフコピーペーパー
* 四八〇九・九〇
* その他のもの
* 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％以下のものに限る。）
* 四八一〇・一三
* 四八一〇・一四
* 四八一〇・一九
* 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇％を超えるものに限る。）
* 四八一〇・二二
* 四八一〇・二九
* クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）
* 四八一〇・三一
* 四八一〇・三二
* 四八一〇・三九
* その他の紙及び板紙
* 四八一〇・九二
* 四八一〇・九九
* 四八一一・一〇
* タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙
* 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙
* 四八一一・四一
* 四八一一・四九
* プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙
* 四八一一・五一
* 四八一一・五九
* 四八一一・六〇
* ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙
* 四八一一・九〇
* その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ
* 四八一二・〇〇
* 四八一三・一〇
* 小冊子状又は円筒状のもの
* 四八一三・二〇
* ロール状のもの（幅が五センチメートル以下のものに限る。）
* 四八一三・九〇
* その他のもの
* 四八一四・二〇
* 壁紙その他これに類する壁面被覆材（プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）
* 四八一四・九〇
* その他のもの
* 四八一六・二〇
* セルフコピーペーパー
* 四八一六・九〇
* その他のもの
* 四八・一七
* 四八一七・一〇
* 封筒
* 四八一七・二〇
* 通信用カード
* 四八一七・三〇
* 封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの
* 四八一八・一〇
* トイレットペーパー
* 四八一八・二〇
* ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル
* 四八一八・三〇
* テーブルクロス及びナプキン
* 四八一八・五〇
* 衣類及び衣類附属品
* 四八一八・九〇
* その他のもの
* 四八一九・一〇
* 段ボール製の箱及びケース
* 四八一九・二〇
* 紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）
* 四八一九・三〇
* 袋（底の幅が四〇センチメートル以上のものに限る。）
* 四八一九・四〇
* その他の袋（円すい形のものを含む。）
* 四八一九・五〇
* その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）
* 四八一九・六〇
* 書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの
* 四八二〇・一〇
* 帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品
* 四八二〇・二〇
* 練習帳
* 四八二〇・三〇
* バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー
* 四八二〇・四〇
* 転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット
* 四八二〇・五〇
* アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）
* 四八二〇・九〇
* その他のもの
* 四八二一・一〇
* 印刷したもの
* 四八二一・九〇
* その他のもの
* 四八二二・一〇
* 紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの
* 四八二二・九〇
* その他のもの
* 四八二三・二〇
* フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード
* 四八二三・四〇
* 自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤
* 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品
* 四八二三・六一
* 四八二三・六九
* 四八二三・七〇
* 成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品
* 四八二三・九〇
* その他のもの
* 四九〇一・一〇
* 単一シートのもの（折り畳んであるかないかを問わない。）
* その他のもの
* 四九〇一・九一
* 四九〇一・九九
* その他のもの
* 四九〇二・一〇
* 一週に四回以上発行するもの
* 四九〇二・九〇
* その他のもの
* 四九〇三・〇〇
* 四九〇四・〇〇
* 四九〇五・一〇
* 地球儀、天球儀その他これらに類するもの
* その他のもの
* 四九〇五・九一
* 四九〇五・九九
* 四九〇六・〇〇
* 四九〇七・〇〇
* 四九〇八・一〇
* デカルコマニア（ガラス化することができるものに限る。）
* 四九〇八・九〇
* その他のもの
* 四九〇九・〇〇
* 四九一〇・〇〇
* 四九一一・一〇
* 広告、商業用カタログその他これらに類する物品
* その他のもの
* 四九一一・九一
* 四九一一・九九
* （ａ）から（ｃ）までの規定は、単繊維及び第五四類のストリップその他これに類する物品に準用する。
* （ａ）から（ｈ）までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。
* （ｄ）から（ｈ）までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。
* 五〇〇一・〇〇
* 五〇〇二・〇〇
* 五〇〇三・〇〇
* 五〇〇四・〇〇
* 五〇〇五・〇〇
* 五〇〇六・〇〇
* 五〇〇七・一〇
* 絹ノイル織物
* 五〇〇七・二〇
* その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五〇〇七・九〇
* その他の織物
* 脂付きのもの（フリースウォッシュしたものを含む。）
* 五一〇一・一一
* 五一〇一・一九
* 脂を除いたもの（化炭処理をしてないものに限る。）
* 五一〇一・二一
* 五一〇一・二九
* 五一〇一・三〇
* 化炭処理をしたもの
* 繊獣毛
* 五一〇二・一一
* 五一〇二・一九
* 五一〇二・二〇
* 粗獣毛
* 五一〇三・一〇
* 羊毛又は繊獣毛のノイル
* 五一〇三・二〇
* 羊毛又は繊獣毛のその他のくず
* 五一〇三・三〇
* 粗獣毛のくず
* 五一〇四・〇〇
* 五一〇五・一〇
* 羊毛（カードしたものに限る。）
* 羊毛のトップその他の羊毛（コームしたものに限る。）
* 五一〇五・二一
* 五一〇五・二九
* 繊獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）
* 五一〇五・三一
* 五一〇五・三九
* 五一〇五・四〇
* 粗獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）
* 五一〇六・一〇
* 羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五一〇六・二〇
* 羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの
* 五一〇七・一〇
* 羊毛の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五一〇七・二〇
* 羊毛の重量が全重量の八五％未満のもの
* 五一〇八・一〇
* 紡毛糸
* 五一〇八・二〇
* 梳そ毛糸
* 五一〇九・一〇
* 羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五一〇九・九〇
* その他のもの
* 五一一〇・〇〇
* 羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五一一一・一一
* 五一一一・一九
* 五一一一・二〇
* その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）
* 五一一一・三〇
* その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）
* 五一一一・九〇
* その他のもの
* 羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五一一二・一一
* 五一一二・一九
* 五一一二・二〇
* その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のものに限る。）
* 五一一二・三〇
* その他のもの（混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の短繊維のものに限る。）
* 五一一二・九〇
* その他のもの
* 五一一三・〇〇
* 五二〇一・〇〇
* 五二〇二・一〇
* 糸くず
* その他のもの
* 五二〇二・九一
* 五二〇二・九九
* 五二〇三・〇〇
* 小売用にしたものでないもの
* 五二〇四・一一
* 五二〇四・一九
* 五二〇四・二〇
* 小売用にしたもの
* 単糸（コームした繊維製のものを除く。）
* 五二〇五・一一
* 五二〇五・一二
* 五二〇五・一三
* 五二〇五・一四
* 五二〇五・一五
* 単糸（コームした繊維製のものに限る。）
* 五二〇五・二一
* 五二〇五・二二
* 五二〇五・二三
* 五二〇五・二四
* 五二〇五・二六
* 五二〇五・二七
* 五二〇五・二八
* マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）
* 五二〇五・三一
* 五二〇五・三二
* 五二〇五・三三
* 五二〇五・三四
* 五二〇五・三五
* マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）
* 五二〇五・四一
* 五二〇五・四二
* 五二〇五・四三
* 五二〇五・四四
* 五二〇五・四六
* 五二〇五・四七
* 五二〇五・四八
* 単糸（コームした繊維製のものを除く。）
* 五二〇六・一一
* 五二〇六・一二
* 五二〇六・一三
* 五二〇六・一四
* 五二〇六・一五
* 単糸（コームした繊維製のものに限る。）
* 五二〇六・二一
* 五二〇六・二二
* 五二〇六・二三
* 五二〇六・二四
* 五二〇六・二五
* マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）
* 五二〇六・三一
* 五二〇六・三二
* 五二〇六・三三
* 五二〇六・三四
* 五二〇六・三五
* マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）
* 五二〇六・四一
* 五二〇六・四二
* 五二〇六・四三
* 五二〇六・四四
* 五二〇六・四五
* 五二〇七・一〇
* 綿の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五二〇七・九〇
* その他のもの
* 漂白してないもの
* 五二〇八・一一
* 五二〇八・一二
* 五二〇八・一三
* 五二〇八・一九
* 漂白したもの
* 五二〇八・二一
* 五二〇八・二二
* 五二〇八・二三
* 五二〇八・二九
* 浸染したもの
* 五二〇八・三一
* 五二〇八・三二
* 五二〇八・三三
* 五二〇八・三九
* 異なる色の糸から成るもの
* 五二〇八・四一
* 五二〇八・四二
* 五二〇八・四三
* 五二〇八・四九
* なせんしたもの
* 五二〇八・五一
* 五二〇八・五二
* 五二〇八・五九
* 漂白してないもの
* 五二〇九・一一
* 五二〇九・一二
* 五二〇九・一九
* 漂白したもの
* 五二〇九・二一
* 五二〇九・二二
* 五二〇九・二九
* 浸染したもの
* 五二〇九・三一
* 五二〇九・三二
* 五二〇九・三九
* 異なる色の糸から成るもの
* 五二〇九・四一
* 五二〇九・四二
* 五二〇九・四三
* 五二〇九・四九
* なせんしたもの
* 五二〇九・五一
* 五二〇九・五二
* 五二〇九・五九
* 漂白してないもの
* 五二一〇・一一
* 五二一〇・一九
* 漂白したもの
* 五二一〇・二一
* 五二一〇・二九
* 浸染したもの
* 五二一〇・三一
* 五二一〇・三二
* 五二一〇・三九
* 異なる色の糸から成るもの
* 五二一〇・四一
* 五二一〇・四九
* なせんしたもの
* 五二一〇・五一
* 五二一〇・五九
* 漂白してないもの
* 五二一一・一一
* 五二一一・一二
* 五二一一・一九
* 五二一一・二〇
* 漂白したもの
* 浸染したもの
* 五二一一・三一
* 五二一一・三二
* 五二一一・三九
* 異なる色の糸から成るもの
* 五二一一・四一
* 五二一一・四二
* 五二一一・四三
* 五二一一・四九
* なせんしたもの
* 五二一一・五一
* 五二一一・五二
* 五二一一・五九
* 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの
* 五二一二・一一
* 五二一二・一二
* 五二一二・一三
* 五二一二・一四
* 五二一二・一五
* 重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの
* 五二一二・二一
* 五二一二・二二
* 五二一二・二三
* 五二一二・二四
* 五二一二・二五
* 五三〇一・一〇
* 亜麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）
* 亜麻（破茎、スカッチング、ハックリングその他の処理をしたものに限るものとし、精紡したものを除く。）
* 五三〇一・二一
* 五三〇一・二九
* 五三〇一・三〇
* 亜麻のトウ及びくず
* 五三〇二・一〇
* 大麻（生のもの及びレッティングしたものに限る。）
* 五三〇二・九〇
* その他のもの
* 五三〇三・一〇
* ジュートその他の紡織用靱じん皮繊維（生のもの及びレッティングしたものに限る。）
* 五三〇三・九〇
* その他のもの
* 五三〇五・〇〇
* 五三〇六・一〇
* 単糸
* 五三〇六・二〇
* マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
* 五三〇七・一〇
* 単糸
* 五三〇七・二〇
* マルチプルヤーン及びケーブルヤーン
* 五三〇八・一〇
* コイヤヤーン
* 五三〇八・二〇
* 大麻糸
* 五三〇八・九〇
* その他のもの
* 亜麻の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五三〇九・一一
* 五三〇九・一九
* 亜麻の重量が全重量の八五％未満のもの
* 五三〇九・二一
* 五三〇九・二九
* 五三一〇・一〇
* 漂白してないもの
* 五三一〇・九〇
* その他のもの
* 五三一一・〇〇
* 五四〇一・一〇
* 合成繊維の長繊維のもの
* 五四〇一・二〇
* 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のもの
* 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）
* 五四〇二・一一
* 五四〇二・一九
* 五四〇二・二〇
* 強力糸（ポリエステルのものに限るものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。）
* テクスチャード加工糸
* 五四〇二・三一
* 五四〇二・三二
* 五四〇二・三三
* 五四〇二・三四
* 五四〇二・三九
* その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇以下のものに限る。）
* 五四〇二・四四
* 五四〇二・四五
* 五四〇二・四六
* 五四〇二・四七
* 五四〇二・四八
* 五四〇二・四九
* その他の単糸（より数が一メートルにつき五〇を超えるものに限る。）
* 五四〇二・五一
* 五四〇二・五二
* 五四〇二・五三
* 五四〇二・五九
* その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
* 五四〇二・六一
* 五四〇二・六二
* 五四〇二・六三
* 五四〇二・六九
* 五四〇三・一〇
* 強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）
* その他の単糸
* 五四〇三・三一
* 五四〇三・三二
* 五四〇三・三三
* 五四〇三・三九
* その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
* 五四〇三・四一
* 五四〇三・四二
* 五四〇三・四九
* 単繊維
* 五四〇四・一一
* 五四〇四・一二
* 五四〇四・一九
* 五四〇四・九〇
* その他のもの
* 五四〇五・〇〇
* 五四〇六・〇〇
* 五四〇七・一〇
* 強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物
* 五四〇七・二〇
* ストリップその他これに類する物品の織物
* 五四〇七・三〇
* この部の注９の織物
* その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五四〇七・四一
* 五四〇七・四二
* 五四〇七・四三
* 五四〇七・四四
* その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五四〇七・五一
* 五四〇七・五二
* 五四〇七・五三
* 五四〇七・五四
* その他の織物（ポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五四〇七・六一
* 五四〇七・六九
* その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五四〇七・七一
* 五四〇七・七二
* 五四〇七・七三
* 五四〇七・七四
* その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）
* 五四〇七・八一
* 五四〇七・八二
* 五四〇七・八三
* 五四〇七・八四
* その他の織物
* 五四〇七・九一
* 五四〇七・九二
* 五四〇七・九三
* 五四〇七・九四
* 五四〇八・一〇
* 強力糸（ビスコースレーヨンのものに限る。）の織物
* その他の織物（再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五四〇八・二一
* 五四〇八・二二
* 五四〇八・二三
* 五四〇八・二四
* その他の織物
* 五四〇八・三一
* 五四〇八・三二
* 五四〇八・三三
* 五四〇八・三四
* 五五〇一・一〇
* ナイロンその他のポリアミドのもの
* 五五〇一・二〇
* ポリエステルのもの
* 五五〇一・三〇
* アクリル又はモダクリルのもの
* 五五〇一・四〇
* ポリプロピレンのもの
* 五五〇一・九〇
* その他のもの
* 五五〇二・一〇
* アセテートのもの
* 五五〇二・九〇
* その他のもの
* ナイロンその他のポリアミドのもの
* 五五〇三・一一
* 五五〇三・一九
* 五五〇三・二〇
* ポリエステルのもの
* 五五〇三・三〇
* アクリル又はモダクリルのもの
* 五五〇三・四〇
* ポリプロピレンのもの
* 五五〇三・九〇
* その他のもの
* 五五〇四・一〇
* ビスコースレーヨンのもの
* 五五〇四・九〇
* その他のもの
* 五五〇五・一〇
* 合成繊維のもの
* 五五〇五・二〇
* 再生繊維又は半合成繊維のもの
* 五五〇六・一〇
* ナイロンその他のポリアミドのもの
* 五五〇六・二〇
* ポリエステルのもの
* 五五〇六・三〇
* アクリル又はモダクリルのもの
* 五五〇六・四〇
* ポリプロピレンのもの
* 五五〇六・九〇
* その他のもの
* 五五〇七・〇〇
* 五五〇八・一〇
* 合成繊維の短繊維のもの
* 五五〇八・二〇
* 再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
* ナイロンその他のポリアミドの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五五〇九・一一
* 五五〇九・一二
* ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五五〇九・二一
* 五五〇九・二二
* アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五五〇九・三一
* 五五〇九・三二
* その他の紡績糸（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五五〇九・四一
* 五五〇九・四二
* その他の紡績糸（ポリエステルの短繊維のものに限る。）
* 五五〇九・五一
* 五五〇九・五二
* 五五〇九・五三
* 五五〇九・五九
* その他の紡績糸（アクリル又はモダクリルの短繊維のものに限る。）
* 五五〇九・六一
* 五五〇九・六二
* 五五〇九・六九
* その他の紡績糸
* 五五〇九・九一
* 五五〇九・九二
* 五五〇九・九九
* 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五五一〇・一一
* 五五一〇・一二
* 五五一〇・二〇
* その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のものに限る。）
* 五五一〇・三〇
* その他の紡績糸（混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）
* 五五一〇・九〇
* その他の紡績糸
* 五五一一・一〇
* 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のものに限る。）
* 五五一一・二〇
* 合成繊維の短繊維のもの（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のものに限る。）
* 五五一一・三〇
* 再生繊維又は半合成繊維の短繊維のもの
* ポリエステルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五五一二・一一
* 五五一二・一九
* アクリル又はモダクリルの短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五五一二・二一
* 五五一二・二九
* その他のもの
* 五五一二・九一
* 五五一二・九九
* 漂白してないもの及び漂白したもの
* 五五一三・一一
* 五五一三・一二
* 五五一三・一三
* 五五一三・一九
* 浸染したもの
* 五五一三・二一
* 五五一三・二三
* 五五一三・二九
* 異なる色の糸から成るもの
* 五五一三・三一
* 五五一三・三九
* なせんしたもの
* 五五一三・四一
* 五五一三・四九
* 漂白してないもの及び漂白したもの
* 五五一四・一一
* 五五一四・一二
* 五五一四・一九
* 浸染したもの
* 五五一四・二一
* 五五一四・二二
* 五五一四・二三
* 五五一四・二九
* 五五一四・三〇
* 異なる色の糸から成るもの
* なせんしたもの
* 五五一四・四一
* 五五一四・四二
* 五五一四・四三
* 五五一四・四九
* ポリエステルの短繊維のもの
* 五五一五・一一
* 五五一五・一二
* 五五一五・一三
* 五五一五・一九
* アクリル又はモダクリルの短繊維のもの
* 五五一五・二一
* 五五一五・二二
* 五五一五・二九
* その他の織物
* 五五一五・九一
* 五五一五・九九
* 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％以上のもの
* 五五一六・一一
* 五五一六・一二
* 五五一六・一三
* 五五一六・一四
* 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の長繊維のもの
* 五五一六・二一
* 五五一六・二二
* 五五一六・二三
* 五五一六・二四
* 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は繊獣毛のもの
* 五五一六・三一
* 五五一六・三二
* 五五一六・三三
* 五五一六・三四
* 再生繊維又は半合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のもの
* 五五一六・四一
* 五五一六・四二
* 五五一六・四三
* 五五一六・四四
* その他のもの
* 五五一六・九一
* 五五一六・九二
* 五五一六・九三
* 五五一六・九四
* 紡織用繊維のウォッディング及びその製品
* 五六〇一・二一
* 五六〇一・二二
* 五六〇一・二九
* 五六〇一・三〇
* 紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ
* 五六〇二・一〇
* ニードルルームフェルト及びステッチボンディング方式により製造した織物類
* その他のフェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを除く。）
* 五六〇二・二一
* 五六〇二・二九
* 五六〇二・九〇
* その他のもの
* 人造繊維の長繊維製のもの
* 五六〇三・一一
* 五六〇三・一二
* 五六〇三・一三
* 五六〇三・一四
* その他のもの
* 五六〇三・九一
* 五六〇三・九二
* 五六〇三・九三
* 五六〇三・九四
* 五六〇四・一〇
* ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）
* 五六〇四・九〇
* その他のもの
* 五六〇五・〇〇
* 五六〇六・〇〇
* サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維製のもの
* 五六〇七・二一
* 五六〇七・二九
* ポリエチレン製又はポリプロピレン製のもの
* 五六〇七・四一
* 五六〇七・四九
* 五六〇七・五〇
* その他の合成繊維製のもの
* 五六〇七・九〇
* その他のもの
* 人造繊維製のもの
* 五六〇八・一一
* 五六〇八・一九
* 五六〇八・九〇
* その他のもの
* 五六〇九・〇〇
* 五七〇一・一〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 五七〇一・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 五七〇二・一〇
* ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物
* 五七〇二・二〇
* ココやし繊維（コイヤ）製の床用敷物
* その他のもの（パイル織物のものに限るものとし、製品にしたものを除く。）
* 五七〇二・三一
* 五七〇二・三二
* 五七〇二・三九
* その他のもの（パイル織物のもので製品にしたものに限る。）
* 五七〇二・四一
* 五七〇二・四二
* 五七〇二・四九
* 五七〇二・五〇
* その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）
* その他のもの（製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。）
* 五七〇二・九一
* 五七〇二・九二
* 五七〇二・九九
* 五七〇三・一〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 五七〇三・二〇
* ナイロンその他のポリアミド製のもの
* 五七〇三・三〇
* その他の人造繊維材料製のもの
* 五七〇三・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 五七〇四・一〇
* タイル（表面積が〇・三平方メートル以下のものに限る。）
* 五七〇四・二〇
* タイル（表面積が〇・三平方メートルを超え一平方メートル以下のものに限る。）
* 五七〇四・九〇
* その他のもの
* 五七〇五・〇〇
* 五八〇一・一〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 五八〇一・二一
* 五八〇一・二二
* 五八〇一・二三
* 五八〇一・二六
* 五八〇一・二七
* 人造繊維製のもの
* 五八〇一・三一
* 五八〇一・三二
* 五八〇一・三三
* 五八〇一・三六
* 五八〇一・三七
* 五八〇一・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）
* 五八〇二・一一
* 五八〇二・一九
* 五八〇二・二〇
* テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）
* 五八〇二・三〇
* タフテッド織物類
* 五八〇三・〇〇
* 五八〇四・一〇
* チュールその他の網地
* 機械製のレース
* 五八〇四・二一
* 五八〇四・二九
* 五八〇四・三〇
* 手製のレース
* 五八〇五・〇〇
* 五八〇六・一〇
* パイル織物（テリータオル地その他のテリー織物を含む。）及びシェニール織物
* 五八〇六・二〇
* その他の織物（弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五％以上のものに限る。）
* その他の織物
* 五八〇六・三一
* 五八〇六・三二
* 五八〇六・三九
* 五八〇六・四〇
* 接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）
* 五八〇七・一〇
* 織つたもの
* 五八〇七・九〇
* その他のもの
* 五八〇八・一〇
* 組ひも（そのまま特定の用途に供しないものに限る。）
* 五八〇八・九〇
* その他のもの
* 五八〇九・〇〇
* 五八一〇・一〇
* ししゆう布（基布が見えないものに限る。）
* その他のししゆう布
* 五八一〇・九一
* 五八一〇・九二
* 五八一〇・九九
* 五八一一・〇〇
* 五九〇一・一〇
* 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類で、ガム又はでん粉質の物質を塗布したもの
* 五九〇一・九〇
* その他のもの
* 五九〇二・一〇
* ナイロンその他のポリアミド製のもの
* 五九〇二・二〇
* ポリエステル製のもの
* 五九〇二・九〇
* その他のもの
* 五九〇三・一〇
* ポリ（塩化ビニル）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
* 五九〇三・二〇
* ポリウレタンを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの
* 五九〇三・九〇
* その他のもの
* 五九〇四・一〇
* リノリウム
* 五九〇四・九〇
* その他のもの
* 五九〇五・〇〇
* 五九〇六・一〇
* 接着テープ（幅が二〇センチメートル以下のものに限る。）
* その他のもの
* 五九〇六・九一
* 五九〇六・九九
* 五九〇七・〇〇
* 五九〇八・〇〇
* 五九〇九・〇〇
* 五九一〇・〇〇
* 五九一一・一〇
* フェルト、フェルトを張り付けた織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち針布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）
* 五九一一・二〇
* ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）
* エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）
* 五九一一・三一
* 五九一一・三二
* 五九一一・四〇
* 搾油機その他これに類する機械に使用する種類のろ過布（人髪製のものを含む。）
* 五九一一・九〇
* その他のもの
* 六〇〇一・一〇
* ロングパイル編物
* ループドパイル編物
* 六〇〇一・二一
* 六〇〇一・二二
* 六〇〇一・二九
* その他のもの
* 六〇〇一・九一
* 六〇〇一・九二
* 六〇〇一・九九
* 六〇〇二・四〇
* 弾性糸の重量が全重量の五％以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）
* 六〇〇二・九〇
* その他のもの
* 六〇〇三・一〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 六〇〇三・二〇
* 綿製のもの
* 六〇〇三・三〇
* 合成繊維製のもの
* 六〇〇三・四〇
* 再生繊維又は半合成繊維製のもの
* 六〇〇三・九〇
* その他のもの
* 六〇〇四・一〇
* 弾性糸の重量が全重量の五％以上のもの（ゴム糸を含まないものに限る。）
* 六〇〇四・九〇
* その他のもの
* 綿製のもの
* 六〇〇五・二一
* 六〇〇五・二二
* 六〇〇五・二三
* 六〇〇五・二四
* 合成繊維製のもの
* 六〇〇五・三五
* 六〇〇五・三六
* 六〇〇五・三七
* 六〇〇五・三八
* 六〇〇五・三九
* 再生繊維又は半合成繊維製のもの
* 六〇〇五・四一
* 六〇〇五・四二
* 六〇〇五・四三
* 六〇〇五・四四
* 六〇〇五・九〇
* その他のもの
* 六〇〇六・一〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 綿製のもの
* 六〇〇六・二一
* 六〇〇六・二二
* 六〇〇六・二三
* 六〇〇六・二四
* 合成繊維製のもの
* 六〇〇六・三一
* 六〇〇六・三二
* 六〇〇六・三三
* 六〇〇六・三四
* 再生繊維又は半合成繊維製のもの
* 六〇〇六・四一
* 六〇〇六・四二
* 六〇〇六・四三
* 六〇〇六・四四
* 六〇〇六・九〇
* その他のもの
* 六一〇一・二〇
* 綿製のもの
* 六一〇一・三〇
* 人造繊維製のもの
* 六一〇一・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六一〇二・一〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 六一〇二・二〇
* 綿製のもの
* 六一〇二・三〇
* 人造繊維製のもの
* 六一〇二・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六一〇三・一〇
* スーツ
* アンサンブル
* 六一〇三・二二
* 六一〇三・二三
* 六一〇三・二九
* ジャケット及びブレザー
* 六一〇三・三一
* 六一〇三・三二
* 六一〇三・三三
* 六一〇三・三九
* ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
* 六一〇三・四一
* 六一〇三・四二
* 六一〇三・四三
* 六一〇三・四九
* スーツ
* 六一〇四・一三
* 六一〇四・一九
* アンサンブル
* 六一〇四・二二
* 六一〇四・二三
* 六一〇四・二九
* ジャケット及びブレザー
* 六一〇四・三一
* 六一〇四・三二
* 六一〇四・三三
* 六一〇四・三九
* ドレス
* 六一〇四・四一
* 六一〇四・四二
* 六一〇四・四三
* 六一〇四・四四
* 六一〇四・四九
* スカート及びキュロットスカート
* 六一〇四・五一
* 六一〇四・五二
* 六一〇四・五三
* 六一〇四・五九
* ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
* 六一〇四・六一
* 六一〇四・六二
* 六一〇四・六三
* 六一〇四・六九
* 六一〇五・一〇
* 綿製のもの
* 六一〇五・二〇
* 人造繊維製のもの
* 六一〇五・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六一〇六・一〇
* 綿製のもの
* 六一〇六・二〇
* 人造繊維製のもの
* 六一〇六・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* パンツ、ズボン下及びブリーフ
* 六一〇七・一一
* 六一〇七・一二
* 六一〇七・一九
* ナイトシャツ及びパジャマ
* 六一〇七・二一
* 六一〇七・二二
* 六一〇七・二九
* その他のもの
* 六一〇七・九一
* 六一〇七・九九
* スリップ及びペティコート
* 六一〇八・一一
* 六一〇八・一九
* ブリーフ及びパンティ
* 六一〇八・二一
* 六一〇八・二二
* 六一〇八・二九
* ナイトドレス及びパジャマ
* 六一〇八・三一
* 六一〇八・三二
* 六一〇八・三九
* その他のもの
* 六一〇八・九一
* 六一〇八・九二
* 六一〇八・九九
* 六一〇九・一〇
* 綿製のもの
* 六一〇九・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 六一一〇・一一
* 六一一〇・一二
* 六一一〇・一九
* 六一一〇・二〇
* 綿製のもの
* 六一一〇・三〇
* 人造繊維製のもの
* 六一一〇・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六一一一・二〇
* 綿製のもの
* 六一一一・三〇
* 合成繊維製のもの
* 六一一一・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* トラックスーツ
* 六一一二・一一
* 六一一二・一二
* 六一一二・一九
* 六一一二・二〇
* スキースーツ
* 男子用の水着
* 六一一二・三一
* 六一一二・三九
* 女子用の水着
* 六一一二・四一
* 六一一二・四九
* 六一一三・〇〇
* 六一一四・二〇
* 綿製のもの
* 六一一四・三〇
* 人造繊維製のもの
* 六一一四・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六一一五・一〇
* 段階的圧縮靴下（例えば、静脈瘤りゆう症用のストッキング）
* その他のパンティストッキング及びタイツ
* 六一一五・二一
* 六一一五・二二
* 六一一五・二九
* 六一一五・三〇
* その他の女子用の長靴下（構成する単糸が六七デシテックス未満のものに限る。）
* その他のもの
* 六一一五・九四
* 六一一五・九五
* 六一一五・九六
* 六一一五・九九
* 六一一六・一〇
* プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの
* その他のもの
* 六一一六・九一
* 六一一六・九二
* 六一一六・九三
* 六一一六・九九
* 六一一七・一〇
* ショール、スカーフ、マフラー、マンティーラ、ベールその他これらに類する製品
* 六一一七・八〇
* その他の附属品
* 六一一七・九〇
* 部分品
* オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
* 六二〇一・一一
* 六二〇一・一二
* 六二〇一・一三
* 六二〇一・一九
* その他のもの
* 六二〇一・九一
* 六二〇一・九二
* 六二〇一・九三
* 六二〇一・九九
* オーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品
* 六二〇二・一一
* 六二〇二・一二
* 六二〇二・一三
* 六二〇二・一九
* その他のもの
* 六二〇二・九一
* 六二〇二・九二
* 六二〇二・九三
* 六二〇二・九九
* スーツ
* 六二〇三・一一
* 六二〇三・一二
* 六二〇三・一九
* アンサンブル
* 六二〇三・二二
* 六二〇三・二三
* 六二〇三・二九
* ジャケット及びブレザー
* 六二〇三・三一
* 六二〇三・三二
* 六二〇三・三三
* 六二〇三・三九
* ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
* 六二〇三・四一
* 六二〇三・四二
* 六二〇三・四三
* 六二〇三・四九
* スーツ
* 六二〇四・一一
* 六二〇四・一二
* 六二〇四・一三
* 六二〇四・一九
* アンサンブル
* 六二〇四・二一
* 六二〇四・二二
* 六二〇四・二三
* 六二〇四・二九
* ジャケット及びブレザー
* 六二〇四・三一
* 六二〇四・三二
* 六二〇四・三三
* 六二〇四・三九
* ドレス
* 六二〇四・四一
* 六二〇四・四二
* 六二〇四・四三
* 六二〇四・四四
* 六二〇四・四九
* スカート及びキュロットスカート
* 六二〇四・五一
* 六二〇四・五二
* 六二〇四・五三
* 六二〇四・五九
* ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ
* 六二〇四・六一
* 六二〇四・六二
* 六二〇四・六三
* 六二〇四・六九
* 六二〇五・二〇
* 綿製のもの
* 六二〇五・三〇
* 人造繊維製のもの
* 六二〇五・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六二〇六・一〇
* 絹（絹のくずを含む。）製のもの
* 六二〇六・二〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 六二〇六・三〇
* 綿製のもの
* 六二〇六・四〇
* 人造繊維製のもの
* 六二〇六・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* パンツ、ズボン下及びブリーフ
* 六二〇七・一一
* 六二〇七・一九
* ナイトシャツ及びパジャマ
* 六二〇七・二一
* 六二〇七・二二
* 六二〇七・二九
* その他のもの
* 六二〇七・九一
* 六二〇七・九九
* スリップ及びペティコート
* 六二〇八・一一
* 六二〇八・一九
* ナイトドレス及びパジャマ
* 六二〇八・二一
* 六二〇八・二二
* 六二〇八・二九
* その他のもの
* 六二〇八・九一
* 六二〇八・九二
* 六二〇八・九九
* 六二〇九・二〇
* 綿製のもの
* 六二〇九・三〇
* 合成繊維製のもの
* 六二〇九・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六二一〇・一〇
* 第五六・〇二項又は第五六・〇三項の織物類から成るもの
* 六二一〇・二〇
* その他の衣類（第六二〇一・一一号から第六二〇一・一九号までのものと同一種類のものに限る。）
* 六二一〇・三〇
* その他の衣類（第六二〇二・一一号から第六二〇二・一九号までのものと同一種類のものに限る。）
* 六二一〇・四〇
* その他の男子用の衣類
* 六二一〇・五〇
* その他の女子用の衣類
* 水着
* 六二一一・一一
* 六二一一・一二
* 六二一一・二〇
* スキースーツ
* その他の男子用の衣類
* 六二一一・三二
* 六二一一・三三
* 六二一一・三九
* その他の女子用の衣類
* 六二一一・四二
* 六二一一・四三
* 六二一一・四九
* 六二一二・一〇
* ブラジャー
* 六二一二・二〇
* ガードル及びパンティガードル
* 六二一二・三〇
* コースレット
* 六二一二・九〇
* その他のもの
* 六二一三・二〇
* 綿製のもの
* 六二一三・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六二一四・一〇
* 絹（絹のくずを含む。）製のもの
* 六二一四・二〇
* 羊毛製又は繊獣毛製のもの
* 六二一四・三〇
* 合成繊維製のもの
* 六二一四・四〇
* 再生繊維又は半合成繊維製のもの
* 六二一四・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六二一五・一〇
* 絹（絹のくずを含む。）製のもの
* 六二一五・二〇
* 人造繊維製のもの
* 六二一五・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* 六二一六・〇〇
* 六二一七・一〇
* 附属品
* 六二一七・九〇
* 部分品
* 六三〇一・一〇
* 電気毛布
* 六三〇一・二〇
* ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（羊毛製又は繊獣毛製のものに限る。）
* 六三〇一・三〇
* ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）
* 六三〇一・四〇
* ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（合成繊維製のものに限る。）
* 六三〇一・九〇
* その他の毛布及びひざ掛け
* 六三〇二・一〇
* ベッドリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
* その他のベッドリネン（なせんしたものに限る。）
* 六三〇二・二一
* 六三〇二・二二
* 六三〇二・二九
* その他のベッドリネン
* 六三〇二・三一
* 六三〇二・三二
* 六三〇二・三九
* 六三〇二・四〇
* テーブルリネン（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
* その他のテーブルリネン
* 六三〇二・五一
* 六三〇二・五三
* 六三〇二・五九
* トイレットリネン及びキッチンリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）
* その他のもの
* 六三〇二・九一
* 六三〇二・九三
* 六三〇二・九九
* メリヤス編み又はクロセ編みのもの
* 六三〇三・一二
* 六三〇三・一九
* その他のもの
* 六三〇三・九一
* 六三〇三・九二
* 六三〇三・九九
* ベッドスプレッド
* 六三〇四・一一
* 六三〇四・一九
* 六三〇四・二〇
* 蚊帳（この類の号注１の物品に限る。）
* その他のもの
* 六三〇四・九一
* 六三〇四・九二
* 六三〇四・九三
* 六三〇四・九九
* 六三〇五・一〇
* 第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱じん皮繊維製のもの
* 六三〇五・二〇
* 綿製のもの
* 人造繊維材料製のもの
* 六三〇五・三二
* 六三〇五・三三
* 六三〇五・三九
* 六三〇五・九〇
* その他の紡織用繊維製のもの
* ターポリン及び日よけ
* 六三〇六・一二
* 六三〇六・一九
* テント
* 六三〇六・二二
* 六三〇六・二九
* 六三〇六・三〇
* 帆
* 六三〇六・四〇
* 空気マットレス
* 六三〇六・九〇
* その他のもの
* 六三〇七・一〇
* 床掃除用の布、皿洗い用の布、ぞうきんその他これらに類する清掃用の布
* 六三〇七・二〇
* 救命胴衣及び救命帯
* 六三〇七・九〇
* その他のもの
* 六三〇八・〇〇
* 六三〇九・〇〇
* 六三一〇・一〇
* 選別したもの
* 六三一〇・九〇
* その他のもの
* 六四〇一・一〇
* 履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
* その他の履物
* 六四〇一・九二
* 六四〇一・九九
* スポーツ用の履物
* 六四〇二・一二
* 六四〇二・一九
* 六四〇二・二〇
* 履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めしたものに限る。）
* その他の履物
* 六四〇二・九一
* 六四〇二・九九
* スポーツ用の履物
* 六四〇三・一二
* 六四〇三・一九
* 六四〇三・二〇
* 履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）
* 六四〇三・四〇
* その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
* その他の履物（本底が革製のものに限る。）
* 六四〇三・五一
* 六四〇三・五九
* その他の履物
* 六四〇三・九一
* 六四〇三・九九
* 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
* 六四〇四・一一
* 六四〇四・一九
* 六四〇四・二〇
* 履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）
* 六四〇五・一〇
* 甲が革製又はコンポジションレザー製のもの
* 六四〇五・二〇
* 甲が紡織用繊維製のもの
* 六四〇五・九〇
* その他のもの
* 六四〇六・一〇
* 甲及びその部分品（しんを除く。）
* 六四〇六・二〇
* 本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）
* 六四〇六・九〇
* その他のもの
* 六五〇一・〇〇
* 六五〇二・〇〇
* 六五〇四・〇〇
* 六五〇五・〇〇
* 六五〇六・一〇
* 安全帽子
* その他のもの
* 六五〇六・九一
* 六五〇六・九九
* 六五〇七・〇〇
* 六六〇一・一〇
* ビーチパラソルその他これに類する傘
* その他のもの
* 六六〇一・九一
* 六六〇一・九九
* 六六〇二・〇〇
* 六六〇三・二〇
* 傘の骨（中棒に取り付けたものを含む。）
* 六六〇三・九〇
* その他のもの
* 六七〇一・〇〇
* 六七〇二・一〇
* プラスチック製のもの
* 六七〇二・九〇
* その他の材料製のもの
* 六七〇三・〇〇
* 合成繊維材料製のもの
* 六七〇四・一一
* 六七〇四・一九
* 六七〇四・二〇
* 人髪製のもの
* 六七〇四・九〇
* その他の材料製のもの
* 六八〇一・〇〇
* 六八〇二・一〇
* タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が七センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。）並びに人工的に着色した粒、細片及び粉
* その他の石碑用又は建築用の石及びその製品（単に切り又はのこぎりでひいたもので、表面が平らなものに限る。）
* 六八〇二・二一
* 六八〇二・二三
* 六八〇二・二九
* その他のもの
* 六八〇二・九一
* 六八〇二・九二
* 六八〇二・九三
* 六八〇二・九九
* 六八〇三・〇〇
* 六八〇四・一〇
* ミルストーン及びグラインドストーン（製粉用、粉砕用又はパルプ用のものに限る。）
* その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品
* 六八〇四・二一
* 六八〇四・二二
* 六八〇四・二三
* 六八〇四・三〇
* 手研ぎ用砥と石
* 六八〇五・一〇
* 紡織用繊維の織物のみに付着させたもの
* 六八〇五・二〇
* 紙又は板紙のみに付着させたもの
* 六八〇五・三〇
* その他の材料に付着させたもの
* 六八〇六・一〇
* スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール（これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。）
* 六八〇六・二〇
* はく離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料（これらの相互の混合物を含む。）
* 六八〇六・九〇
* その他のもの
* 六八〇七・一〇
* ロール状のもの
* 六八〇七・九〇
* その他のもの
* 六八〇八・〇〇
* ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品（装飾してないものに限る。）
* 六八〇九・一一
* 六八〇九・一九
* 六八〇九・九〇
* その他の製品
* タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品
* 六八一〇・一一
* 六八一〇・一九
* その他の製品
* 六八一〇・九一
* 六八一〇・九九
* 六八一一・四〇
* 石綿を含有するもの
* 石綿を含有しないもの
* 六八一一・八一
* 六八一一・八二
* 六八一一・八九
* 六八一二・八〇
* クロシドライト製のもの
* その他のもの
* 六八一二・九一
* 六八一二・九二
* 六八一二・九三
* 六八一二・九九
* 六八一三・二〇
* 石綿を含有するもの
* 石綿を含有しないもの
* 六八一三・八一
* 六八一三・八九
* 六八一四・一〇
* 凝結雲母又は再生雲母の板、シート及びストリップ（支持してあるかないかを問わない。）
* 六八一四・九〇
* その他のもの
* 六八一五・一〇
* 黒鉛その他の炭素の製品（電気用品を除く。）
* 六八一五・二〇
* 泥炭製品
* その他の製品
* 六八一五・九一
* 六八一五・九九
* 六九〇一・〇〇
* 六九〇二・一〇
* マグネシウム、カルシウム又はクロムを酸化マグネシウム、酸化カルシウム又は三酸化二クロムとして計算した重量が、単独で又は合計して全重量の五〇％を超えるもの
* 六九〇二・二〇
* アルミナ（Ａｌ２Ｏ３）若しくはシリカ（ＳｉＯ２）又はこれらの相互の混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの
* 六九〇二・九〇
* その他のもの
* 六九〇三・一〇
* 黒鉛その他の炭素又はこれらの相互の混合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの
* 六九〇三・二〇
* アルミナ（Ａｌ２Ｏ３）又はアルミナとシリカ（ＳｉＯ２）との混合物若しくは化合物の含有量が全重量の五〇％を超えるもの
* 六九〇三・九〇
* その他のもの
* 六九〇四・一〇
* 建設用れんが
* 六九〇四・九〇
* その他のもの
* 六九〇五・一〇
* かわら
* 六九〇五・九〇
* その他のもの
* 六九〇六・〇〇
* 舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（第六九〇七・三〇号又は第六九〇七・四〇号のものを除く。）
* 六九〇七・二一
* 六九〇七・二二
* 六九〇七・二三
* 六九〇七・三〇
* モザイクキューブその他これに類する物品（第六九〇七・四〇号のものを除く。）
* 六九〇七・四〇
* 仕上げ用の陶磁製品
* 陶磁製の理化学用その他の技術的用途に供する物品
* 六九〇九・一一
* 六九〇九・一二
* 六九〇九・一九
* 六九〇九・九〇
* その他のもの
* 六九一〇・一〇
* 磁器製のもの
* 六九一〇・九〇
* その他のもの
* 六九一一・一〇
* 食卓用品及び台所用品
* 六九一一・九〇
* その他のもの
* 六九一二・〇〇
* 六九一三・一〇
* 磁器製のもの
* 六九一三・九〇
* その他のもの
* 六九一四・一〇
* 磁器製のもの
* 六九一四・九〇
* その他のもの
* 七〇〇一・〇〇
* 七〇〇二・一〇
* 球
* 七〇〇二・二〇
* 棒
* 管
* 七〇〇二・三一
* 七〇〇二・三二
* 七〇〇二・三九
* 板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）
* 七〇〇三・一二
* 七〇〇三・一九
* 七〇〇三・二〇
* 板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。）
* 七〇〇三・三〇
* 溝型ガラス
* 七〇〇四・二〇
* 板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層、反射層又は無反射層を有するものに限る。）
* 七〇〇四・九〇
* その他のもの
* 七〇〇五・一〇
* 金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの
* 金属の線又は網を入れてないその他のガラス
* 七〇〇五・二一
* 七〇〇五・二九
* 七〇〇五・三〇
* 金属の線又は網を入れたもの
* 七〇〇六・〇〇
* 強化ガラス
* 七〇〇七・一一
* 七〇〇七・一九
* 合わせガラス
* 七〇〇七・二一
* 七〇〇七・二九
* 七〇〇八・〇〇
* 七〇〇九・一〇
* バックミラー（車両用のものに限る。）
* その他のもの
* 七〇〇九・九一
* 七〇〇九・九二
* 七〇一〇・一〇
* アンプル
* 七〇一〇・二〇
* 栓、ふたその他これらに類する物品
* 七〇一〇・九〇
* その他のもの
* 七〇一一・一〇
* 電灯用のもの
* 七〇一一・二〇
* 陰極線管用のもの
* 七〇一一・九〇
* その他のもの
* 七〇一三・一〇
* ガラスセラミックス製のもの
* 脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）
* 七〇一三・二二
* 七〇一三・二八
* その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）
* 七〇一三・三三
* 七〇一三・三七
* 食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）
* 七〇一三・四一
* 七〇一三・四二
* 七〇一三・四九
* その他のガラス製品
* 七〇一三・九一
* 七〇一三・九九
* 七〇一四・〇〇
* 七〇一五・一〇
* 視力矯正眼鏡用のガラス
* 七〇一五・九〇
* その他のもの
* 七〇一六・一〇
* ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）
* 七〇一六・九〇
* その他のもの
* 七〇一七・一〇
* 石英ガラス製のもの
* 七〇一七・二〇
* その他のガラス（線膨脹係数が温度〇度から三〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る。）製のもの
* 七〇一七・九〇
* その他のもの
* 七〇一八・一〇
* ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨
* 七〇一八・二〇
* ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
* 七〇一八・九〇
* その他のもの
* スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド
* 七〇一九・一一
* 七〇一九・一二
* 七〇一九・一九
* 薄いシート（ボイル）、ウェブ、マット、マットレス、ボードその他これらに類する織つてない物品
* 七〇一九・三一
* 七〇一九・三二
* 七〇一九・三九
* 七〇一九・四〇
* ロービング製の織物
* その他の織物
* 七〇一九・五一
* 七〇一九・五二
* 七〇一九・五九
* 七〇一九・九〇
* その他のもの
* 七〇二〇・〇〇
* 七一〇一・一〇
* 天然真珠
* 養殖真珠
* 七一〇一・二一
* 七一〇一・二二
* 七一〇二・一〇
* 選別してないもの
* 工業用のもの
* 七一〇二・二一
* 七一〇二・二九
* 工業用以外のもの
* 七一〇二・三一
* 七一〇二・三九
* 七一〇三・一〇
* 加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたもの
* その他の加工をしたもの
* 七一〇三・九一
* 七一〇三・九九
* 七一〇四・一〇
* ピエゾエレクトリッククオーツ
* 七一〇四・二〇
* その他のもの（加工してないもの、単にひいたもの及び粗く形作つたものに限る。）
* 七一〇四・九〇
* その他のもの
* 七一〇五・一〇
* ダイヤモンドのもの
* 七一〇五・九〇
* その他のもの
* 七一〇六・一〇
* 粉
* その他のもの
* 七一〇六・九一
* 七一〇六・九二
* 七一〇七・〇〇
* マネタリーゴールド以外のもの
* 七一〇八・一一
* 七一〇八・一二
* 七一〇八・一三
* 七一〇八・二〇
* マネタリーゴールド
* 七一〇九・〇〇
* 白金
* 七一一〇・一一
* 七一一〇・一九
* パラジウム
* 七一一〇・二一
* 七一一〇・二九
* ロジウム
* 七一一〇・三一
* 七一一〇・三九
* イリジウム、オスミウム及びルテニウム
* 七一一〇・四一
* 七一一〇・四九
* 七一一一・〇〇
* 七一一二・三〇
* 貴金属又はその化合物を含む灰
* その他のもの
* 七一一二・九一
* 七一一二・九二
* 七一一二・九九
* 貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
* 七一一三・一一
* 七一一三・一九
* 七一一三・二〇
* 貴金属を張つた卑金属製のもの
* 貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）
* 七一一四・一一
* 七一一四・一九
* 七一一四・二〇
* 貴金属を張つた卑金属製のもの
* 七一一五・一〇
* 触媒（白金をワイヤクロス状又はワイヤグリル状にしたものに限る。）
* 七一一五・九〇
* その他のもの
* 七一一六・一〇
* 天然又は養殖の真珠製のもの
* 七一一六・二〇
* 天然、合成又は再生の貴石製又は半貴石製のもの
* 卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）
* 七一一七・一一
* 七一一七・一九
* 七一一七・九〇
* その他のもの
* 七一一八・一〇
* 貨幣（法貨でないものに限るものとし、金貨を除く。）
* 七一一八・九〇
* その他のもの
* 七二〇一・一〇
* 非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％以下のものに限る。）
* 七二〇一・二〇
* 非合金銑鉄（りんの含有量が全重量の〇・五％を超えるものに限る。）
* 七二〇一・五〇
* 合金銑鉄及びスピーゲル
* フェロマンガン
* 七二〇二・一一
* 七二〇二・一九
* フェロシリコン
* 七二〇二・二一
* 七二〇二・二九
* 七二〇二・三〇
* フェロシリコマンガン
* フェロクロム
* 七二〇二・四一
* 七二〇二・四九
* 七二〇二・五〇
* フェロシリコクロム
* 七二〇二・六〇
* フェロニッケル
* 七二〇二・七〇
* フェロモリブデン
* 七二〇二・八〇
* フェロタングステン及びフェロシリコタングステン
* その他のもの
* 七二〇二・九一
* 七二〇二・九二
* 七二〇二・九三
* 七二〇二・九九
* 七二〇三・一〇
* 鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼
* 七二〇三・九〇
* その他のもの
* 七二〇四・一〇
* 鋳鉄のくず
* 合金鋼のくず
* 七二〇四・二一
* 七二〇四・二九
* 七二〇四・三〇
* すずをめつきした鉄鋼のくず
* その他のくず
* 七二〇四・四一
* 七二〇四・四九
* 七二〇四・五〇
* 再溶解用のインゴット
* 七二〇五・一〇
* 粒
* 粉
* 七二〇五・二一
* 七二〇五・二九
* 七二〇六・一〇
* インゴット
* 七二〇六・九〇
* その他のもの
* 炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの
* 七二〇七・一一
* 七二〇七・一二
* 七二〇七・一九
* 七二〇七・二〇
* 炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のもの
* 七二〇八・一〇
* 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの（浮出し模様のあるものに限る。）
* その他のもの（熱間圧延及び酸洗いをしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
* 七二〇八・二五
* 七二〇八・二六
* 七二〇八・二七
* その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
* 七二〇八・三六
* 七二〇八・三七
* 七二〇八・三八
* 七二〇八・三九
* 七二〇八・四〇
* 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。）
* その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）
* 七二〇八・五一
* 七二〇八・五二
* 七二〇八・五三
* 七二〇八・五四
* 七二〇八・九〇
* その他のもの
* 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの
* 七二〇九・一五
* 七二〇九・一六
* 七二〇九・一七
* 七二〇九・一八
* 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの
* 七二〇九・二五
* 七二〇九・二六
* 七二〇九・二七
* 七二〇九・二八
* 七二〇九・九〇
* その他のもの
* すずをめつきしたもの
* 七二一〇・一一
* 七二一〇・一二
* 七二一〇・二〇
* 鉛をめつきしたもの（ターンプレートを含む。）
* 七二一〇・三〇
* 亜鉛を電気めつきしたもの
* 亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）
* 七二一〇・四一
* 七二一〇・四九
* 七二一〇・五〇
* クロムの酸化物を被覆したもの及びクロムとクロムの酸化物とを被覆したもの
* 七二一〇・六一
* 七二一〇・六九
* 七二一〇・七〇
* ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの
* 七二一〇・九〇
* その他のもの
* 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
* 七二一一・一三
* 七二一一・一四
* 七二一一・一九
* 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
* 七二一一・二三
* 七二一一・二九
* 七二一一・九〇
* その他のもの
* 七二一二・一〇
* すずをめつきしたもの
* 七二一二・二〇
* 亜鉛を電気めつきしたもの
* 七二一二・三〇
* 亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）
* 七二一二・四〇
* ペイント若しくはワニスを塗布し又はプラスチックを被覆したもの
* 七二一二・五〇
* その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。）
* 七二一二・六〇
* クラッドしたもの
* 七二一三・一〇
* 節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの
* 七二一三・二〇
* その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）
* その他のもの
* 七二一三・九一
* 七二一三・九九
* 七二一四・一〇
* 鍛造したもの
* 七二一四・二〇
* 節、リブ、溝その他の異形を圧延工程において付けたもの及び圧延後ねじつたもの
* 七二一四・三〇
* その他のもの（非合金快削鋼のものに限る。）
* その他のもの
* 七二一四・九一
* 七二一四・九九
* 七二一五・一〇
* 非合金快削鋼のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二一五・五〇
* その他のもの（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二一五・九〇
* その他のもの
* 七二一六・一〇
* Ｕ形鋼、Ｉ形鋼及びＨ形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 山形鋼及びＴ形鋼（高さが八〇ミリメートル未満のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二一六・二一
* 七二一六・二二
* Ｕ形鋼、Ｉ形鋼及びＨ形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二一六・三一
* 七二一六・三二
* 七二一六・三三
* 七二一六・四〇
* 山形鋼及びＴ形鋼（高さが八〇ミリメートル以上のもので熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二一六・五〇
* その他の形鋼（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 形鋼（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二一六・六一
* 七二一六・六九
* その他のもの
* 七二一六・九一
* 七二一六・九九
* 七二一七・一〇
* めつき及び被覆のいずれもしてないもの（研磨してあるかないかを問わない。）
* 七二一七・二〇
* 亜鉛をめつきしたもの
* 七二一七・三〇
* その他の卑金属をめつきしたもの
* 七二一七・九〇
* その他のもの
* 七二一八・一〇
* インゴットその他の一次形状のもの
* その他のもの
* 七二一八・九一
* 七二一八・九九
* 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの
* 七二一九・一一
* 七二一九・一二
* 七二一九・一三
* 七二一九・一四
* 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの
* 七二一九・二一
* 七二一九・二二
* 七二一九・二三
* 七二一九・二四
* 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
* 七二一九・三一
* 七二一九・三二
* 七二一九・三三
* 七二一九・三四
* 七二一九・三五
* 七二一九・九〇
* その他のもの
* 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
* 七二二〇・一一
* 七二二〇・一二
* 七二二〇・二〇
* 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）
* 七二二〇・九〇
* その他のもの
* 七二二一・〇〇
* 棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二二二・一一
* 七二二二・一九
* 七二二二・二〇
* 棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二二二・三〇
* その他の棒
* 七二二二・四〇
* 形鋼
* 七二二三・〇〇
* 七二二四・一〇
* インゴットその他の一次形状のもの
* 七二二四・九〇
* その他のもの
* けい素電気鋼のもの
* 七二二五・一一
* 七二二五・一九
* 七二二五・三〇
* その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたものに限る。）
* 七二二五・四〇
* その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）
* 七二二五・五〇
* その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* その他のもの
* 七二二五・九一
* 七二二五・九二
* 七二二五・九九
* けい素電気鋼のもの
* 七二二六・一一
* 七二二六・一九
* 七二二六・二〇
* 高速度鋼のもの
* その他のもの
* 七二二六・九一
* 七二二六・九二
* 七二二六・九九
* 七二二七・一〇
* 高速度鋼のもの
* 七二二七・二〇
* シリコマンガン鋼のもの
* 七二二七・九〇
* その他のもの
* 七二二八・一〇
* 高速度鋼の棒
* 七二二八・二〇
* シリコマンガン鋼の棒
* 七二二八・三〇
* その他の棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二二八・四〇
* その他の棒（鍛造したものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二二八・五〇
* その他の棒（冷間成形又は冷間仕上げをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）
* 七二二八・六〇
* その他の棒
* 七二二八・七〇
* 形鋼
* 七二二八・八〇
* 中空ドリル棒
* 七二二九・二〇
* シリコマンガン鋼のもの
* 七二二九・九〇
* その他のもの
* 七三〇一・一〇
* 鋼矢板
* 七三〇一・二〇
* 形鋼
* 七三〇二・一〇
* レール
* 七三〇二・三〇
* トングレール、轍てつ差、転轍てつ棒その他の分岐器の構成部分
* 七三〇二・四〇
* 継目板及びソールプレート
* 七三〇二・九〇
* その他のもの
* 七三〇三・〇〇
* 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
* 七三〇四・一一
* 七三〇四・一九
* 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ
* 七三〇四・二二
* 七三〇四・二三
* 七三〇四・二四
* 七三〇四・二九
* その他のもの（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
* 七三〇四・三一
* 七三〇四・三九
* その他のもの（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
* 七三〇四・四一
* 七三〇四・四九
* その他のもの（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
* 七三〇四・五一
* 七三〇四・五九
* 七三〇四・九〇
* その他のもの
* 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
* 七三〇五・一一
* 七三〇五・一二
* 七三〇五・一九
* 七三〇五・二〇
* 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング
* その他の溶接管
* 七三〇五・三一
* 七三〇五・三九
* 七三〇五・九〇
* その他のもの
* 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ
* 七三〇六・一一
* 七三〇六・一九
* 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング
* 七三〇六・二一
* 七三〇六・二九
* 七三〇六・三〇
* その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
* 七三〇六・四〇
* その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
* 七三〇六・五〇
* その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）
* その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）
* 七三〇六・六一
* 七三〇六・六九
* 七三〇六・九〇
* その他のもの
* 鋳造した継手
* 七三〇七・一一
* 七三〇七・一九
* その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）
* 七三〇七・二一
* 七三〇七・二二
* 七三〇七・二三
* 七三〇七・二九
* その他のもの
* 七三〇七・九一
* 七三〇七・九二
* 七三〇七・九三
* 七三〇七・九九
* 七三〇八・一〇
* 橋及び橋げた
* 七三〇八・二〇
* 塔及び格子柱
* 七三〇八・三〇
* 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居
* 七三〇八・四〇
* 足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品
* 七三〇八・九〇
* その他のもの
* 七三〇九・〇〇
* 七三一〇・一〇
* 内容積が五〇リットル以上のもの
* 内容積が五〇リットル未満のもの
* 七三一〇・二一
* 七三一〇・二九
* 七三一一・〇〇
* 七三一二・一〇
* より線、ロープ及びケーブル
* 七三一二・九〇
* その他のもの
* 七三一三・〇〇
* 織つたワイヤクロス
* 七三一四・一二
* 七三一四・一四
* 七三一四・一九
* 七三一四・二〇
* ワイヤグリル、網及び柵さく（横断面の最大寸法が三ミリメートル以上の線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る。）
* その他のワイヤグリル、網及び柵さく（網目の交点を溶接したものに限る。）
* 七三一四・三一
* 七三一四・三九
* その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵さく
* 七三一四・四一
* 七三一四・四二
* 七三一四・四九
* 七三一四・五〇
* エキスパンデッドメタル
* 連接リンクチェーン及びその部分品
* 七三一五・一一
* 七三一五・一二
* 七三一五・一九
* 七三一五・二〇
* スキッドチェーン
* その他の鎖
* 七三一五・八一
* 七三一五・八二
* 七三一五・八九
* 七三一五・九〇
* その他の部分品
* 七三一六・〇〇
* 七三一七・〇〇
* ねじを切つた製品
* 七三一八・一一
* 七三一八・一二
* 七三一八・一三
* 七三一八・一四
* 七三一八・一五
* 七三一八・一六
* 七三一八・一九
* ねじを切つてない製品
* 七三一八・二一
* 七三一八・二二
* 七三一八・二三
* 七三一八・二四
* 七三一八・二九
* 七三一九・四〇
* 安全ピンその他のピン
* 七三一九・九〇
* その他のもの
* 七三二〇・一〇
* 板ばね及びそのばね板
* 七三二〇・二〇
* コイルばね
* 七三二〇・九〇
* その他のもの
* 調理用加熱器具及び皿温め器
* 七三二一・一一
* 七三二一・一二
* 七三二一・一九
* その他の器具
* 七三二一・八一
* 七三二一・八二
* 七三二一・八九
* 七三二一・九〇
* 部分品
* ラジエーター及びその部分品
* 七三二二・一一
* 七三二二・一九
* 七三二二・九〇
* その他のもの
* 七三二三・一〇
* 鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
* その他のもの
* 七三二三・九一
* 七三二三・九二
* 七三二三・九三
* 七三二三・九四
* 七三二三・九九
* 七三二四・一〇
* ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台
* 浴槽
* 七三二四・二一
* 七三二四・二九
* 七三二四・九〇
* その他のもの（部分品を含む。）
* 七三二五・一〇
* 非可鍛鋳鉄製のもの
* その他のもの
* 七三二五・九一
* 七三二五・九九
* 鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）
* 七三二六・一一
* 七三二六・一九
* 七三二六・二〇
* 鉄鋼の線から製造したもの
* 七三二六・九〇
* その他のもの
* 七四〇一・〇〇
* 七四〇二・〇〇
* 精製銅
* 七四〇三・一一
* 七四〇三・一二
* 七四〇三・一三
* 七四〇三・一九
* 銅合金
* 七四〇三・二一
* 七四〇三・二二
* 七四〇三・二九
* 七四〇四・〇〇
* 七四〇五・〇〇
* 七四〇六・一〇
* 粉（薄片状のものを除く。）
* 七四〇六・二〇
* 粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク
* 七四〇七・一〇
* 精製銅のもの
* 銅合金のもの
* 七四〇七・二一
* 七四〇七・二九
* 精製銅のもの
* 七四〇八・一一
* 七四〇八・一九
* 銅合金のもの
* 七四〇八・二一
* 七四〇八・二二
* 七四〇八・二九
* 精製銅のもの
* 七四〇九・一一
* 七四〇九・一九
* 銅・亜鉛合金（黄銅）のもの
* 七四〇九・二一
* 七四〇九・二九
* 銅・すず合金（青銅）のもの
* 七四〇九・三一
* 七四〇九・三九
* 七四〇九・四〇
* 銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの
* 七四〇九・九〇
* その他の銅合金のもの
* 裏張りしてないもの
* 七四一〇・一一
* 七四一〇・一二
* 裏張りしたもの
* 七四一〇・二一
* 七四一〇・二二
* 七四一一・一〇
* 精製銅のもの
* 銅合金のもの
* 七四一一・二一
* 七四一一・二二
* 七四一一・二九
* 七四一二・一〇
* 精製銅のもの
* 七四一二・二〇
* 銅合金のもの
* 七四一三・〇〇
* 七四一五・一〇
* くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品
* その他のもの（ねじを切つたものを除く。）
* 七四一五・二一
* 七四一五・二九
* その他のもの（ねじを切つたものに限る。）
* 七四一五・三三
* 七四一五・三九
* 七四一八・一〇
* 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
* 七四一八・二〇
* 衛生用品及びその部分品
* 七四一九・一〇
* 鎖及びその部分品
* その他のもの
* 七四一九・九一
* 七四一九・九九
* 七五〇一・一〇
* ニッケルのマット
* 七五〇一・二〇
* 焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物
* 七五〇二・一〇
* ニッケル（合金を除く。）
* 七五〇二・二〇
* ニッケル合金
* 七五〇三・〇〇
* 七五〇四・〇〇
* 棒及び形材
* 七五〇五・一一
* 七五〇五・一二
* 線
* 七五〇五・二一
* 七五〇五・二二
* 七五〇六・一〇
* ニッケル（合金を除く。）のもの
* 七五〇六・二〇
* ニッケル合金のもの
* 管
* 七五〇七・一一
* 七五〇七・一二
* 七五〇七・二〇
* 管用継手
* 七五〇八・一〇
* ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。）
* 七五〇八・九〇
* その他のもの
* 七六〇一・一〇
* アルミニウム（合金を除く。）
* 七六〇一・二〇
* アルミニウム合金
* 七六〇二・〇〇
* 七六〇三・一〇
* 粉（薄片状のものを除く。）
* 七六〇三・二〇
* 粉（薄片状のものに限る。）及びフレーク
* 七六〇四・一〇
* アルミニウム（合金を除く。）のもの
* アルミニウム合金のもの
* 七六〇四・二一
* 七六〇四・二九
* アルミニウム（合金を除く。）のもの
* 七六〇五・一一
* 七六〇五・一九
* アルミニウム合金のもの
* 七六〇五・二一
* 七六〇五・二九
* 長方形（正方形を含む。）のもの
* 七六〇六・一一
* 七六〇六・一二
* その他のもの
* 七六〇六・九一
* 七六〇六・九二
* 裏張りしてないもの
* 七六〇七・一一
* 七六〇七・一九
* 七六〇七・二〇
* 裏張りしたもの
* 七六〇八・一〇
* アルミニウム（合金を除く。）のもの
* 七六〇八・二〇
* アルミニウム合金のもの
* 七六〇九・〇〇
* 七六一〇・一〇
* 戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居
* 七六一〇・九〇
* その他のもの
* 七六一一・〇〇
* 七六一二・一〇
* 折畳み可能なチューブ状のもの
* 七六一二・九〇
* その他のもの
* 七六一三・〇〇
* 七六一四・一〇
* しんに鋼を使用したもの
* 七六一四・九〇
* その他のもの
* 七六一五・一〇
* 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品
* 七六一五・二〇
* 衛生用品及びその部分品
* 七六一六・一〇
* くぎ、びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品
* その他のもの
* 七六一六・九一
* 七六一六・九九
* 七八〇一・一〇
* 精製鉛
* その他のもの
* 七八〇一・九一
* 含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの
* 七八〇一・九九
* 七八〇二・〇〇
* 板、シート、ストリップ及びはく
* 七八〇四・一一
* 七八〇四・一九
* 七八〇四・二〇
* 粉及びフレーク
* 七八〇六・〇〇
* 亜鉛（合金を除く。）
* 七九〇一・一一
* 七九〇一・一二
* 七九〇一・二〇
* 亜鉛合金
* 七九〇二・〇〇
* 七九〇三・一〇
* 亜鉛のダスト
* 七九〇三・九〇
* その他のもの
* 七九〇四・〇〇
* 七九〇五・〇〇
* 七九〇七・〇〇
* 八〇〇一・一〇
* すず（合金を除く。）
* 八〇〇一・二〇
* すず合金
* 八〇〇二・〇〇
* 八〇〇三・〇〇
* 八〇〇七・〇〇
* 八一〇一・一〇
* 粉
* その他のもの
* 八一〇一・九四
* 八一〇一・九六
* 八一〇一・九七
* 八一〇一・九九
* 八一〇二・一〇
* 粉
* その他のもの
* 八一〇二・九四
* 八一〇二・九五
* 八一〇二・九六
* 八一〇二・九七
* 八一〇二・九九
* 八一〇三・二〇
* タンタルの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及び粉
* 八一〇三・三〇
* くず
* 八一〇三・九〇
* その他のもの
* マグネシウムの塊
* 八一〇四・一一
* 八一〇四・一九
* 八一〇四・二〇
* くず
* 八一〇四・三〇
* 大きさをそろえた削りくず及び粒並びに粉
* 八一〇四・九〇
* その他のもの
* 八一〇五・二〇
* コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉
* 八一〇五・三〇
* くず
* 八一〇五・九〇
* その他のもの
* 八一〇六・〇〇
* 八一〇七・二〇
* カドミウムの塊及び粉
* 八一〇七・三〇
* くず
* 八一〇七・九〇
* その他のもの
* 八一〇八・二〇
* チタンの塊及び粉
* 八一〇八・三〇
* くず
* 八一〇八・九〇
* その他のもの
* 八一〇九・二〇
* ジルコニウムの塊及び粉
* 八一〇九・三〇
* くず
* 八一〇九・九〇
* その他のもの
* 八一一〇・一〇
* アンチモンの塊及び粉
* 八一一〇・二〇
* くず
* 八一一〇・九〇
* その他のもの
* 八一一一・〇〇
* ベリリウム
* 八一一二・一二
* 八一一二・一三
* 八一一二・一九
* クロム
* 八一一二・二一
* 八一一二・二二
* 八一一二・二九
* タリウム
* 八一一二・五一
* 八一一二・五二
* 八一一二・五九
* その他のもの
* 八一一二・九二
* 八一一二・九九
* 八一一三・〇〇
* 八二〇一・一〇
* スペード及びショベル
* 八二〇一・三〇
* つるはし、くわ及びレーキ
* 八二〇一・四〇
* なた、なたがまその他のおの類
* 八二〇一・五〇
* 片手剪せん定ばさみその他これに類する片手ばさみ（家きん切断用のものを含む。）
* 八二〇一・六〇
* 刈込みばさみ、両手剪せん定ばさみその他これらに類する両手ばさみ
* 八二〇一・九〇
* その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具
* 八二〇二・一〇
* 手のこぎり
* 八二〇二・二〇
* 帯のこぎりのブレード
* サーキュラーソーのブレード（切開き用又は溝彫り用ののこぎりのブレードを含む。）
* 八二〇二・三一
* 八二〇二・三九
* 八二〇二・四〇
* チェーンソーのブレード
* その他ののこぎりのブレード
* 八二〇二・九一
* 八二〇二・九九
* 八二〇三・一〇
* やすりその他これに類する手工具
* 八二〇三・二〇
* プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やつとこ、ツィーザーその他これらに類する手工具
* 八二〇三・三〇
* 金属切断用ばさみその他これに類する手工具
* 八二〇三・四〇
* パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具
* スパナー及びレンチ（手回しのものに限る。）
* 八二〇四・一一
* 八二〇四・一二
* 八二〇四・二〇
* 互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）
* 八二〇五・一〇
* 穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具
* 八二〇五・二〇
* ハンマー
* 八二〇五・三〇
* かんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具（木工用のものに限る。）
* 八二〇五・四〇
* ねじ回し
* その他の手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含む。）
* 八二〇五・五一
* 八二〇五・五九
* 八二〇五・六〇
* トーチランプ
* 八二〇五・七〇
* 万力、クランプその他これらに類する物品
* 八二〇五・九〇
* その他のもの（この項の二以上の号の製品をセットにしたものを含む。）
* 八二〇六・〇〇
* 削岩用又は土壌せん孔用の工具
* 八二〇七・一三
* 八二〇七・一九
* 八二〇七・二〇
* 金属の引抜き用又は押出し用のダイス
* 八二〇七・三〇
* プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具
* 八二〇七・四〇
* ねじ立て用又はねじ切り用の工具
* 八二〇七・五〇
* 穴あけ用工具（削岩用のものを除く。）
* 八二〇七・六〇
* 中ぐり用又はブローチ削り用の工具
* 八二〇七・七〇
* フライス削り用工具
* 八二〇七・八〇
* 切削用工具
* 八二〇七・九〇
* その他の互換性工具
* 八二〇八・一〇
* 金属加工用のもの
* 八二〇八・二〇
* 木工用のもの
* 八二〇八・三〇
* 台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの
* 八二〇八・四〇
* 農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの
* 八二〇八・九〇
* その他のもの
* 八二〇九・〇〇
* 八二一〇・〇〇
* 八二一一・一〇
* 詰合せセット
* その他のもの
* 八二一一・九一
* 八二一一・九二
* 八二一一・九三
* 八二一一・九四
* 八二一一・九五
* 八二一二・一〇
* かみそり
* 八二一二・二〇
* 安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）
* 八二一二・九〇
* その他の部分品
* 八二一三・〇〇
* 八二一四・一〇
* ペーパーナイフ、レターオープナー、擦り消し用ナイフ及び鉛筆削り並びにこれらの刃
* 八二一四・二〇
* マニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）
* 八二一四・九〇
* その他のもの
* 八二一五・一〇
* 詰合せセット（貴金属をめつきした少なくとも一の製品を含むものに限る。）
* 八二一五・二〇
* その他の詰合せセット
* その他のもの
* 八二一五・九一
* 八二一五・九九
* 八三〇一・一〇
* 南京きん錠
* 八三〇一・二〇
* 自動車に使用する種類の錠
* 八三〇一・三〇
* 家具に使用する種類の錠
* 八三〇一・四〇
* その他の錠
* 八三〇一・五〇
* 留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの
* 八三〇一・六〇
* 部分品
* 八三〇一・七〇
* かぎ（単独で提示するものに限る。）
* 八三〇二・一〇
* ちようつがい
* 八三〇二・二〇
* キャスター
* 八三〇二・三〇
* その他の取付具その他これに類する物品（自動車に適するものに限る。）
* その他の取付具その他これに類する物品
* 八三〇二・四一
* 八三〇二・四二
* 八三〇二・四九
* 八三〇二・五〇
* 帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具
* 八三〇二・六〇
* ドアクローザー
* 八三〇三・〇〇
* 八三〇四・〇〇
* 八三〇五・一〇
* 書類とじ込み用金具
* 八三〇五・二〇
* ストリップ状ステープル
* 八三〇五・九〇
* その他のもの（部分品を含む。）
* 八三〇六・一〇
* ベル、ゴングその他これらに類する物品
* 小像その他の装飾品
* 八三〇六・二一
* 八三〇六・二九
* 八三〇六・三〇
* 額縁その他これに類するフレーム及び鏡
* 八三〇七・一〇
* 鉄鋼製のもの
* 八三〇七・九〇
* その他の卑金属製のもの
* 八三〇八・一〇
* フック、アイ及びアイレット
* 八三〇八・二〇
* 管リベット及び二股リベット
* 八三〇八・九〇
* その他のもの（部分品を含む。）
* 八三〇九・一〇
* 王冠
* 八三〇九・九〇
* その他のもの
* 八三一〇・〇〇
* 八三一一・一〇
* 卑金属製の被覆アーク溶接棒（電気アーク溶接に使用するものに限る。）
* 八三一一・二〇
* 卑金属製の線（しんに充てんしたもので電気アーク溶接に使用するものに限る。）
* 八三一一・三〇
* 卑金属製の被覆した棒及びしんに充てんした線（炎によるはんだ付け、ろう付け又は溶接に使用するものに限る。）
* 八三一一・九〇
* その他のもの
* 八四〇一・一〇
* 原子炉
* 八四〇一・二〇
* 同位体分離用機器及びその部分品
* 八四〇一・三〇
* 核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）
* 八四〇一・四〇
* 原子炉の部分品
* 蒸気発生ボイラー
* 八四〇二・一一
* 八四〇二・一二
* 八四〇二・一九
* 八四〇二・二〇
* 過熱水ボイラー
* 八四〇二・九〇
* 部分品
* 八四〇三・一〇
* ボイラー
* 八四〇三・九〇
* 部分品
* 八四〇四・一〇
* 補助機器（第八四・〇二項又は第八四・〇三項のボイラー用のものに限る。）
* 八四〇四・二〇
* 蒸気原動機用復水器
* 八四〇四・九〇
* 部分品
* 八四〇五・一〇
* 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）
* 八四〇五・九〇
* 部分品
* 八四〇六・一〇
* タービン（船舶推進用のものに限る。）
* その他のタービン
* 八四〇六・八一
* 八四〇六・八二
* 八四〇六・九〇
* 部分品
* 八四〇七・一〇
* 航空機用エンジン
* 船舶推進用エンジン
* 八四〇七・二一
* 八四〇七・二九
* ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）
* 八四〇七・三一
* 八四〇七・三二
* 八四〇七・三三
* 八四〇七・三四
* 八四〇七・九〇
* その他のエンジン
* 八四〇八・一〇
* 船舶推進用エンジン
* 八四〇八・二〇
* 第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン
* 八四〇八・九〇
* その他のエンジン
* 八四〇九・一〇
* 航空機用エンジンのもの
* その他のもの
* 八四〇九・九一
* 八四〇九・九九
* 液体タービン及び水車
* 八四一〇・一一
* 八四一〇・一二
* 八四一〇・一三
* 八四一〇・九〇
* 部分品（調速機を含む。）
* ターボジェット
* 八四一一・一一
* 八四一一・一二
* ターボプロペラ
* 八四一一・二一
* 八四一一・二二
* その他のガスタービン
* 八四一一・八一
* 八四一一・八二
* 部分品
* 八四一一・九一
* 八四一一・九九
* 八四一二・一〇
* 反動エンジン（ターボジェットを除く。）
* 液体原動機
* 八四一二・二一
* 八四一二・二九
* 気体原動機
* 八四一二・三一
* 八四一二・三九
* 八四一二・八〇
* その他のもの
* 八四一二・九〇
* 部分品
* ポンプ（計器付きのもの及び計器を取り付けるように設計したものに限る。）
* 八四一三・一一
* 八四一三・一九
* 八四一三・二〇
* ハンドポンプ（第八四一三・一一号又は第八四一三・一九号の物品を除く。）
* 八四一三・三〇
* 燃料用、潤滑油用又は冷却媒体用のポンプ（ピストン式内燃機関用のものに限る。）
* 八四一三・四〇
* コンクリートポンプ
* 八四一三・五〇
* その他の往復容積式ポンプ
* 八四一三・六〇
* その他の回転容積式ポンプ
* 八四一三・七〇
* その他の遠心ポンプ
* その他のポンプ及び液体エレベーター
* 八四一三・八一
* 八四一三・八二
* 部分品
* 八四一三・九一
* 八四一三・九二
* 八四一四・一〇
* 真空ポンプ
* 八四一四・二〇
* 手押し式又は足踏み式の気体ポンプ
* 八四一四・三〇
* 圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）
* 八四一四・四〇
* 気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）
* ファン
* 八四一四・五一
* 八四一四・五九
* 八四一四・六〇
* フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）
* 八四一四・八〇
* その他のもの
* 八四一四・九〇
* 部分品
* 八四一五・一〇
* 窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）
* 八四一五・二〇
* 自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）
* その他のもの
* 八四一五・八一
* 八四一五・八二
* 八四一五・八三
* 八四一五・九〇
* 部分品
* 八四一六・一〇
* 液体燃料用の炉用バーナー
* 八四一六・二〇
* その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）
* 八四一六・三〇
* メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）
* 八四一六・九〇
* 部分品
* 八四一七・一〇
* 炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）
* 八四一七・二〇
* ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）
* 八四一七・八〇
* その他のもの
* 八四一七・九〇
* 部分品
* 八四一八・一〇
* 冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）
* 家庭用冷蔵庫
* 八四一八・二一
* 八四一八・二九
* 八四一八・三〇
* 横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）
* 八四一八・四〇
* 直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）
* 八四一八・五〇
* 貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）
* その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ
* 八四一八・六一
* 八四一八・六九
* 部分品
* 八四一八・九一
* 八四一八・九九
* 瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）
* 八四一九・一一
* 八四一九・一九
* 八四一九・二〇
* 医療用又は理化学用の滅菌器
* 乾燥機
* 八四一九・三一
* 八四一九・三二
* 八四一九・三九
* 八四一九・四〇
* 蒸留用又は精留用の機器
* 八四一九・五〇
* 熱交換装置
* 八四一九・六〇
* 気体液化装置
* その他の機器
* 八四一九・八一
* 八四一九・八九
* 八四一九・九〇
* 部分品
* 八四二〇・一〇
* カレンダーその他のロール機
* 部分品
* 八四二〇・九一
* 八四二〇・九九
* 遠心分離機（遠心式脱水機を含む。）
* 八四二一・一一
* 八四二一・一二
* 八四二一・一九
* 液体のろ過機及び清浄機
* 八四二一・二一
* 八四二一・二二
* 八四二一・二三
* 八四二一・二九
* 気体のろ過機及び清浄機
* 八四二一・三一
* 八四二一・三九
* 部分品
* 八四二一・九一
* 八四二一・九九
* 皿洗機
* 八四二二・一一
* 八四二二・一九
* 八四二二・二〇
* 清浄用又は乾燥用の機械（瓶その他の容器に使用するものに限る。）
* 八四二二・三〇
* 充てん用、封口用、封止用又はラベル張付け用の機械（瓶、缶、箱、袋その他の容器に使用するものに限る。）、瓶、ジャー、チューブその他これらに類する容器の口金取付け用の機械及び飲料用の炭酸ガス注入機
* 八四二二・四〇
* その他の包装機械（熱収縮包装用機械を含む。）
* 八四二二・九〇
* 部分品
* 八四二三・一〇
* 体重測定機器（乳児用はかりを含む。）及び家庭用はかり
* 八四二三・二〇
* コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり
* 八四二三・三〇
* 定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重さの材料を送り出すためのはかり（ホッパースケールを含む。）
* その他の重量測定機器
* 八四二三・八一
* 八四二三・八二
* 八四二三・八九
* 八四二三・九〇
* 分銅及び重量測定機器の部分品
* 八四二四・一〇
* 消火器（消火剤を充塡してあるかないかを問わない。）
* 八四二四・二〇
* スプレーガンその他これに類する機器
* 八四二四・三〇
* 蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器
* 農業用又は園芸用の噴霧器
* 八四二四・四一
* 八四二四・四九
* その他の機器
* 八四二四・八二
* 八四二四・八九
* 八四二四・九〇
* 部分品
* プーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）
* 八四二五・一一
* 八四二五・一九
* ウインチ及びキャプスタン
* 八四二五・三一
* 八四二五・三九
* ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト
* 八四二五・四一
* 八四二五・四二
* 八四二五・四九
* 天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリークレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレーム及びストラッドルキャリヤー
* 八四二六・一一
* 八四二六・一二
* 八四二六・一九
* 八四二六・二〇
* タワークレーン
* 八四二六・三〇
* 門形ジブクレーン
* その他の機械（自走式のものに限る。）
* 八四二六・四一
* 八四二六・四九
* その他の機械
* 八四二六・九一
* 八四二六・九九
* 八四二七・一〇
* 自走式トラック（電動機により作動するものに限る。）
* 八四二七・二〇
* その他の自走式トラック
* 八四二七・九〇
* その他のトラック
* 八四二八・一〇
* 昇降機及びスキップホイスト
* 八四二八・二〇
* ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ
* その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）
* 八四二八・三一
* 八四二八・三二
* 八四二八・三三
* 八四二八・三九
* 八四二八・四〇
* エスカレーター及び移動式歩道
* 八四二八・六〇
* ロープウェー、いすリフト、スキーの引き綱及びケーブルカー用けん引装置
* 八四二八・九〇
* その他の機械
* ブルドーザー及びアングルドーザー
* 八四二九・一一
* 八四二九・一九
* 八四二九・二〇
* 地ならし機
* 八四二九・三〇
* スクレーパー
* 八四二九・四〇
* 突固め用機械及びロードローラー
* メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー
* 八四二九・五一
* 八四二九・五二
* 八四二九・五九
* 八四三〇・一〇
* くい打ち機及びくい抜き機
* 八四三〇・二〇
* 除雪機
* コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機
* 八四三〇・三一
* 八四三〇・三九
* その他のせん孔用又は掘削用の機械
* 八四三〇・四一
* 八四三〇・四九
* 八四三〇・五〇
* その他の機械（自走式のものに限る。）
* その他の機械（自走式のものを除く。）
* 八四三〇・六一
* 八四三〇・六九
* 八四三一・一〇
* 第八四・二五項の機械のもの
* 八四三一・二〇
* 第八四・二七項の機械のもの
* 第八四・二八項の機械のもの
* 八四三一・三一
* 八四三一・三九
* 第八四・二六項、第八四・二九項又は第八四・三〇項の機械のもの
* 八四三一・四一
* 八四三一・四二
* 八四三一・四三
* 八四三一・四九
* 八四三二・一〇
* プラウ
* ハロー、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー
* 八四三二・二一
* 八四三二・二九
* 播は種機、植付け機及び移植機
* 八四三二・三一
* 八四三二・三九
* 肥料散布機
* 八四三二・四一
* 八四三二・四二
* 八四三二・八〇
* その他の機械
* 八四三二・九〇
* 部分品
* 芝生用、公園用又は運動場用の草刈機
* 八四三三・一一
* 八四三三・一九
* 八四三三・二〇
* その他の草刈機（トラクター装着用のカッターバーを含む。）
* 八四三三・三〇
* その他の乾草製造用機械
* 八四三三・四〇
* わら用又は牧草用のベーラー（ピックアップベーラーを含む。）
* その他の収穫機及び脱穀機
* 八四三三・五一
* 八四三三・五二
* 八四三三・五三
* 八四三三・五九
* 八四三三・六〇
* 卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械
* 八四三三・九〇
* 部分品
* 八四三四・一〇
* 搾乳機
* 八四三四・二〇
* 酪農機械
* 八四三四・九〇
* 部分品
* 八四三五・一〇
* 機械
* 八四三五・九〇
* 部分品
* 八四三六・一〇
* 飼料調製用機械
* 家きんの飼育器、ふ卵器及び育すう器
* 八四三六・二一
* 八四三六・二九
* 八四三六・八〇
* その他の機械
* 部分品
* 八四三六・九一
* 八四三六・九九
* 八四三七・一〇
* 種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械
* 八四三七・八〇
* その他の機械
* 八四三七・九〇
* 部分品
* 八四三八・一〇
* ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械
* 八四三八・二〇
* 菓子、ココア又はチョコレートの製造機械
* 八四三八・三〇
* 砂糖製造機械
* 八四三八・四〇
* 醸造用機械
* 八四三八・五〇
* 肉又は家きんの調製用機械
* 八四三八・六〇
* 果実、ナット又は野菜の調製用機械
* 八四三八・八〇
* その他の機械
* 八四三八・九〇
* 部分品
* 八四三九・一〇
* 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械
* 八四三九・二〇
* 紙又は板紙の製造機械
* 八四三九・三〇
* 紙又は板紙の仕上げ用機械
* 部分品
* 八四三九・九一
* 八四三九・九九
* 八四四〇・一〇
* 機械
* 八四四〇・九〇
* 部分品
* 八四・四一
* 八四四一・一〇
* 切断機
* 八四四一・二〇
* 袋又は封筒の製造機械
* 八四四一・三〇
* 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械（型を使用する成形により製造する機械を除く。）
* 八四四一・四〇
* 製紙用パルプ、紙又は板紙の成形用機械（型を使用するものに限る。）
* 八四四一・八〇
* その他の機械
* 八四四一・九〇
* 部分品
* 八四四二・三〇
* 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器
* 八四四二・四〇
* 第八四四二・三〇号の機器の部分品
* 八四四二・五〇
* プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン
* 印刷機（第八四・四二項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）
* 八四四三・一一
* 八四四三・一二
* 八四四三・一三
* 八四四三・一四
* 八四四三・一五
* 八四四三・一六
* 八四四三・一七
* 八四四三・一九
* その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）
* 八四四三・三一
* 八四四三・三二
* 八四四三・三九
* 部分品及び附属品
* 八四四三・九一
* 八四四三・九九
* 八四四四・〇〇
* 紡績準備機械
* 八四四五・一一
* 八四四五・一二
* 八四四五・一三
* 八四四五・一九
* 八四四五・二〇
* 精紡機
* 八四四五・三〇
* 合糸機及びねん糸機
* 八四四五・四〇
* 糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機
* 八四四五・九〇
* その他のもの
* 八四四六・一〇
* 織幅が三〇センチメートル以下のもの
* 織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものに限る。）
* 八四四六・二一
* 八四四六・二九
* 八四四六・三〇
* 織幅が三〇センチメートルを超えるもの（シャットル式のものを除く。）
* 丸編機
* 八四四七・一一
* 八四四七・一二
* 八四四七・二〇
* 平型編機及びステッチボンディングマシン
* 八四四七・九〇
* その他のもの
* 第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機械
* 八四四八・一一
* 八四四八・一九
* 八四四八・二〇
* 第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
* 第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
* 八四四八・三一
* 八四四八・三二
* 八四四八・三三
* 八四四八・三九
* 織機又はその補助機械の部分品及び附属品
* 八四四八・四二
* 八四四八・四九
* 第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品
* 八四四八・五一
* 八四四八・五九
* 八四四九・〇〇
* 洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラム以下のものに限る。）
* 八四五〇・一一
* 八四五〇・一二
* 八四五〇・一九
* 八四五〇・二〇
* 洗濯機（一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で一〇キログラムを超えるものに限る。）
* 八四五〇・九〇
* 部分品
* 八四五一・一〇
* ドライクリーニング機
* 乾燥機
* 八四五一・二一
* 八四五一・二九
* 八四五一・三〇
* アイロンがけ用機械及びプレス（フュージングプレスを含む。）
* 八四五一・四〇
* 洗浄用、漂白用又は染色用の機械
* 八四五一・五〇
* 紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械
* 八四五一・八〇
* その他の機械
* 八四五一・九〇
* 部分品
* 八四五二・一〇
* 家庭用ミシン
* その他のミシン
* 八四五二・二一
* 八四五二・二九
* 八四五二・三〇
* ミシン針
* 八四五二・九〇
* ミシン用の家具、台、カバー及びこれらの部分品並びにミシンのその他の部分品
* 八四五三・一〇
* 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械
* 八四五三・二〇
* 履物の製造機械及び修理機械
* 八四五三・八〇
* その他の機械
* 八四五三・九〇
* 部分品
* 八四五四・一〇
* 転炉
* 八四五四・二〇
* インゴット用鋳型及び取鍋べ
* 八四五四・三〇
* 鋳造機
* 八四五四・九〇
* 部分品
* 八四五五・一〇
* 管圧延機
* その他の圧延機
* 八四五五・二一
* 八四五五・二二
* 八四五五・三〇
* 圧延機用ロール
* 八四五五・九〇
* その他の部分品
* レーザーその他の光子ビームによるもの
* 八四五六・一一
* 八四五六・一二
* 八四五六・二〇
* 超音波によるもの
* 八四五六・三〇
* 放電によるもの
* 八四五六・四〇
* プラズマアークによるもの
* 八四五六・五〇
* ウォータージェット切断機械
* 八四五六・九〇
* その他のもの
* 八四五七・一〇
* マシニングセンター
* 八四五七・二〇
* ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）
* 八四五七・三〇
* マルチステーショントランスファーマシン
* 横旋盤
* 八四五八・一一
* 八四五八・一九
* その他の旋盤
* 八四五八・九一
* 八四五八・九九
* 八四五九・一〇
* ウェイタイプユニットヘッド機
* その他のボール盤
* 八四五九・二一
* 八四五九・二九
* その他の中ぐりフライス盤
* 八四五九・三一
* 八四五九・三九
* その他の中ぐり盤
* 八四五九・四一
* 八四五九・四九
* 膝形フライス盤
* 八四五九・五一
* 八四五九・五九
* その他のフライス盤
* 八四五九・六一
* 八四五九・六九
* 八四五九・七〇
* その他のねじ切り盤及びねじ立て盤
* 平面研削盤
* 八四六〇・一二
* 八四六〇・一九
* その他の研削盤
* 八四六〇・二二
* 八四六〇・二三
* 八四六〇・二四
* 八四六〇・二九
* 工具研削盤
* 八四六〇・三一
* 八四六〇・三九
* 八四六〇・四〇
* ホーニング盤及びラップ盤
* 八四六〇・九〇
* その他のもの
* 八四六一・二〇
* 形削り盤及び立削り盤
* 八四六一・三〇
* ブローチ盤
* 八四六一・四〇
* 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤
* 八四六一・五〇
* 金切り盤及び切断機
* 八四六一・九〇
* その他のもの
* 八四六二・一〇
* 鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー
* ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）
* 八四六二・二一
* 八四六二・二九
* 剪せん断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪せん断機能を組み合わせた機械を除く。）
* 八四六二・三一
* 八四六二・三九
* パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪せん断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）
* 八四六二・四一
* 八四六二・四九
* その他のもの
* 八四六二・九一
* 八四六二・九九
* 八四六三・一〇
* 引抜き機（棒、管、形材、線その他これらに類する物品用のものに限る。）
* 八四六三・二〇
* ねじ転造盤
* 八四六三・三〇
* 線の加工機械
* 八四六三・九〇
* その他のもの
* 八四六四・一〇
* のこ盤
* 八四六四・二〇
* 研削盤及び研磨盤
* 八四六四・九〇
* その他のもの
* 八四六五・一〇
* 二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）
* 八四六五・二〇
* マシニングセンター
* その他のもの
* 八四六五・九一
* 八四六五・九二
* 八四六五・九三
* 八四六五・九四
* 八四六五・九五
* 八四六五・九六
* 八四六五・九九
* 八四六六・一〇
* ツールホルダー及び自動開きダイヘッド
* 八四六六・二〇
* 工作物保持具
* 八四六六・三〇
* 割出台その他の特殊な附属装置（機械用のものに限る。）
* その他のもの
* 八四六六・九一
* 八四六六・九二
* 八四六六・九三
* 八四六六・九四
* ニューマチックツール
* 八四六七・一一
* 八四六七・一九
* 電気式の原動機を自蔵するもの
* 八四六七・二一
* 八四六七・二二
* 八四六七・二九
* その他の工具
* 八四六七・八一
* 八四六七・八九
* 部分品
* 八四六七・九一
* 八四六七・九二
* 八四六七・九九
* 八四六八・一〇
* 手持ち式トーチ
* 八四六八・二〇
* その他のガス式の機器
* 八四六八・八〇
* その他の機器
* 八四六八・九〇
* 部分品
* 八四七〇・一〇
* 電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。）並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）
* その他の電子式計算機
* 八四七〇・二一
* 八四七〇・二九
* 八四七〇・三〇
* その他の計算機
* 八四七〇・五〇
* 金銭登録機
* 八四七〇・九〇
* その他のもの
* 八四七一・三〇
* 携帯用の自動データ処理機械（重量が一〇キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）
* その他の自動データ処理機械
* 八四七一・四一
* 八四七一・四九
* 八四七一・五〇
* 処理装置（第八四七一・四一号及び第八四七一・四九号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）
* 八四七一・六〇
* 入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）
* 八四七一・七〇
* 記憶装置
* 八四七一・八〇
* その他の装置（自動データ処理機械のユニットに限る。）
* 八四七一・九〇
* その他のもの
* 八四七二・一〇
* 謄写機
* 八四七二・三〇
* 郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械
* 八四七二・九〇
* その他のもの
* 第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品
* 八四七三・二一
* 八四七三・二九
* 八四七三・三〇
* 第八四・七一項の機械の部分品及び附属品
* 八四七三・四〇
* 第八四・七二項の機械の部分品及び附属品
* 八四七三・五〇
* 第八四・七〇項から第八四・七二項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品
* 八四七四・一〇
* 選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機
* 八四七四・二〇
* 破砕機及び粉砕機
* 混合機及び捏ねつ和か機
* 八四七四・三一
* 八四七四・三二
* 八四七四・三九
* 八四七四・八〇
* その他の機械
* 八四七四・九〇
* 部分品
* 八四七五・一〇
* 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械
* ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械
* 八四七五・二一
* 八四七五・二九
* 八四七五・九〇
* 部分品
* 飲料の自動販売機
* 八四七六・二一
* 八四七六・二九
* その他の自動販売機
* 八四七六・八一
* 八四七六・八九
* 八四七六・九〇
* 部分品
* 八四七七・一〇
* 射出成形機
* 八四七七・二〇
* 押出成形機
* 八四七七・三〇
* 吹込み成形機
* 八四七七・四〇
* 真空成形機及びその他の熱成形機
* その他の機械（成形用機械に限る。）
* 八四七七・五一
* 八四七七・五九
* 八四七七・八〇
* その他の機械
* 八四七七・九〇
* 部分品
* 八四七八・一〇
* たばこの調製用又は製造用の機械
* 八四七八・九〇
* 部分品
* 八四七九・一〇
* 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械
* 八四七九・二〇
* 動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械
* 八四七九・三〇
* プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械
* 八四七九・四〇
* 綱又はケーブルの製造機械
* 八四七九・五〇
* 産業用ロボット（他の号に該当するものを除く。）
* 八四七九・六〇
* 蒸発式空気冷却装置
* 旅客搭乗橋
* 八四七九・七一
* 八四七九・七九
* その他の機械類
* 八四七九・八一
* 八四七九・八二
* 八四七九・八九
* 八四七九・九〇
* 部分品
* 八四八〇・一〇
* 金属鋳造用鋳型枠
* 八四八〇・二〇
* 鋳型ベース
* 八四八〇・三〇
* 鋳造用パターン
* 金属又は金属炭化物の成形用の型
* 八四八〇・四一
* 八四八〇・四九
* 八四八〇・五〇
* ガラスの成形用の型
* 八四八〇・六〇
* 鉱物性材料の成形用の型
* ゴム又はプラスチックの成形用の型
* 八四八〇・七一
* 八四八〇・七九
* 八四八一・一〇
* 減圧弁
* 八四八一・二〇
* 油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁
* 八四八一・三〇
* 逆止弁
* 八四八一・四〇
* 安全弁及び逃がし弁
* 八四八一・八〇
* その他の物品
* 八四八一・九〇
* 部分品
* 八四八二・一〇
* 玉軸受
* 八四八二・二〇
* 円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）
* 八四八二・三〇
* 球面ころ軸受
* 八四八二・四〇
* 針状ころ軸受
* 八四八二・五〇
* その他の円筒ころ軸受
* 八四八二・八〇
* その他のもの（玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。）
* 部分品
* 八四八二・九一
* 八四八二・九九
* 八四八三・一〇
* 伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク
* 八四八三・二〇
* 軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）
* 八四八三・三〇
* 軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものを除く。）及び滑り軸受
* 八四八三・四〇
* 歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリュー、ローラースクリュー並びにギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）
* 八四八三・五〇
* はずみ車及びプーリー（プーリーブロックを含む。）
* 八四八三・六〇
* クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）
* 八四八三・九〇
* 単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品
* 八四・八四
* 八四八四・一〇
* ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）
* 八四八四・二〇
* メカニカルシール
* 八四八四・九〇
* その他のもの
* 八四八六・一〇
* 半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器
* 八四八六・二〇
* 半導体デバイス又は集積回路製造用の機器
* 八四八六・三〇
* フラットパネルディスプレイ製造用の機器
* 八四八六・四〇
* 第八四類の注９（Ｃ）の機器
* 八四八六・九〇
* 部分品及び附属品
* 八四八七・一〇
* 船舶のプロペラ及びその羽根
* 八四八七・九〇
* その他のもの
* 八五〇一・一〇
* 電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）
* 八五〇一・二〇
* 交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）
* その他の直流電動機及び直流発電機
* 八五〇一・三一
* 八五〇一・三二
* 八五〇一・三三
* 八五〇一・三四
* 八五〇一・四〇
* その他の単相交流電動機
* その他の多相交流電動機
* 八五〇一・五一
* 八五〇一・五二
* 八五〇一・五三
* 交流発電機
* 八五〇一・六一
* 八五〇一・六二
* 八五〇一・六三
* 八五〇一・六四
* 発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）
* 八五〇二・一一
* 八五〇二・一二
* 八五〇二・一三
* 八五〇二・二〇
* 発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。）
* 発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）
* 八五〇二・三一
* 八五〇二・三九
* 八五〇二・四〇
* ロータリーコンバーター
* 八五〇三・〇〇
* 八五〇四・一〇
* 放電管用安定器
* トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）
* 八五〇四・二一
* 八五〇四・二二
* 八五〇四・二三
* その他のトランスフォーマー
* 八五〇四・三一
* 八五〇四・三二
* 八五〇四・三三
* 八五〇四・三四
* 八五〇四・四〇
* スタティックコンバーター
* 八五〇四・五〇
* その他のインダクター
* 八五〇四・九〇
* 部分品
* 永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの
* 八五〇五・一一
* 八五〇五・一九
* 八五〇五・二〇
* 電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ
* 八五〇五・九〇
* その他のもの（部分品を含む。）
* 八五〇六・一〇
* 二酸化マンガンを使用したもの
* 八五〇六・三〇
* 酸化水銀を使用したもの
* 八五〇六・四〇
* 酸化銀を使用したもの
* 八五〇六・五〇
* リチウムを使用したもの
* 八五〇六・六〇
* 空気・亜鉛電池
* 八五〇六・八〇
* その他の一次電池
* 八五〇六・九〇
* 部分品
* 八五〇七・一〇
* ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池
* 八五〇七・二〇
* その他の鉛蓄電池
* 八五〇七・三〇
* ニッケル・カドミウム蓄電池
* 八五〇七・四〇
* ニッケル・鉄蓄電池
* 八五〇七・五〇
* ニッケル・水素蓄電池
* 八五〇七・六〇
* リチウム・イオン蓄電池
* 八五〇七・八〇
* その他の蓄電池
* 八五〇七・九〇
* 部分品
* 電動装置を自蔵するもの
* 八五〇八・一一
* 八五〇八・一九
* 八五〇八・六〇
* その他のもの
* 八五〇八・七〇
* 部分品
* 八五〇九・四〇
* 食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機
* 八五〇九・八〇
* その他の機器
* 八五〇九・九〇
* 部分品
* 八五一〇・一〇
* かみそり
* 八五一〇・二〇
* バリカン
* 八五一〇・三〇
* 脱毛器
* 八五一〇・九〇
* 部分品
* 八五一一・一〇
* 点火プラグ
* 八五一一・二〇
* 点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機
* 八五一一・三〇
* ディストリビューター及びイグニションコイル
* 八五一一・四〇
* スターター及び始動充電発電機
* 八五一一・五〇
* その他の発電機
* 八五一一・八〇
* その他の機器
* 八五一一・九〇
* 部分品
* 八五一二・一〇
* 照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）
* 八五一二・二〇
* その他の照明用又は可視信号用の機器
* 八五一二・三〇
* 音響信号機器
* 八五一二・四〇
* ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置
* 八五一二・九〇
* 部分品
* 八五一三・一〇
* ランプ
* 八五一三・九〇
* 部分品
* 八五一四・一〇
* 抵抗加熱炉
* 八五一四・二〇
* 電磁誘導又は誘電損失により機能する炉
* 八五一四・三〇
* その他の炉
* 八五一四・四〇
* その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）
* 八五一四・九〇
* 部分品
* ろう付け用又ははんだ付け用の機器
* 八五一五・一一
* 八五一五・一九
* 金属用抵抗溶接機器
* 八五一五・二一
* 八五一五・二九
* アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）
* 八五一五・三一
* 八五一五・三九
* 八五一五・八〇
* その他の機器
* 八五一五・九〇
* 部分品
* 八五一六・一〇
* 電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器
* 電気式の暖房機器及び土壌加熱器
* 八五一六・二一
* 八五一六・二九
* 電熱式の調髪用機器及び手用ドライヤー
* 八五一六・三一
* 八五一六・三二
* 八五一六・三三
* 八五一六・四〇
* 電気アイロン
* 八五一六・五〇
* マイクロ波オーブン
* 八五一六・六〇
* その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター
* その他の電熱機器
* 八五一六・七一
* 八五一六・七二
* 八五一六・七九
* 八五一六・八〇
* 電熱用抵抗体
* 八五一六・九〇
* 部分品
* 電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）
* 八五一七・一一
* 八五一七・一二
* 八五一七・一八
* その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）
* 八五一七・六一
* 八五一七・六二
* 八五一七・六九
* 八五一七・七〇
* 部分品
* 八五一八・一〇
* マイクロホン及びそのスタンド
* 拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）
* 八五一八・二一
* 八五一八・二二
* 八五一八・二九
* 八五一八・三〇
* ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの
* 八五一八・四〇
* 可聴周波増幅器
* 八五一八・五〇
* 電気式音響増幅装置
* 八五一八・九〇
* 部分品
* 八五一九・二〇
* 硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器
* 八五一九・三〇
* レコードデッキ
* 八五一九・五〇
* 留守番電話装置
* その他の機器
* 八五一九・八一
* 八五一九・八九
* 八五二一・一〇
* 磁気テープ式のもの
* 八五二一・九〇
* その他のもの
* 八五二二・一〇
* ピックアップカートリッジ
* 八五二二・九〇
* その他のもの
* 磁気媒体
* 八五二三・二一
* 八五二三・二九
* 光学媒体
* 八五二三・四一
* 八五二三・四九
* 半導体媒体
* 八五二三・五一
* 八五二三・五二
* 八五二三・五九
* 八五二三・八〇
* その他のもの
* 八五二五・五〇
* 送信機器
* 八五二五・六〇
* 送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）
* 八五二五・八〇
* テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー
* 八五二六・一〇
* レーダー
* その他のもの
* 八五二六・九一
* 八五二六・九二
* ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）
* 八五二七・一二
* 八五二七・一三
* 八五二七・一九
* 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）
* 八五二七・二一
* 八五二七・二九
* その他のもの
* 八五二七・九一
* 八五二七・九二
* 八五二七・九九
* 陰極線管モニター
* 八五二八・四二
* 八五二八・四九
* その他のモニター
* 八五二八・五二
* 八五二八・五九
* プロジェクター
* 八五二八・六二
* 八五二八・六九
* テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）
* 八五二八・七一
* 八五二八・七二
* 八五二八・七三
* 八五二九・一〇
* アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
* 八五二九・九〇
* その他のもの
* 八五三〇・一〇
* 鉄道用又は軌道用の機器
* 八五三〇・八〇
* その他の機器
* 八五三〇・九〇
* 部分品
* 八五三一・一〇
* 盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器
* 八五三一・二〇
* 表示盤（液晶デバイス（ＬＣＤ）又は発光ダイオード（ＬＥＤ）を自蔵するものに限る。）
* 八五三一・八〇
* その他の機器
* 八五三一・九〇
* 部分品
* 八五三二・一〇
* 固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）
* その他の固定式コンデンサー
* 八五三二・二一
* 八五三二・二二
* 八五三二・二三
* 八五三二・二四
* 八五三二・二五
* 八五三二・二九
* 八五三二・三〇
* 可変式又は半固定式のコンデンサー
* 八五三二・九〇
* 部分品
* 八五三三・一〇
* 固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）
* その他の固定式抵抗器
* 八五三三・二一
* 八五三三・二九
* 巻線形可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）
* 八五三三・三一
* 八五三三・三九
* 八五三三・四〇
* その他の可変抵抗器（ポテンショメーターを含む。）
* 八五三三・九〇
* 部分品
* 八五三四・〇〇
* 八五三五・一〇
* ヒューズ
* 自動遮断器
* 八五三五・二一
* 八五三五・二九
* 八五三五・三〇
* 断路機及び開閉スイッチ
* 八五三五・四〇
* 避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器
* 八五三五・九〇
* その他のもの
* 八五三六・一〇
* ヒューズ
* 八五三六・二〇
* 自動遮断器
* 八五三六・三〇
* 電気回路保護用のその他の機器
* 継電器
* 八五三六・四一
* 八五三六・四九
* 八五三六・五〇
* その他のスイッチ
* ランプホルダー、プラグ及びソケット
* 八五三六・六一
* 八五三六・六九
* 八五三六・七〇
* 光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子
* 八五三六・九〇
* その他の機器
* 八五三七・一〇
* 使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のもの
* 八五三七・二〇
* 使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるもの
* 八五三八・一〇
* 第八五・三七項の物品用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品（機器を装備してないものに限る。）
* 八五三八・九〇
* その他のもの
* 八五三九・一〇
* シールドビームランプ
* その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。）
* 八五三九・二一
* 八五三九・二二
* 八五三九・二九
* 放電管（紫外線ランプを除く。）
* 八五三九・三一
* 八五三九・三二
* 八五三九・三九
* 紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯
* 八五三九・四一
* 八五三九・四九
* 八五三九・五〇
* 発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ
* 八五三九・九〇
* 部分品
* テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）
* 八五四〇・一一
* 八五四〇・一二
* 八五四〇・二〇
* テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管
* 八五四〇・四〇
* データ・グラフィックディスプレイ管（モノクロームのものに限る。）及びデータ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが〇・四ミリメートル未満のものに限る。）
* 八五四〇・六〇
* その他の陰極線管
* マイクロ波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシノトロン。格子制御式のものを除く。）
* 八五四〇・七一
* 八五四〇・七九
* その他の管
* 八五四〇・八一
* 八五四〇・八九
* 部分品
* 八五四〇・九一
* 八五四〇・九九
* 八五四一・一〇
* ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード（ＬＥＤ）を除く。）
* トランジスター（光電性トランジスターを除く。）
* 八五四一・二一
* 八五四一・二九
* 八五四一・三〇
* サイリスター、ダイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く。）
* 八五四一・四〇
* 光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード（ＬＥＤ）
* 八五四一・五〇
* その他の半導体デバイス
* 八五四一・六〇
* 圧電結晶素子
* 八五四一・九〇
* 部分品
* 集積回路
* 八五四二・三一
* 八五四二・三二
* 八五四二・三三
* 八五四二・三九
* 八五四二・九〇
* 部分品
* 八五四三・一〇
* 粒子加速器
* 八五四三・二〇
* 信号発生器
* 八五四三・三〇
* 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器
* 八五四三・七〇
* その他の機器
* 八五四三・九〇
* 部分品
* 巻線
* 八五四四・一一
* 八五四四・一九
* 八五四四・二〇
* 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体
* 八五四四・三〇
* 点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）
* その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）
* 八五四四・四二
* 八五四四・四九
* 八五四四・六〇
* その他の電気導体（使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）
* 八五四四・七〇
* 光ファイバーケーブル
* 電極
* 八五四五・一一
* 八五四五・一九
* 八五四五・二〇
* ブラシ
* 八五四五・九〇
* その他のもの
* 八五四六・一〇
* ガラス製のもの
* 八五四六・二〇
* 陶磁製のもの
* 八五四六・九〇
* その他のもの
* 八五四七・一〇
* 陶磁製の電気絶縁用物品
* 八五四七・二〇
* プラスチック製の電気絶縁用物品
* 八五四七・九〇
* その他のもの
* 八五四八・一〇
* 一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池
* 八五四八・九〇
* その他のもの
* 八六〇一・一〇
* 外部電源により走行するもの
* 八六〇一・二〇
* 蓄電池により走行するもの
* 八六〇二・一〇
* 電気式ディーゼル機関車
* 八六〇二・九〇
* その他のもの
* 八六〇三・一〇
* 外部電源により走行するもの
* 八六〇三・九〇
* その他のもの
* 八六〇四・〇〇
* 八六〇五・〇〇
* 八六〇六・一〇
* タンク車その他これに類する車両
* 八六〇六・三〇
* 荷卸機構付きの貨車（第八六〇六・一〇号のものを除く。）
* その他のもの
* 八六〇六・九一
* 八六〇六・九二
* 八六〇六・九九
* ボギー台車、ビッセル台車、車軸及び車輪並びにこれらの部分品
* 八六〇七・一一
* 八六〇七・一二
* 八六〇七・一九
* ブレーキ及びその部分品
* 八六〇七・二一
* 八六〇七・二九
* 八六〇七・三〇
* フックその他の連結器及び緩衝器並びにこれらの部分品
* その他のもの
* 八六〇七・九一
* 八六〇七・九九
* 八六〇八・〇〇
* 八六〇九・〇〇
* 八七〇一・一〇
* 一軸トラクター
* 八七〇一・二〇
* セミトレーラー用の道路走行用トラクター
* 八七〇一・三〇
* 無限軌道式トラクター
* その他のもの
* 八七〇一・九一
* 八七〇一・九二
* 八七〇一・九三
* 八七〇一・九四
* 八七〇一・九五
* 八七〇二・一〇
* ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの
* 八七〇二・二〇
* 駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの
* 八七〇二・三〇
* 駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの
* 八七〇二・四〇
* 駆動原動機として電動機のみを搭載したもの
* 八七〇二・九〇
* その他のもの
* 八七〇三・一〇
* 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
* その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）
* 八七〇三・二一
* 八七〇三・二二
* 八七〇三・二三
* 八七〇三・二四
* その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）
* 八七〇三・三一
* 八七〇三・三二
* 八七〇三・三三
* 八七〇三・四〇
* その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
* 八七〇三・五〇
* その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）
* 八七〇三・六〇
* その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
* 八七〇三・七〇
* その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）
* 八七〇三・八〇
* その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）
* 八七〇三・九〇
* その他のもの
* 八七〇四・一〇
* ダンプカー（不整地走行用に設計したものに限る。）
* その他のもの（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）
* 八七〇四・二一
* 八七〇四・二二
* 八七〇四・二三
* その他のもの（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したものに限る。）
* 八七〇四・三一
* 八七〇四・三二
* 八七〇四・九〇
* その他のもの
* 八七〇五・一〇
* クレーン車
* 八七〇五・二〇
* せん孔デリック車
* 八七〇五・三〇
* 消防車
* 八七〇五・四〇
* コンクリートミキサー車
* 八七〇五・九〇
* その他のもの
* 八七〇六・〇〇
* 八七〇七・一〇
* 第八七・〇三項の車両用のもの
* 八七〇七・九〇
* その他のもの
* 八七〇八・一〇
* バンパー及びその部分品
* 車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品
* 八七〇八・二一
* 八七〇八・二九
* 八七〇八・三〇
* ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品
* 八七〇八・四〇
* ギヤボックス及びその部分品
* 八七〇八・五〇
* 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品
* 八七〇八・七〇
* 車輪並びにその部分品及び附属品
* 八七〇八・八〇
* 懸架装置及びその部分品（ショックアブソーバーを含む。）
* その他の部分品及び附属品
* 八七〇八・九一
* 八七〇八・九二
* 八七〇八・九三
* 八七〇八・九四
* 八七〇八・九五
* 八七〇八・九九
* 車両
* 八七〇九・一一
* 八七〇九・一九
* 八七〇九・九〇
* 部分品
* 八七一〇・〇〇
* 八七一一・一〇
* シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
* 八七一一・二〇
* シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
* 八七一一・三〇
* シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
* 八七一一・四〇
* シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
* 八七一一・五〇
* シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの
* 八七一一・六〇
* 駆動原動機として電動機を有するもの
* 八七一一・九〇
* その他のもの
* 八七一二・〇〇
* 八七一三・一〇
* 機械式駆動機構を有しないもの
* 八七一三・九〇
* その他のもの
* 八七一四・一〇
* モーターサイクル（モペットを含む。）のもの
* 八七一四・二〇
* 身体障害者用又は病人用の車両のもの
* その他のもの
* 八七一四・九一
* 八七一四・九二
* 八七一四・九三
* 八七一四・九四
* 八七一四・九五
* 八七一四・九六
* 八七一四・九九
* 八七一五・〇〇
* 八七一六・一〇
* トレーラー及びセミトレーラー（住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。）
* 八七一六・二〇
* 農業用のトレーラー及びセミトレーラー（積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。）
* 貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー
* 八七一六・三一
* 八七一六・三九
* 八七一六・四〇
* その他のトレーラー及びセミトレーラー
* 八七一六・八〇
* その他の車両
* 八七一六・九〇
* 部分品
* 八八〇一・〇〇
* ヘリコプター
* 八八〇二・一一
* 八八〇二・一二
* 八八〇二・二〇
* 飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの）
* 八八〇二・三〇
* 飛行機その他の航空機（自重が二、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のもの）
* 八八〇二・四〇
* 飛行機その他の航空機（自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの）
* 八八〇二・六〇
* 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット
* 八八〇三・一〇
* プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品
* 八八〇三・二〇
* 着陸装置及びその部分品
* 八八〇三・三〇
* 飛行機又はヘリコプターのその他の部分品
* 八八〇三・九〇
* その他のもの
* 八八〇四・〇〇
* 八八〇五・一〇
* 航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品
* 航空用地上訓練装置及びその部分品
* 八八〇五・二一
* 八八〇五・二九
* 八九〇一・一〇
* 客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主として人員の輸送用に設計したものに限る。）及びフェリーボート
* 八九〇一・二〇
* タンカー
* 八九〇一・三〇
* 冷蔵船及び冷凍船（第八九〇一・二〇号のものを除く。）
* 八九〇一・九〇
* その他の貨物船及び貨客船
* 八九〇二・〇〇
* 八九〇三・一〇
* 膨脹式のもの
* その他のもの
* 八九〇三・九一
* 八九〇三・九二
* 八九〇三・九九
* 八九〇四・〇〇
* 八九〇五・一〇
* しゆんせつ船
* 八九〇五・二〇
* 浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム
* 八九〇五・九〇
* その他のもの
* 八九〇六・一〇
* 軍艦
* 八九〇六・九〇
* その他のもの
* 八九〇七・一〇
* 膨脹式いかだ
* 八九〇七・九〇
* その他のもの
* 八九〇八・〇〇
* 九〇〇一・一〇
* 光ファイバー（束にしたものを含む。）及び光ファイバーケーブル
* 九〇〇一・二〇
* 偏光材料製のシート及び板
* 九〇〇一・三〇
* コンタクトレンズ
* 九〇〇一・四〇
* ガラス製の眼鏡用レンズ
* 九〇〇一・五〇
* その他の材料製の眼鏡用レンズ
* 九〇〇一・九〇
* その他のもの
* 対物レンズ
* 九〇〇二・一一
* 九〇〇二・一九
* 九〇〇二・二〇
* フィルター
* 九〇〇二・九〇
* その他のもの
* フレーム
* 九〇〇三・一一
* 九〇〇三・一九
* 九〇〇三・九〇
* 部分品
* 九〇〇四・一〇
* サングラス
* 九〇〇四・九〇
* その他のもの
* 九〇〇五・一〇
* 双眼鏡
* 九〇〇五・八〇
* その他の機器
* 九〇〇五・九〇
* 部分品及び附属品（支持具を含む。）
* 九〇〇六・三〇
* 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
* 九〇〇六・四〇
* インスタントプリントカメラ
* その他の写真機
* 九〇〇六・五一
* 九〇〇六・五二
* 九〇〇六・五三
* 九〇〇六・五九
* 写真用のせん光器具及びせん光電球
* 九〇〇六・六一
* 九〇〇六・六九
* 部分品及び附属品
* 九〇〇六・九一
* 九〇〇六・九九
* 九〇〇七・一〇
* 撮影機
* 九〇〇七・二〇
* 映写機
* 部分品及び附属品
* 九〇〇七・九一
* 九〇〇七・九二
* 九〇〇八・五〇
* 投影機、引伸機及び縮小機
* 九〇〇八・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇一〇・一〇
* 写真用又は映画用の自動現像機（ロール状のフィルム及び紙を処理するものに限る。）及び現像したフィルムをロール状の写真用の紙に自動的に露光する機器
* 九〇一〇・五〇
* その他の写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器及びネガトスコープ
* 九〇一〇・六〇
* 映写用又は投影用のスクリーン
* 九〇一〇・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇一一・一〇
* 双眼実体顕微鏡
* 九〇一一・二〇
* その他の顕微鏡（顕微鏡写真用、顕微鏡映画用又は顕微鏡投影用のものに限る。）
* 九〇一一・八〇
* その他の顕微鏡
* 九〇一一・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇一二・一〇
* 顕微鏡（光学顕微鏡を除く。）及び回折機器
* 九〇一二・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇一三・一〇
* 武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第一六部の機器の部分品として設計した望遠鏡
* 九〇一三・二〇
* レーザー（レーザーダイオードを除く。）
* 九〇一三・八〇
* その他の機器
* 九〇一三・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇一四・一〇
* 羅針盤
* 九〇一四・二〇
* 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
* 九〇一四・八〇
* その他の機器
* 九〇一四・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇一五・一〇
* 測距儀
* 九〇一五・二〇
* 経緯儀及び視距儀
* 九〇一五・三〇
* 水準器
* 九〇一五・四〇
* 写真測量用機器
* 九〇一五・八〇
* その他の機器
* 九〇一五・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇一六・〇〇
* 九〇一七・一〇
* 写図台及び写図機械（自動式であるかないかを問わない。）
* 九〇一七・二〇
* その他の製図機器、けがき用具及び計算用具
* 九〇一七・三〇
* マイクロメーター、パス及びゲージ
* 九〇一七・八〇
* その他の機器
* 九〇一七・九〇
* 部分品及び附属品
* 診断用電気機器（機能検査用又は生理学的パラメーター検査用の機器を含む。）
* 九〇一八・一一
* 九〇一八・一二
* 九〇一八・一三
* 九〇一八・一四
* 九〇一八・一九
* 九〇一八・二〇
* 紫外線又は赤外線を使用する機器
* 注射器、針、カテーテル、カニューレその他これらに類する物品
* 九〇一八・三一
* 九〇一八・三二
* 九〇一八・三九
* その他の機器（歯科用のものに限る。）
* 九〇一八・四一
* 九〇一八・四九
* 九〇一八・五〇
* その他の機器（眼科用のものに限る。）
* 九〇一八・九〇
* その他の機器
* 九〇一九・一〇
* 機械療法用、マッサージ用又は心理学的適性検査用の機器
* 九〇一九・二〇
* オゾン吸入器、酸素吸入器、エアゾール治療器、人工呼吸器その他の呼吸治療用機器
* 九〇二〇・〇〇
* 九〇二一・一〇
* 整形外科用機器及び骨折治療具
* 義歯及び歯用の取付用品
* 九〇二一・二一
* 九〇二一・二九
* その他の人造の人体の部分
* 九〇二一・三一
* 九〇二一・三九
* 九〇二一・四〇
* 補聴器（部分品及び附属品を除く。）
* 九〇二一・五〇
* 心筋刺激用ペースメーカー（部分品及び附属品を除く。）
* 九〇二一・九〇
* その他のもの
* エックス線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
* 九〇二二・一二
* 九〇二二・一三
* 九〇二二・一四
* 九〇二二・一九
* アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）
* 九〇二二・二一
* 九〇二二・二九
* 九〇二二・三〇
* エックス線管
* 九〇二二・九〇
* その他のもの（部分品及び附属品を含む。）
* 九〇二三・〇〇
* 九〇二四・一〇
* 材料試験機（金属を試験するものに限る。）
* 九〇二四・八〇
* その他の機器
* 九〇二四・九〇
* 部分品及び附属品
* 温度計及びパイロメーター（その他の機器と組み合わせたものを除く。）
* 九〇二五・一一
* 九〇二五・一九
* 九〇二五・八〇
* その他の機器
* 九〇二五・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇二六・一〇
* 液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの
* 九〇二六・二〇
* 圧力の測定用又は検査用のもの
* 九〇二六・八〇
* その他の機器
* 九〇二六・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇二七・一〇
* ガス又は煙の分析機器
* 九〇二七・二〇
* クロマトグラフ及び電気泳動装置
* 九〇二七・三〇
* 分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
* 九〇二七・五〇
* その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
* 九〇二七・八〇
* その他の機器
* 九〇二七・九〇
* ミクロトーム並びに部分品及び附属品
* 九〇二八・一〇
* ガス用計器
* 九〇二八・二〇
* 液体用計器
* 九〇二八・三〇
* 電気用計器
* 九〇二八・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇二九・一〇
* 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品
* 九〇二九・二〇
* 速度計、回転速度計及びストロボスコープ
* 九〇二九・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇三〇・一〇
* 電離放射線の測定用又は検出用の機器
* 九〇三〇・二〇
* オシロスコープ及びオシログラフ
* 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器
* 九〇三〇・三一
* 九〇三〇・三二
* 九〇三〇・三三
* 九〇三〇・三九
* 九〇三〇・四〇
* 遠隔通信用に特に設計したその他の機器（例えば、漏話計、利得測定装置、ひずみ率計及び雑音計）
* その他の機器
* 九〇三〇・八二
* 九〇三〇・八四
* 九〇三〇・八九
* 九〇三〇・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇三一・一〇
* 釣合試験機
* 九〇三一・二〇
* テストベンチ
* その他の光学式機器
* 九〇三一・四一
* 九〇三一・四九
* 九〇三一・八〇
* その他の機器
* 九〇三一・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇三二・一〇
* サーモスタット
* 九〇三二・二〇
* マノスタット
* その他の機器
* 九〇三二・八一
* 九〇三二・八九
* 九〇三二・九〇
* 部分品及び附属品
* 九〇三三・〇〇
* 腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
* 九一〇一・一一
* 九一〇一・一九
* その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
* 九一〇一・二一
* 九一〇一・二九
* その他のもの
* 九一〇一・九一
* 九一〇一・九九
* 腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
* 九一〇二・一一
* 九一〇二・一二
* 九一〇二・一九
* その他の腕時計（ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。）
* 九一〇二・二一
* 九一〇二・二九
* その他のもの
* 九一〇二・九一
* 九一〇二・九九
* 九一〇三・一〇
* 電気式のもの
* 九一〇三・九〇
* その他のもの
* 九一〇四・〇〇
* 目覚まし時計
* 九一〇五・一一
* 九一〇五・一九
* 掛時計
* 九一〇五・二一
* 九一〇五・二九
* その他のもの
* 九一〇五・九一
* 九一〇五・九九
* 九一〇六・一〇
* タイムレジスター及びタイムレコーダー
* 九一〇六・九〇
* その他のもの
* 九一〇七・〇〇
* 電気式のもの
* 九一〇八・一一
* 九一〇八・一二
* 九一〇八・一九
* 九一〇八・二〇
* 自動巻きのもの
* 九一〇八・九〇
* その他のもの
* 九一〇九・一〇
* 電気式のもの
* 九一〇九・九〇
* その他のもの
* 携帯用時計のもの
* 九一一〇・一一
* 九一一〇・一二
* 九一一〇・一九
* 九一一〇・九〇
* その他のもの
* 九一一一・一〇
* ケース（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）
* 九一一一・二〇
* ケース（卑金属製のものに限るものとし、金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）
* 九一一一・八〇
* その他のケース
* 九一一一・九〇
* 部分品
* 九一一二・二〇
* ケース
* 九一一二・九〇
* 部分品
* 九一一三・一〇
* 貴金属製又は貴金属を張つた金属製のもの
* 九一一三・二〇
* 卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）
* 九一一三・九〇
* その他のもの
* 九一一四・一〇
* ばね（ひげぜんまいを含む。）
* 九一一四・三〇
* 文字板
* 九一一四・四〇
* 地板及び受け
* 九一一四・九〇
* その他のもの
* 九二〇一・一〇
* アップライトピアノ
* 九二〇一・二〇
* グランドピアノ
* 九二〇一・九〇
* その他のもの
* 九二〇二・一〇
* 弓で弾くもの
* 九二〇二・九〇
* その他のもの
* 九二〇五・一〇
* 金管楽器
* 九二〇五・九〇
* その他のもの
* 九二〇六・〇〇
* 九二〇七・一〇
* 鍵けん盤楽器（アコーディオンを除く。）
* 九二〇七・九〇
* その他のもの
* 九二〇八・一〇
* オルゴール
* 九二〇八・九〇
* その他のもの
* 九二〇九・三〇
* 楽器用の弦
* その他のもの
* 九二〇九・九一
* 九二〇九・九二
* 九二〇九・九四
* 九二〇九・九九
* 九三〇一・一〇
* 火砲（例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲）
* 九三〇一・二〇
* ロケット発射装置、火炎放射機、てき弾発射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置
* 九三〇一・九〇
* その他のもの
* 九三〇二・〇〇
* 九三〇三・一〇
* 口装の火器
* 九三〇三・二〇
* その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用の散弾銃（散弾銃とライフルとを組み合わせたものを含む。）
* 九三〇三・三〇
* その他のスポーツ用、狩猟用又は標的射撃用のライフル
* 九三〇三・九〇
* その他のもの
* 九三〇四・〇〇
* 九三〇五・一〇
* けん銃のもの
* 九三〇五・二〇
* 第九三・〇三項の散弾銃又はライフルのもの
* その他のもの
* 九三〇五・九一
* 九三〇五・九九
* 散弾銃用弾薬筒及びその部分品並びに空気銃用小弾丸
* 九三〇六・二一
* 九三〇六・二九
* 九三〇六・三〇
* その他の弾薬筒及びその部分品
* 九三〇六・九〇
* その他のもの
* 九三〇七・〇〇
* 九四〇一・一〇
* 航空機に使用する種類の腰掛け
* 九四〇一・二〇
* 自動車に使用する種類の腰掛け
* 九四〇一・三〇
* 回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）
* 九四〇一・四〇
* 腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）
* とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け
* 九四〇一・五二
* 九四〇一・五三
* 九四〇一・五九
* その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）
* 九四〇一・六一
* 九四〇一・六九
* その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）
* 九四〇一・七一
* 九四〇一・七九
* 九四〇一・八〇
* その他の腰掛け
* 九四〇一・九〇
* 部分品
* 九四〇二・一〇
* 歯科用又は理髪用のいすその他これに類するいす及びこれらの部分品
* 九四〇二・九〇
* その他のもの
* 九四〇三・一〇
* 事務所において使用する種類の金属製家具
* 九四〇三・二〇
* その他の金属製家具
* 九四〇三・三〇
* 事務所において使用する種類の木製家具
* 九四〇三・四〇
* 台所において使用する種類の木製家具
* 九四〇三・五〇
* 寝室において使用する種類の木製家具
* 九四〇三・六〇
* その他の木製家具
* 九四〇三・七〇
* プラスチック製家具
* その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具
* 九四〇三・八二
* 九四〇三・八三
* 九四〇三・八九
* 九四〇三・九〇
* 部分品
* 九四〇四・一〇
* マットレスサポート
* マットレス
* 九四〇四・二一
* 九四〇四・二九
* 九四〇四・三〇
* 寝袋
* 九四〇四・九〇
* その他のもの
* 九四〇五・一〇
* シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）
* 九四〇五・二〇
* 卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ
* 九四〇五・三〇
* クリスマスツリーに使用する種類の照明セット
* 九四〇五・四〇
* 電気式のランプその他の照明器具（他の号に該当するものを除く。）
* 九四〇五・五〇
* 非電気式のランプその他の照明器具
* 九四〇五・六〇
* イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品
* 部分品
* 九四〇五・九一
* 九四〇五・九二
* 九四〇五・九九
* 九四〇六・一〇
* 木製のもの
* 九四〇六・九〇
* その他のもの
* 九五〇三・〇〇
* 九五〇四・二〇
* ビリヤード用の物品及び附属品
* 九五〇四・三〇
* その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用自動装置を除く。）
* 九五〇四・四〇
* 遊戯用カード
* 九五〇四・五〇
* ビデオゲーム用のコンソール又は機器（第九五〇四・三〇号の物品を除く。）
* 九五〇四・九〇
* その他のもの
* 九五〇五・一〇
* クリスマス用品
* 九五〇五・九〇
* その他のもの
* スキーその他のスキー用具
* 九五〇六・一一
* 九五〇六・一二
* 九五〇六・一九
* 水上スキー、サーフボード、セールボードその他の水上運動用具
* 九五〇六・二一
* 九五〇六・二九
* ゴルフクラブその他のゴルフ用具
* 九五〇六・三一
* 九五〇六・三二
* 九五〇六・三九
* 九五〇六・四〇
* 卓球用具
* テニスラケット、バドミントンラケットその他これらに類するラケット（ガットを張つてあるかないかを問わない。）
* 九五〇六・五一
* 九五〇六・五九
* ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）
* 九五〇六・六一
* 九五〇六・六二
* 九五〇六・六九
* 九五〇六・七〇
* アイススケート及びローラースケート（これらを取り付けたスケート靴を含む。）
* その他のもの
* 九五〇六・九一
* 九五〇六・九九
* 九五〇七・一〇
* 釣りざお
* 九五〇七・二〇
* 釣針（はりすを付けてあるかないかを問わない。）
* 九五〇七・三〇
* 釣り用リール
* 九五〇七・九〇
* その他のもの
* 九五〇八・一〇
* 巡回サーカス又は巡回動物園のもの
* 九五〇八・九〇
* その他のもの
* 九六〇一・一〇
* アイボリー（加工したものに限る。）及びその製品
* 九六〇一・九〇
* その他のもの
* 九六〇二・〇〇
* 九六〇三・一〇
* ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を結束したものに限るものとし、柄を有するか有しないかを問わない。）
* 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、つめ用ブラシ、まつげ用ブラシその他化粧用ブラシ（器具の部分品を構成するブラシを含むものとし、身体に直接使用するものに限る。）
* 九六〇三・二一
* 九六〇三・二九
* 九六〇三・三〇
* 美術用又は筆記用の筆その他これに類するブラシで化粧用のもの
* 九六〇三・四〇
* 塗装用、ワニス用その他これらに類する用途に供するブラシ（第九六〇三・三〇号のブラシを除く。）、ペイントパッド及びペイントローラー
* 九六〇三・五〇
* その他のブラシ（機械類又は車両の部分品を構成するものに限る。）
* 九六〇三・九〇
* その他のもの
* 九六〇四・〇〇
* 九六〇五・〇〇
* 九六〇六・一〇
* プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品
* ボタン
* 九六〇六・二一
* 九六〇六・二二
* 九六〇六・二九
* 九六〇六・三〇
* ボタンの部分品（ボタンモールドを含む。）及びボタンのブランク
* スライドファスナー
* 九六〇七・一一
* 九六〇七・一九
* 九六〇七・二〇
* 部分品
* 九六〇八・一〇
* ボールペン
* 九六〇八・二〇
* フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー
* 九六〇八・三〇
* 万年筆その他のペン
* 九六〇八・四〇
* シャープペンシル
* 九六〇八・五〇
* 第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセットにしたもの
* 九六〇八・六〇
* ボールペン用中しん（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）
* その他のもの
* 九六〇八・九一
* 九六〇八・九九
* 九六〇九・一〇
* 鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）
* 九六〇九・二〇
* 鉛筆のしん（色を問わない。）
* 九六〇九・九〇
* その他のもの
* 九六一〇・〇〇
* 九六一一・〇〇
* 九六一二・一〇
* リボン
* 九六一二・二〇
* インキパッド
* 九六一三・一〇
* 携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）
* 九六一三・二〇
* 携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）
* 九六一三・八〇
* その他のライター
* 九六一三・九〇
* 部分品
* 九六一四・〇〇
* くし、ヘアスライドその他これらに類する物品
* 九六一五・一一
* 九六一五・一九
* 九六一五・九〇
* その他のもの
* 九六一六・一〇
* 香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部
* 九六一六・二〇
* 化粧用のパフ及びパッド
* 九六一七・〇〇
* 九六一八・〇〇
* 九六一九・〇〇
* 九六二〇・〇〇
* 九七〇一・一〇
* 書画
* 九七〇一・九〇
* その他のもの
* 九七〇二・〇〇
* 九七〇三・〇〇
* 九七〇四・〇〇
* 九七〇五・〇〇
* 九七〇六・〇〇
* （１）  
  別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品
* （２）  
  別表第二二〇八・九〇号の一の（二）のＢの（ｂ）に掲げる物品
* （３）  
  別表第二一〇六・九〇号の二の（二）のＤの（ｂ）、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の（一）若しくは（二）のＡ若しくはＢの（ｂ）、第二二〇七・一〇号の一の（二）のＢ若しくは二の（二）又は第二二〇八・九〇号の一の（二）のＡの（ｂ）若しくは二の（一）若しくは（三）に掲げる物品